

第 7 0 8 号
平成25年4月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市総合計画審議会条例及び天理市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例	1	4
・天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	2	4
・天理市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	3	4
・天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	4	5
・天理市一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	5	5
・天理市学童保育条例の一部を改正する条例	6	6
・天理市立地域活動支援センター条例及び天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例	7	7
・天理市新型インフルエンザ等対策本部条例	8	7
・天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	9	8
・天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例	10	19
・天理市都市公園条例の一部を改正する条例	11	20
・天理市防災会議条例の一部を改正する条例	12	23
・天理市消防団条例	13	23
・天理市消防団員等公務災害補償条例	14	27
・天理市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	15	44
・天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	16	45
・天理市体育施設条例	17	47
・天理市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技	18	52

術管理者の資格基準に関する条例		
規 則	番号	頁数
・天理市下水道条例の一部を改正する条例	19	53
・天理市風致地区条例施行規則規則	4	54
・天理市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則規則	5	77
・天理市事務分掌規則の一部を改正する規則	6	97
・天理市公印規則の一部を改正する規則	7	98
・給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	8	98
・初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	9	99
・天理市会計規則の一部を改正する規則	10	107
・天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11	108
・天理市学童保育条例施行規則の一部を改正する規則	12	109
・天理市養育医療の給付に関する規則	13	109
・天理市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則	14	122
・天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則規則	15	122
・天理市障害者ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則	16	180
・天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則	17	180
・天理市消防団規則	18	180
・天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則	19	189
・天理市消防団員賞じゅつ金等審査委員会規則	20	229
・天理市上下水道事業管理者に対する事務委任規則	21	232

訓 令	番号	頁数
・天理市事務処理規程の一部改正	2	232
・天理市総合計画策定会議規程の一部改正	3	234
・天理市土地利用計画策定会議規程の一部改正	4	234
・天理市土地利用調整会議設置規程の一部改正	5	234
・天理市行政改革推進本部設置要綱の一部改正	6	234
・天理市事務改善提案規程の一部改正	7	235
・天理市職員私有自動車公務使用規程の一部改正	8	235
告 示	番号	頁数
・公示送達について	69	237
・公示送達について	70	237
・公示送達について	71	237
・放置自転車等の保管について	72	237
・放置自転車等の保管について	73	238
・放置自転車等の保管について	74	238
・放置自転車等の保管について	75	239
・放置自転車等の保管について	76	239
・市道の供用開始について	77	240
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	78	240
・放置自転車等の保管について	79	240
・放置自転車等の保管について	80	240
・放置自転車等の保管について	81	241
・放置自転車等の保管について	82	241
・放置自転車等の保管について	83	242
・放置自転車等の保管について	84	242
・放置自転車等の保管について	85	242
・違反広告物の保管について	86	243
・放置自転車等の保管について	87	243
・放置自転車等の保管について	88	243
・平成24年度天理市一般会計補正予算 (第7号) 外7会計補正予算の要領 について	89	244
・平成25年度天理市一般会計予算外8 会計予算の要領について	90	297
・放置自転車等の保管について	91	341
・放置自転車等の保管について	92	341
・天理市道路線の認定について	93	341
・市道の区域決定及び供用開始につ いて	94	342
・地縁による団体の告示事項の変更に	95	342

について		
・放置自転車等の保管について	96	342
・放置自転車等の保管について	97	343
・放置自転車等の保管について	98	343
・放置自転車等の保管について	99	344
・放置自転車等の保管について	100	344
・放置自転車等の保管について	101	344
・平成24年度天理市一般会計補正予算 (第8号) の要領について	102	345
・天理市、山添村、川西町、三宅町及 び田原本町一般廃棄物の処理事務委 託に関する規約の一部改正	103	349
・平成25年度一般廃棄物処理実施計画 について	104	349
・平成25年度天理市国民健康保険料率 の決定について	105	356
・平成25年度天理市国民健康保険料の 減額について	106	356
・風致地区の種別の区域決定について	107	357
・放置自転車等の保管について	108	357
・放置自転車等の保管について	109	358
・放置自転車等の保管について	110	358
・固定資産課税台帳に登録すべき固定 資産の価格等の登録について	111	358
・天理市精神障害者医療費助成要綱の 一部改正について	112	358
・天理市介護保険住宅改修費の支給に 係る受領委任払いに関する要綱の一 部改正について	113	359
・天理市介護保険福祉用具購入費の支 給に係る受領委任払いに関する要綱 の制定について	114	363
・天理市火葬場における使用料の徴収 事務委託契約についての一部改正に ついて	115	364
・天理市章の使用に関する規程の一部 改正について	116	364
・地価公示台帳閲覧規程の一部改正に ついて	117	364
・放置自転車等の保管について	118	364
・放置自転車等の保管について	119	365
・公示送達について	120	365
・放置自転車等の保管について	121	366
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	122	366
・地縁による団体の告示事項の変更に	123	366

公 告			番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	124	366		
・ 放置自転車等の保管について	125	367		
・ 放置自転車等の保管について	126	367		
・ 一般競争入札について	5	368		
・ 天理市学童保育所の指定管理者の代表者の変更について	6	373		
・ 天理農業振興地域整備計画の変更について	7	373		
・ 天理市森林整備計画について	8	373		
・ 大和都市計画道路事業計画の変更に係る図書の写しの縦覧について	9	373		
・ 農用地利用集積計画について	10	373		
・ 天理市福祉センターの指定管理者の指定について	11	374		
・ 平成25年度天理市定期予防接種の実施について	12	374		
・ 指定特定相談支援事業所の指定について	13	375		
教育委員会			番号	頁数
・ 臨時教育委員会の招集について	4	376		
・ 臨時教育委員会の招集について	5	376		
・ 定例教育委員会の招集について	6	376		
・ 天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則	3	376		
農業委員会			番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	4	376		
選挙管理委員会			番号	頁数
・ 農業委員の解職請求に必要な選挙人の数について	4	377		
公平委員会規則			番号	頁数
・ 天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1	377		
監査委員			番号	頁数
・ 定期監査の結果報告について		377		
災害対策本部規程			番号	頁数
・ 天理市災害対策本部規定の一部改正について	1	394		
公営企業			番号	頁数
・ 天理市指定給水装置工事事業者の指定について	3	394		
・ 平成24年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	4	394		
・ 平成24年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	5	395		
・ 天理市下水道条例施行規程の一部改正について	1	395		
・ 天理市企業職員管理職手当支給規程の一部改正について	2	396		
・ 天理市上下水道局事務分掌規程の一部改正について	3	396		

条 例

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市総合計画審議会条例及び天理市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 1 号

天理市総合計画審議会条例及び天理市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例

(天理市総合計画審議会条例の一部改正)

第 1 条 天理市総合計画審議会条例 (昭和53年12月天理市条例第23号) の一部を次のように改正する。

第 8 条中「市長公室企画課」を「市長公室企画政策課」に改める。

(天理市行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第 2 条 天理市行政改革推進委員会設置条例 (昭和60年 3 月天理市条例第10号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「市長公室企画課」を「市長公室行政改革推進課」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 2 号

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和42年12月天理市条例第36号) の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 天理市消防団員等公務災害補償条例 (平成25年 3 月天理市条例第14号) の適用を受ける者

第10条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 3 号

天理市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市実費弁償に関する条例 (昭和43年 5 月天理市条例第22号) の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(10) 天理市消防団員等公務災害補償条例 (平成25年 3 月天理市条例第14号) 第32条の規定により出頭した者

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 4 号

天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年 7 月天理市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成25年 3 月31日」を「平成26年 3 月31日」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和47年 3 月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「平成25年 3 月31日」を「平成26年 3 月31日」に改める。

(天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例(平成22年 3 月天理市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成25年 3 月31日」を「平成26年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 5 号

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年 3 月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第 1 項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 6 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 3 項」とする。

附則第 4 項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和58年12月天理市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「第 3 条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第 4 条若しくは第 5 条」を「第 3 条から第 5 条まで」に改め、「20年以上」及び「、新条例第 3 条から第 5 条の 3 までの規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第 4 項中「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を削り、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、新条例第 3 条第 1 項及び第 5 条の

2の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第5項中「、新条例第5条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削る。

第3条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成16年3月天理市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「44年」を「42年」に改める。

第4条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年3月天理市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職した者を除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第2条の4」に改め、「附則第9項の規定による改正後の」及び「附則第10項の規定による改正後の」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）附則第3項（新退職手当条例附則第5項及び第3条の規定による改正後の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第4項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、新退職手当条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

3 第2条の規定による改正後の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項（同条例附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

4 第4条の規定による改正後の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

（平成25年3月29日掲示済）

天理市学童保育条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第6号

天理市学童保育条例の一部を改正する条例

天理市学童保育条例（平成15年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条（見出しを含む。）中「学童保育料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条

に次の1項を加える。

2 地方自治法第244条の2第8項の規定により、市長は、指定管理者に前項の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第11条見出しを含む。)中「学童保育料」を「利用料金」に、「前条」を「前条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に、「とする」を「を超えない範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額とする」に改める。

第12条(見出しを含む。)中「学童保育料」を「利用料金」に改める。

第13条(見出しを含む。)中「学童保育料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第14条(見出しを含む。)中「学童保育料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に、「当該各号」を「市長の承認を得て当該各号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平成25年3月29日掲示済)

天理市立地域活動支援センター条例及び天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第7号

天理市立地域活動支援センター条例及び天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

(天理市立地域活動支援センター条例の一部改正)

第1条 天理市立地域活動支援センター条例(平成13年9月天理市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第2条 天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年3月天理市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月29日掲示済)

天理市新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成25年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第8号

天理市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、天理市新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故が

あるときは、その職務を代理する。

- 3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（平成25年3月29日揭示済）

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第9号

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年3月天理市条例第3号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 再利用等による廃棄物の減量（第9条—第13条）
- 第3章 適正処理困難物の抑制（第14条・第15条）
- 第4章 廃棄物の処理等（第16条—第38条）
- 第5章 廃棄物処理手数料（第39条・第40条）
- 第6章 一般廃棄物処理業（第41条—第48条）
- 第7章 浄化槽清掃業（第49条—第52条）
- 第8章 地域の生活環境（第53条—第55条）
- 第9章 雑則（第56条—第60条）
- 第10章 罰則（第61条—第63条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、廃棄物の処理に関する施設(以下「処理施設」という。)の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

4 市は、再利用等による廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

5 市は、廃棄物の減量、処理及び処理施設に関する施策並びに施設の運営状況について、市民に明らかにしなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の推進に関し必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(市民の参加)

第5条 市長は、廃棄物の減量、処理及び再利用について、市民の意見を施策に反映させるよう必要な措置を講じなければならない。

(他の地方公共団体との協力)

第6条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事業の実施に当たって必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第8条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

(市の減量義務)

第9条 市は、再利用の対象となる物の収集及び処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生を抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（再利用の容易性の自己評価等）

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと及びその製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

（適正包装等）

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

（市民の自主的行動）

第13条 市民は、再利用可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

第3章 適正処理困難物の抑制

（処理困難性の自己評価等）

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

（適正処理困難物の指定等）

第15条 市長は、製品、容器等が廃棄物となった場合において、市長の指定する処理施設及び処理技術に照らしその適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

第4章 廃棄物の処理等

（一般廃棄物処理計画）

第16条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

2 市長は、処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

（一般廃棄物の処理）

第17条 市は、処理計画に従い、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 市は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条の規定によるものとする。

(一般廃棄物の収集運搬の委託)

第18条 市長は、処理計画の範囲内において、法第6条の2第2項の規定により令第4条に定める基準に従い、一般廃棄物の収集及び運搬を市以外の者に委託することができる。

(事業系一般廃棄物の処理)

第19条 事業者は、処理計画に従い、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす事業者については、この限りでない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、令第3条に規定する基準に従わなければならない。

3 事業者は、事業系一般廃棄物の処理に当たっては、再生利用又は破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理(以下「中間処理」という。)を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(占有者等の自己処理)

第20条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる家庭廃棄物については、なるべく自ら処分するよう努めなければならない。

(処理計画遵守義務)

第21条 占有者等は、自ら処分しない家庭廃棄物については、適正に分別し、市長が家庭廃棄物を収集するための場所として承認した場所(以下「集積場所」という。)に排出する等処理計画に従わなければならない。

2 占有者等は、家庭廃棄物を排出する際に、廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、集積場所を常に清潔にしておかななければならない。

(資源物の所有権及び持ち去り等の禁止)

第22条 前条第1項の規定により集積場所に排出された一般廃棄物のうち再利用可能なものとして規則で定めるもの(以下この条において「資源物」という。)の所有権は、市に帰属するものとする。

2 市長が指定する事業者以外の者は、集積場所から資源物を持ち去り、又は移動させてはならない。

3 市長は、市長が指定する事業者以外の者が前項の規定に違反して、集積場所から資源物を持ち去り、又は移動したときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

(家庭廃棄物の排出方法)

第23条 占有者等は、市が収集、運搬及び処分する家庭廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)を排出するときは、処理計画に従い、その種別ごとに分別しなければならない。

2 前項の規定により難いと市長が認めるときは、占有者等は、市長の指示に従わなければならない。

(排出禁止物)

第24条 占有者等は、市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害物質を含むもの

(2) 危険性のあるもの

(3) 引火性のあるもの

(4) 著しく悪臭を発するもの

(5) 特別管理一般廃棄物に指定されているもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生ずるもの

2 占有者等は、前項各号に掲げる廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(動物の死体の処理)

第25条 占有者等は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 遺棄された小動物の死体を発見した者は、速やかに市長に通報しなければならない。

(改善勧告)

第26条 市長は、占有者等が第21条第1項の規定に違反しているとき、その占有者等に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集拒否)

第27条 市長は、占有者等が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかったとき又は第21条第2項の規定に違反しているとき、当該廃棄物の収集を拒否することができる。

(多量の事業系一般廃棄物の処理)

第28条 市長は、規則で定める多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、それらを自ら処理するよう命ずることができる。

2 前項に規定する事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、令第3条に規定する基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第29条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項に規定する保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第30条 市長は、事業者(第41条第1項の許可を受けた者を含む。次項において同じ。)に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を規則で定める基準に従い、分別して排出するよう命ずることができる。

(一般廃棄物搬入届出書)

第31条 規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物搬入届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、一般廃棄物搬入届出書に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物管理票)

第32条 規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を他人に委託して市長の指定する処理施設に運搬させる場合には、規則で定めるところにより、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物の運搬を受託した者(以下「運搬受託者」という。)に対し、同項に規定する管理票を交付しなければならない。

3 運搬受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、第1項に規定する管理票を市長に提出しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、管理票の回付その他の必要な事項は、規則で定める。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第33条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の事業者が同項の受入基準に従わない場合には、事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(改善命令等)

第34条 市長は、事業者が第28条第2項又は第29条の規定に違反しているとき、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(準用)

第35条 第17条第1項、第21条、第23条、第26条及び第27条の規定は、第19条第1項ただし書に規定する事業者及びその者が排出する事業系一般廃棄物の処理について準用する。

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第36条 市長は、法第11条第2項の規定により必要であると認めるときは、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 前項に規定する産業廃棄物に関し必要な事項は、規則で定める。

(処理命令)

第37条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、当該産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

第38条 第17条第3項、第19条第3項、第29条、第30条、第31条及び第34条(第28条第2項の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第5章 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第39条 市長は、廃棄物の処理に関し、別表に定める廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)を徴収する。

2 処理手数料の徴収方法に関し必要な事項は、規則で定める。

(処理手数料の減免)

第40条 市長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者、天災を受けた者その他市長が特に必要と認める者については、処理手数料を減免することができる。

第6章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物収集運搬業の許可)

第41条 一般廃棄物の収集又は運搬の事業(以下「一般廃棄物収集運搬業」という。)を行おうとする者は、法第7条第1項の規定により市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

(2) その申請の内容が、市長が定める処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当する者

イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

エ その他規則で定める者

3 第1項の許可は、1年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 第1項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

5 市長は、第1項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(一般廃棄物処分業の許可)

第42条 一般廃棄物の処分の事業(以下「一般廃棄物処分業」という。)を行おうとする者は、法第7条第

6項の規定により市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 市による一般廃棄物の処分が困難であること。
- (2) その申請の内容が、市長が定める処理計画に適合するものであること。
- (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして規則で定める基準に適合するものであること。
- (4) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当する者

イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

エ その他規則で定める者

3 第1項の許可は、1年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 第1項の許可には、一般廃棄物の処分を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

5 市長は、第1項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

（変更の許可）

第43条 第41条第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）又は前条第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、法第7条の2第1項の規定により市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 第41条第2項及び第4項の規定は一般廃棄物収集運搬業の範囲の変更に係る前項の許可について、前条第2項及び第4項の規定は一般廃棄物処分業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

（処理基準）

第44条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第17条第3項に規定する基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

（遵守義務）

第45条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事務所又は事業所に備え置き、許可の内容が明らかになるようにしておくこと。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

（許可の取消し等）

第46条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者がこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が第41条第2項第4号アからエまで若しくは第42条第2項第4号アからエまでのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定め、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

（許可証の再交付）

第47条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

（許可申請手数料）

第48条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める許可申請手数料を申請の際に納付しなければならない。

ならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1件につき5,000円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1件につき5,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 1件につき5,000円
- (4) 一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 1件につき5,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 1件につき5,000円
- (6) 一般廃棄物処分業で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 1件につき5,000円
- (7) 前条の規定により許可証の再交付を受けようとする者 1件につき3,000円

第7章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可)

第49条 浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 市長は、第1項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(許可証の譲渡等の禁止)

第50条 前条第1項の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の再交付)

第51条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可申請手数料)

第52条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める許可申請手数料を申請の際に納付しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業の許可又はその更新を受けようとする者 1件につき5,000円
- (2) 前条の規定により許可証の再交付を受けようとする者 1件につき3,000円

第8章 地域の生活環境

(清潔の保持)

第53条 占有者等は、土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

- 2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。
- 3 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物を配布し、又は配布させた者は、散乱した物を速やかに清掃しなければならない。
- 4 土木建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等が公共の場所に飛散し、又は流出する等によって生活環境の保全上支障が生ずることのないよう適正に管理しなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第54条 前条第2項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第55条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するものとする。

第9章 雑則

(集積場所の設置及び届出)

第56条 規則で定める建築物を建設しようとする者及び開発行為等をしようとする者(以下「建設者」と

いう。)は、その敷地内又は市長が指示する場所に廃棄物の集積場所を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該集積場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第57条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第58条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

第59条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する学科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(委任)

第60条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第10章 罰則

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第3項の規定による命令に違反した者
- (2) 第30条第1項又は第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (3) 第34条(第38条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第62条 第45条の規定に違反した者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第15条、第19条第1項及び第3項、第22条第3項、第26条、第27条、第29条、第30条、第32条から第35条まで、第37条、第38条、第41条から第43条まで、第45条、第46条、第56条、第57条並びに第10章の規定は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第39条関係）

廃棄物処理手数料

区分	内容	算定基準及び手数料
一般廃棄物 (動物の死体及びし尿を除く。)	占有者等が家庭廃棄物を本市の処理施設へ直接搬入するとき	搬入量から100kgを控除した残量10kg（10kg未満は、10kgとみなす。）につき 80円
	事業者が事業系一般廃棄物を本市の処理施設へ直接搬入するとき	搬入量10kg（10kg未満は、10kgとみなす。）につき 160円
	上記の規定にかかわらず、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第12条に規定する再商品化等に必要な行為に関する料金を納付したものに限る。）については、1台につき3,000円とする。	
占有者等が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を本市の処理施設へ直接搬入するとき		搬入量10kg（10kg未満は、10kgとみなす。）につき 160円
動物の死体		1体につき 1,000円
し尿	従量	180（180未満は、180とみなす。）につき150円。ただし、公共下水道処理区域内であって、下水の処理が開始された日から3年を経過した区域については、250円とする。
	特別加算	仮設便所及び特殊なくみ取り方法等によらなければならない便所（一般家庭に係るものを除く。） 1便槽につき 700円

備考 し尿の処理手数料を算定する場合には、従量及び特別加算を併用する。

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第10号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第11条の 3 に次のただし書を加える。

ただし、第24条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第11条の 3 に次の 1 号を加える。

(3) 当該年度における第24条第 1 項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

第15条第 1 項第 3 号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

第15条の 5 の 2 中「又は第 2 号」を「から第 3 号まで」に改め、同条第 1 号中「次号」を「次号又は第 3 号」に改め、同条第 2 号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）

第15条第 1 項第 3 号ウに定めるところにより算定した額

第15条の 6 の 2 に次のただし書を加える。

ただし、第24条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第15条の 6 の 2 に次の 1 号を加える。

(3) 当該年度における第24条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第15条の 6 の 5 第 1 項第 3 号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

第15条の 6 の 9 中「又は第 2 号」を「から第 3 号まで」に改め、同条第 1 号中「次号」を「次号又は第 3 号」に改め、同条第 2 号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）

第15条の 6 の 5 第 1 項第 3 号ウに定めるところにより算定した額

第15条の 7 に次のただし書を加える。

ただし、第24条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第15条の7に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第24条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額
附則第2条(見出しを含む。)中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の天理市国民健康保険条例の規定(附則第2条の規定を除く。)は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成25年3月29日揭示済)

天理市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第11号

天理市都市公園条例の一部を改正する条例

天理市都市公園条例(昭和45年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条の2 天理市教育委員会(以下「委員会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、有料公園施設の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(業務の範囲)

第9条の3 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 有料公園施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 第17条第1項の規定による前号の許可等に係る監督処分に関すること。
- (3) 有料公園施設の維持管理(大規模な改修に係るものを除く。)に関すること。
- (4) その他有料公園施設の管理に関し委員会が必要と認める業務

第10条(見出しを含む。)中「使用」を「利用」に、「天理市教育委員会(以下「委員会」という。)」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、有料公園施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

第11条(見出しを含む。)中「使用」を「利用」に改める。

第12条を次のように改める。

(利用料金)

第12条 第10条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定により、市長は、指定管理者に第1項の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第13条(見出しを含む。)中「使用料」を「利用料金」に、「使用許可」を「利用の許可」に改める。

第14条(見出しを含む。)中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に、

「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「本市」を「市若しくは指定管理者」に、「使用許可」を「利用の許可」に改め、同条第3号中「使用開始前」を「利用開始前」に、「使用許可」を「利用の許可」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第4号中「市長において」を「指定管理者が」に改める。

第15条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第16条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改める。

第17条第1項中「委員会」を「指定管理者」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

有料公園施設の利用料金

1 天理市立庭球場

有料公園施設の名称	利用単位	利用料金	
		人工芝	
天理市立庭球場	コート1面1時間		500円
		照明設備	300円

備考

- (1) 1時間未満は、1時間とみなす。
- (2) 市外に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

2 天理市立総合体育館

(1) 施設利用料金

有料公園施設の名称	区分	利用時間		午前 (9:00~ 12:00)	午後 (13:00~ 17:00)	夜間 (18:00~ 21:00)	全日 (9:00~ 21:00)
		全面利用	部分利用				
天理市立総合体育館	主競技場	全面利用		3,000円	4,200円	6,000円	12,000円
		部分利用	床面積の2分の1	1,500円	2,100円	3,000円	6,000円
			床面積の3分の1	1,000円	1,400円	2,000円	4,000円
	サブ競技場	全面利用		1,000円	1,400円	2,000円	4,000円
		部分利用	個人利用	100円	150円	200円	
	トレーニング室	部分利用	個人利用	100円	150円	200円	
	選手控室			800円	1,000円	1,200円	2,800円
研修室			300円	400円	500円	1,100円	

備考

- (1) 「個人利用」とは、トレーニング器具を用いて利用する場合、卓球の練習で利用する場合その他利用者が1人又は数人であって少面積を利用する場合で指定管理者が認めるものをいう。
- (2) 市外に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

(2) 附属設備及び器具の利用料金

種類	単位	利用料金		備考
		午前・午後・夜間 (各1回につき)	全日	
バスケットボール用具	1式	600円	1,500円	ボールを除く。
バレーボール用具	〃	200円	500円	ボールを除く。
バドミントン用具	〃	200円	500円	ラケット及び羽根を除く。
テニス用具	〃	200円	500円	ラケット及びボールを除く。
卓球用具	〃	200円	500円	ラケット及び球を除く。
ハンドボール用具	〃	200円	500円	ボールを除く。

電光掲示板	〃	1,000円	2,500円	
放送設備	〃	1,500円	4,000円	
ステージ	〃	1,000円	2,000円	
パイプ椅子	1脚		50円	

備考 この表に掲げるもの以外の附属設備及び器具の利用料金の額は、類似する附属設備及び器具の利用料金の額に準じて指定管理者が市長の承認を得て算定した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の天理市都市公園条例の規定によりされた同日以後の利用に係る申請及び許可は、この条例の規定によりされた申請及び許可とみなす。

(平成25年 3月29日 掲示済)

天理市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第12号

天理市防災会議条例の一部を改正する条例

天理市防災会議条例（昭和37年10月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第6号中「天理消防団長」を「市の消防団長」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。

(平成25年 3月29日 掲示済)

天理市消防団条例をここに公布する。

平成25年 3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第13号

天理市消防団条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 本市に消防団を設置する。

2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
天理市消防団	天理市全域

(定員)

第3条 団員の定員は、312人とする。

(任命)

第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦により市長が任命し、団長以外の団員は、団長が次に掲げる資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

(1) 本市に居住する者。ただし、団長が特に必要と認める者は、この限りでない。

(2) 年齢18歳以上の者

- (3) 意志が強く、健康な者
(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(3) 第7条第1項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
(分限)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
(4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 死亡したとき。
(2) 所在不明となったとき。
(3) 第4条第1号に規定する資格を失ったとき。
(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
(5) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けたとき。
(懲戒)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。この場合において、団長以外の団員の懲戒処分については、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
(2) 職務上の義務に違背し、又は職務を怠った場合
(3) 団員としてふさわしくない非行があった場合

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(退職)

第8条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(服務規律)

第9条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても自ら水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第10条 団員が10日以上居住地を離れる場合においては、団長にあっては市長に、副団長その他の者にあっては、団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第11条 団員は、その職の信用を傷つけ、又は消防全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第12条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報酬)

第13条 団員の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前項の報酬は、毎年度2期に分けて支給する。ただし、年度の中途において団員となった者についてはその任命された日の属する月分から、退職等によりその職を離れた者についてはその退職等の日の属する月分まで、月割計算により支給する。

(費用弁償)

第14条 団員が次の各号に掲げる職務に従事したときは、費用弁償として当該各号に掲げる額を支給す

る。

- (1) 水火災による出動 1回につき3,000円
- (2) 警備による出動 1回につき2,000円
- (3) 訓練による出動 1回につき2,000円
- (4) 機械器具点検による出動 1回につき1,000円
- (5) その他の出動 1回につき2,000円

2 前項に規定する費用弁償は、その職務に従事した日の属する月の翌月に支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、別に定める月に支給することができる。

3 団員が公務のために旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。

4 前項に規定する費用弁償の支給方法については、天理市職員等の旅費に関する条例（昭和37年3月天理市条例第12号）の適用を受ける職員の例による。

（表彰）

第15条 市長及び団長は、団員がその業務又は職務の遂行について功労が顕著であると認める場合には、これを表彰することができる。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに山辺広域行政事務組合消防団員の定員、任免及び服務等に関する条例（平成2年4月山辺広域行政事務組合条例第21号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

別表（第13条、第14条関係）

区分	報酬の年額	費用弁償の額
団長	135,000円	行政職給料表 7 級の職員の旅費相当額
副団長	100,000円	同上
分団長	73,000円	行政職給料表 6 級の職員の旅費相当額
副分団長	63,000円	同上
部長	52,000円	行政職給料表 4 級の職員の旅費相当額
班長	43,000円	同上
団員	41,000円	行政職給料表 3 級の職員の旅費相当額

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市消防団員等公務災害補償条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第14号

天理市消防団員等公務災害補償条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 損害補償（第4条—第30条）
- 第3章 雑則（第31条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

（損害補償を受ける権利）

第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項（同法第36条において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態になったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第3条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利を変更されることはない。

2 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

第2章 損害補償

（損害補償の種類）

第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。

- (1) 療養補償

- (2) 休業補償
 - (3) 傷病補償年金
 - (4) 障害補償
 - ア 障害補償年金
 - イ 障害補償一時金
 - (5) 介護補償
 - (6) 遺族補償
 - ア 遺族補償年金
 - イ 遺族補償一時金
 - (7) 葬祭補償
- (補償基礎額)

第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計の途がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合にあっては、そのうち1人にあっては367円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

(療養補償)

第6条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかった場合において、市は、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

(療養及び療養費の支給)

第7条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

2 市は、その経営する医療機関若しくは薬局又は市長がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第1号から第5号までに掲げる療養(同項第4号又は第5号に掲げる療養に

あつては、これらの医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護を除く。)を行うものとする。

3 市は、前項の医療機関若しくは薬局において療養を行うことが困難であると市長が認めるとき、非常勤消防団員等が同項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の医療機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると市長が認めるとき、又は非常勤消防団員等が第1項第4号から第6号までに掲げる療養(同項第4号又は第5号に掲げる療養にあつては、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。)を受けた場合において市長が必要と認めるときは、その必要な療養の費用を当該非常勤消防団員等に支払う。

(休業補償)

第8条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、市は、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合(規則で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

- (1) 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- (2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

(傷病補償年金)

第9条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、市は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

- (1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして規則で定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級(前項第2号の傷病等級をいう。以下同じ。)のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

4 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の障害等級に該当するに至

った場合には、新たに該当するに至った障害等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後

は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

(障害補償)

第10条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、市は、障害補償として、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、規則で定める。

3 障害補償年金の額は、1年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍
- (4) 第4級 213倍
- (5) 第5級 184倍
- (6) 第6級 156倍
- (7) 第7級 131倍

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第8級 503倍
- (2) 第9級 391倍
- (3) 第10級 302倍
- (4) 第11級 223倍
- (5) 第12級 156倍
- (6) 第13級 101倍
- (7) 第14級 56倍

5 障害等級に該当する程度の障害が2以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。

6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち非常勤消防団員等に最も有利なものによる。

- (1) 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の1級上位の障害等級
- (2) 第8級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の2級上位の障害等級
- (3) 第5級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の3級上位の障害等級

7 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を越えてはならない。ただし、同項の規定による障害等級が第7級以上になる場合には、この限りでない。

8 既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷又は疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額（加重後の障害が第22条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額）を差し引いた金額をもって障害補償の金額とする。

- (1) その者の加重前の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補

償年金の額

(2) その者の加重前の障害等級が第8級以下であり、かつ、加重後の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額を25で除して得た金額

(3) その者の加重後の障害等級が第8級以下である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額

9 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の障害等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。

(介護補償)

第11条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 病院又は診療所に入院している場合

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として支給する。

(遺族補償)

第12条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡した場合において、市は、遺族補償として、当該非常勤消防団員等の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

第13条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。）以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。

(1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母及び祖父母については、60歳以上であること。

(2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

(3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、規則で定める障害の状態（次条、第15条及び第19条において「特定障害状態」という。）にあること。

2 非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かってその子は、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。

3 遺族補償年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第14条 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、1年

につき当該各号に定める額とする。

- (1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額（55歳以上の妻又は特定障害状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額）
- (2) 2人 補償基礎額に201を乗じて得た額
- (3) 3人 補償基礎額に223を乗じて得た額
- (4) 4人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とし、これらの者のうち1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻に、その者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

- (1) 55歳に達したとき（特定障害状態にあるときを除く。）。
- (2) 特定障害状態になり、又はその事情がなくなったとき（55歳以上であるときを除く。）。

第15条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。
- (3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。
- (4) 離縁によって、死亡した非常勤消防団員等との親族関係が終了したとき。
- (5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き特定障害状態にあるときを除く。）。
- (6) 特定障害状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については、非常勤消防団員等の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は非常勤消防団員等の死亡の当時60歳以上であったときを除く。）。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第16条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間その支給を停止する。この場合において、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第14条第3項の規定は、第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合について準用する。この場合において、同条第3項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替える。

（遺族補償一時金）

第17条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の死亡の当時において次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者

- (2) 非常勤消防団員等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外のもので主として非常勤消防団員等の収入によって生計を維持していたもの
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 非常勤消防団員等が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

第18条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 非常勤消防団員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。
- (2) 遺族補償年金を受取る権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受取るすることができる遺族がなく、かつ、当該非常勤消防団員等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

第19条 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

- (1) 第17条第1項第3号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 400倍
- (2) 第17条第1項第3号に該当する者のうち、非常勤消防団員等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は特定障害状態にある3親等内の親族 700倍
- (3) 第17条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者 1,000倍

2 第14条第2項の規定は、遺族補償一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。

（遺族からの排除）

第20条 非常勤消防団員等を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

2 非常勤消防団員等の死亡前に、当該非常勤消防団員等の死亡によって遺族補償年金を受取ることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受取るることができる遺族としない。

3 非常勤消防団員等の死亡前又は遺族補償年金を受取るすることができる遺族の当該遺族補償年金を受取る権利の消滅前に、当該非常勤消防団員等の死亡又は当該権利の消滅によって遺族補償一時金を受取るすることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受取るることができる遺族としない。

4 遺族補償年金を受取るすることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受取るすることができる遺族としない。非常勤消防団員等の死亡前に、当該非常勤消防団員等の死亡によって遺族補償年金を受取るすることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

5 遺族補償年金を受取るすることができる遺族が遺族補償年金を受取ることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受取ることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受取る権利を有する者であるときは、その権利は消滅する。

6 第15条第1項後段の規定は、前項後段の場合について準用する。

（葬祭補償）

第21条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

（特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例）

第22条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、

そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第9条第2項、第10条第3項若しくは第4項又は第14条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50（傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45）を乗じて得た額を加算した額とし、第19条第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額（第18条第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

（損害補償の制限）

第23条 非常勤消防団員等が、故意に犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、市は、損害補償の全部又は一部を行わないことができる。

（年金たる損害補償の額の端数処理）

第24条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

（年金たる損害補償の額の支給期間等）

第25条 年金たる損害補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わる。

- 2 年金たる損害補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。
- 3 年金たる損害補償は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は、支給期月でない月であっても支給する。

（死亡の推定）

第26条 行方不明となった非常勤消防団員等の生死が3月間分からない場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となった日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。

（未支給の損害補償）

第27条 この条例に基づく損害補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき損害補償でまだ支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の損害補償の支給を請求することができる。

- 2 前項の場合において、死亡した者が死亡前にその損害補償を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その損害補償を請求することができる。
- 3 前項の規定による損害補償を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順序（遺族補償年金については、第13条第3項に規定する順序）とする。
- 4 第1項及び第2項の規定による損害補償を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（年金たる損害補償等の支給額の調整）

第28条 年金たる損害補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる損害補償が支給されたときは、その支給された年金たる損害補償は、その後に支給される

べき年金たる損害補償の内払とみなすことができる。年金たる損害補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる損害補償が支給された場合における当該年金たる損害補償の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

- 2 公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る同一の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。
- 3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなった場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第29条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる損害補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次に掲げる損害補償があるときは、市は、当該損害補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

- (1) 年金たる損害補償を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族補償年金、遺族補償一時金又は葬祭補償
- (2) 過誤払による返還金債権に係る遺族補償年金と同順位で支給されるべき遺族補償年金（補償の免責及び求償権）

第30条 市は、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けた場合においては、同一の事由については、その受けた療養その他の給付又は補償の限度において、損害補償の責めを免れる。

- 2 市は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害補償を受けたときは、その価額の限度において、損害補償の責めを免れる。
- 3 市は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を行ったときは、その価格の限度において、損害補償を受けた者が、当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第3章 雑則

（異議申立て）

第31条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、異議申立てをすることができる。

（報告、出頭等）

第32条 市長は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

（損害補償費の返還要求）

第33条 市は、非常勤消防団員等に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後に、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

- 2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者がいるときは、市は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（委任）

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。

(損害補償の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、山辺広域行政事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成2年 4月山辺広域行政事務組合条例第23号)(以下この条において「山辺組合条例」という。)の規定により支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。)並びに施行日の前日までに山辺組合条例の規定により支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日前の期間について支給すべきものについては、なお山辺組合条例の例による。

2 施行日の前日までに非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は施行日の前日までの公務による負傷若しくは疾病により施行日以後に死亡し、若しくは障害の状態となった場合におけるこれらの災害について、山辺組合条例の規定によりされた補償、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた補償、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までに消防作業従事者等が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は施行日の前日までに消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により施行日以後に死亡し、若しくは障害の状態となった場合におけるこれらの災害について、山辺組合条例の規定によりされた補償、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた補償、手続その他の行為とみなす。

(他の法律による給付との調整)

第3条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について、次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第24条を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)	0.73
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金	0.73
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。)	0.80

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について、次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第24条を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が

あるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について、次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80

	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

- (1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金
- (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法の規定による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89

7 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。

- (1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付
- (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号に定める給付
（脳死した者の身体に対する療養補償）

第4条 この条例の規定に基づく療養（療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。）の給付に継続して、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

(障害補償年金差額一時金)

第5条 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第22条の規定が適用された場合にあつては、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に満たないときは、市は、その者の遺族に対し、損害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第1級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額
第2級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第3級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第4級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第5級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第6級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第7級	補償基礎額に560を乗じて得た額

2 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第10条第8項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、市は、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給する。

(1) その者の加重前の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額（加重後の障害が第22条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額（加重後の障害が同条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重前の障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）を差し引いた額

(2) その者の加重前の障害等級が第8級以下である場合 その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額（加重後の障害が第22条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に当該障害補償年金に係る第10条第8項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害等級に応ずる同条第1項の規定による金額（加重後の障害が第22条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重後の障害等級に応じ、同項の規定による金額に同条に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額）で除して得た数を乗じて得た額

3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

4 第14条第2項の規定は障害補償年金差額一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について、第17条第3項、第20条第1項及び第2項並びに第26条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第14条第2項中「遺族補償年金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、「前項」とあるのは「附則第5条第1項」と、第17条第3項中「第1項第3号及び第

4号」とあるのは「附則第5条第3項第2号」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同号」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第20条第1項中「遺族補償」とあり、同条第2項中「遺族補償年金」とあり、及び第26条中「遺族補償及び葬祭補償」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と読み替えるものとする。

- 5 障害補償年金差額一時金が支給される場合における第27条及び第29条の規定の適用については、第27条第1項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は障害補償年金差額一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該障害補償年金差額一時金」と、同条第3項中「遺族補償年金については、第13条第3項」とあるのは「遺族補償年金については第13条第3項、障害補償年金差額一時金については附則第5条第3項後段」と、第29条第1号中「又は葬祭補償」とあるのは、「葬祭補償又は障害補償年金差額一時金」とする。

(障害補償年金前払一時金)

第6条 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申出をしたときは、市は、損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

- 2 前項の申出は、障害補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支給を受けた場合においても、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。
- 3 第1項の申出は、同一の事由につき2回以上行うことはできない。
- 4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第10条第8項の規定が適用された場合にあっては、加重前の障害等級に応じ前条第2項各号に定める額（加重後の障害が第22条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。）。以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍若しくは200倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。
- 5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
- (1) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月以前の各月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額
- (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期日から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該

障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

- 第7条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申出をしたときは、市は、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。
- 2 前項の申出は、遺族補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支給を受けた場合においても、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。
 - 3 第1項の申出は、同一の事由につき2回以上行うことができない。
 - 4 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、補償基礎額の1,000倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。
 - 5 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上ある場合には、第1項の申出及び前項の選択は、これらの遺族がそのうち1人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。
 - 6 第14条第2項の規定は、遺族補償年金前払一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。この場合において、第14条第2項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「前項」とあるのは「附則第7条第4項」と読み替えるものとする。
 - 7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第1項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
 - (1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第1項の申出を行った場合にあつては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第4項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から1年を経過する月以前の各月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額
 - (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
 - 8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第18条、第19条又は第27条の規定の適用については、第18条第2号及び第19条第1項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第27条第1項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第3項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」とする。

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第8条 次の表の左欄に掲げる期間に公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した非常勤消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該非常勤消防団員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第13条第1項第4号に規定する者であつて第15条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。）は、第13条第1項の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第14条第1項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第8条第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第15条第2項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項第1号から第4号までのいずれか」とする。

施行日から当分の間	55歳以上60歳未満	60歳
-----------	------------	-----

2 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第13条第1項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後にする。

3 第1項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、前条第1項から第8項までの規定の適用を妨げるものではない。

4 第1項に規定する遺族に対する第27条の規定の適用については、同条第3項中「第13条第3項」とあるのは、「附則第8条第2項」とする。

(葬祭補償の額に関する暫定措置)

第9条 当分の間、第21条の規定による金額が補償基礎額の60倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該60倍に相当する額を葬祭補償の額とする。

別表（第5条関係）

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円
部長、班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円

備考

- 1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級によるものとする。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算するものとする。

(平成25年 3月29日 掲示済)

天理市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例をここに公布する。

平成25年 3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第15号

天理市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市に勤務する消防団員に賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を授与することについて必要な事項を定めるものとする。

(賞じゅつ金授与の要件)

第2条 市長は、消防団員が消防業務に従事するに当たって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となった場合に賞じゅつ金を授与することができる。

(賞じゅつ金の種類及び金額)

第3条 賞じゅつ金の種類及び金額は、次のとおりとする。

(1) 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下で、功労の程度によって定める額

(2) 障害者賞じゅつ金 2,060万円以下で、別表に定める障害等級の区分ごとに功労の程度によって定める額

(殉職者特別賞じゅつ金)

第4条 市長は、消防団員が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に顕著であると認められる場合においては、3,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。

2 殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は、第2条の規定による賞じゅつ金は授与しない。

(授与の対象)

第5条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、殉職者の遺族に授与するものとし、その遺族の範囲及び授与される順位等は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「政令」という。)第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。

(賞じゅつ金等審査委員会)

第6条 賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与については、天理市消防団員賞じゅつ金等審査委員会を設けてこれを審査するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日までに、山辺広域行政事務組合の消防団員であった者の施行日前に発生した災害に係る山辺広域行政事務組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(平成2年4月山辺広域行政事務組合条例第17号。以下この項において「山辺組合条例」という。)の規定による賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金で施行日以後に支給となるものの支給については、なお山辺組合条例の例による。

別表（第 3 条関係）

障 害 者 賞 じ ゅ つ 金

障害等級	功勞の程度による支給額	
第 1 級	20,600,000円以下	4,900,000円以上
第 2 級	15,500,000円以下	4,600,000円以上
第 3 級	13,600,000円以下	4,100,000円以上
第 4 級	12,100,000円以下	3,600,000円以上
第 5 級	10,300,000円以下	3,100,000円以上
第 6 級	9,000,000円以下	2,800,000円以上
第 7 級	7,600,000円以下	2,300,000円以上
第 8 級	6,400,000円以下	1,900,000円以上

備考

- 1 障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。）別表第2に定める障害等級による。
- 2 障害等級及び金額の決定については、政令第6条第5項から第8項まで（第6項第1号を除く。）及び省令第3条第2項の規定の例による。

(平成25年 3 月29日 掲 示 済)

天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第16号

天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者（以下「非常勤消防団員」という。）が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に対し、その者の階級及び勤務年数に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第3条 前条の階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級のうち、最も上位の階級から順次その在職期間を合算し、その在職期間の合計が初めて1年以上となる場合の最後に合算した期間に係る階級とする。

(勤務年数の算定)

第4条 第2条の勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における期間については、この限りでない。

- 2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第5条 非常勤消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数により等分して支給する。

(遺族からの排除)

第7条 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者
 - (2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (退職報償金支給の制限)

第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (2) 懲戒免職又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
 - (3) 停職処分を受けたことにより退職した者
 - (4) 勤務成績が特に不良であった者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者
- (退職報償金支給の時期)

第9条 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したときに支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、退職報償金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、非常勤消防団員が山辺広域行政事務組合の非常勤消防団員(以下「山辺組合消防団員」という。)として勤務していた期間(山辺広域行政事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成2年4月山辺広域行政事務組合条例第22号)(以下「山辺組合条例」という。)の規定により当該非常勤消防団員として勤務した期間に合算しないこととされているものを除く。)は、この条例の規定による勤務年数に合算する。

3 施行日の前日までに退職した山辺組合消防団員で、施行日において山辺組合条例の規定による退職報償金の支給を受けていない者の退職報償金の支給については、なお山辺組合条例の例による。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数					
	5 年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	円 189,000	円 294,000	円 409,000	円 544,000	円 729,000	円 929,000
副 団 長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
分 団 長	169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000
副分団長	164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000
部長及び 班 長	154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000
団 員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000

(平成25年 3 月29日 掲 示 済)

天理市体育施設条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第17号

天理市体育施設条例

(設置)

第 1 条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため、天理市体育施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 天理市体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奈良県天理健民運動場	天理市西長柄町5 9 5番地
天理市白川ダム運動場	天理市榎町8 9 5番地
天理市二階堂運動場	天理市嘉幡町5 2 0番地
天理市福住運動場	天理市福住町4792番地26
天理市立二階堂体育館	天理市嘉幡町5 2 0番地
天理市立三島体育館	天理市三島町1 4 0番地 1

天理市グラウンド・ゴルフ場

天理市杉本町150番地

(管理)

第3条 天理市体育施設（以下「体育施設」という。）の管理は、天理市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(指定管理者による管理)

第4条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、体育施設の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(利用日及び利用時間)

第5条 体育施設の利用日及び利用時間は、教育委員会が規則で定める。

(業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 体育施設及び附属設備（以下「体育施設等」という。）の利用の許可等に関すること。
- (2) 体育施設等の維持管理（大規模な改修に係るものを除く。）に関すること。
- (3) その他体育施設等の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

(利用の許可)

第7条 体育施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、体育施設等の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(許可の制限)

第8条 指定管理者は、体育施設等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 政治的又は宗教的活動が目的であると認めるとき。
- (2) 営利が目的であると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。
- (4) 施設、設備等に損害の生ずるおそれがあると認めるとき。
- (5) 管理上支障があると認めるとき。
- (6) その他不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設等の利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わないとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 指定管理者は、前項の規定により体育施設等の利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止した場合において、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第9条 利用者（天理市白川ダム運動場及び天理市二階堂運動場の利用者を除く。次条において同じ。）は、指定管理者に体育施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用の許可を受けた際に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定により、市長は、指定管理者に第1項の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰すことができない理由によって利用できなくなったとき。
- (2) 公益上又は指定管理者の都合により利用の許可を取り消したとき。
- (3) 利用者が利用日前2日までに利用の許可の取消しを申し出たとき。
- (4) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、教育委員会が規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(目的外利用等の禁止)

第13条 利用者は、許可を受けた目的以外に体育施設等を利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用許可の取消し等があったときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第15条 体育施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(天理市民運動場条例等の廃止)
- 2 天理市民運動場条例(平成10年3月天理市条例第8号)、天理市健民運動場条例(昭和52年9月天理市条例第22号)、天理市立体育館条例(昭和55年3月天理市条例第3号)及び天理市グラウンド・ゴルフ場条例(平成19年6月天理市条例第16号。以下これらを「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の前日に旧条例の規定によりされた同日以後の利用に係る申請及び許可は、この条例の規定によりされた申請及び許可とみなす。

別表（第10条関係）

体育施設等の利用料金

1 奈良県天理健民運動場の照明設備利用料金

利用単位	全点灯	6割点灯
30分当たり	2,650円	1,650円
備考		
1 30分未満は、30分とみなす。		
2 市外に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。		

2 天理市福住運動場の利用料金

(1) テニス場利用料金

コート1面につき1時間当たり	500円
備考	
1 1時間未満は、1時間とみなす。	
2 市外に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。	

(2) 温水シャワー利用料金

1回につき	100円
-------	------

3 天理市立二階堂体育館及び天理市立三島体育館の利用料金

(1) 体育館利用料金

利用単位	全面	半面	照明設備
1時間当たり	500円	200円	300円
備考			
1 1時間未満は、1時間とみなす。			
2 市外に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。			

(2) 附属設備利用料金

附属設備の名称	単位	利用料金 (1回につき)	備考
バスケットボール用具	1式	200円	ボールを除く。
バレーボール用具	1式	200円	ボールを除く。
バドミントン用具	1式	200円	ラケット及びビヤトルを除く。
卓球用具	1式	50円	ラケット及び球を除く。

(3) 天理市立二階堂体育館温水シャワー利用料金

1回につき	100円
-------	------

4 天理市グラウンド・ゴルフ場の利用料金

(1) グラウンド・ゴルフ場利用料金

区分		9:00~13:00	13:00~17:00	9:00~17:00
個人利用	16歳未満及び 65歳以上	200円	200円	350円
	一般	400円	400円	700円
	1コース	3,000円	3,000円	5,500円
独占利用	2コース	6,000円	6,000円	10,500円

備考 市外に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

(2) 用具利用料金

品名	単位	利用料金
クラブ	1本	100円
ボール	1個	50円

(平成25年3月29日揭示済)

天理市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第18号

天理市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）を配置する工事の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法に基づく大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1

年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する卒業者ごとの最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(平成25年 3 月29日掲示済)

天理市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第19号

天理市下水道条例の一部を改正する条例

天理市下水道条例(昭和48年12月天理市条例第36号)の一部を次のように改正する。

目次中「公共下水道の使用」を「公共下水道」に、「第8条」を「第7条の2」に、「第19条」を「第18条の2—第19条」に改める。

第1条中「並びに使用」を「及び使用並びに施設の構造」に改める。

第2条中第13号を第14号とし、第2号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

「第3章 公共下水道の使用」を「第3章 公共下水道」に改める。

第3章中第8条の前に次の2条を加える。

(排水施設の構造の基準)

第7条の2 法第7条第2項に規定する公共下水道の排水施設(これを補完する施設を含む。)に関する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理規程で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立

入りを制限する措置が講ぜられていること。

- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の管理規程で定める措置が講ぜられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所においては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所においては、マンホールを設けること。
- (10) またす又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

(適用除外)

第7条の3 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第4章中第19条の前に次の2条を加える。

(都市下水路の構造の基準)

第18条の2 第7条の2及び第7条の3の規定は、法第28条第2項に規定する都市下水路の構造の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第18条の3 法第28条第2項に規定する都市下水路の維持管理の基準は、しゅんせつを1年に1回以上行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

規 則

(平成25年3月15日掲示済)

天理市風致地区条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月15日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第4号

天理市風致地区条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市風致地区条例（平成24年12月天理市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請又は協議等)

第2条 条例第2条第1項の規定による許可の申請又は同条第3項の規定による協議をしようとする者は、風致地区内行為許可申請（協議）書（様式第1号）を2部市長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請（協議）書には、設計書（様式第2号）のほか、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる図書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の許可の申請があった場合は、当該許可の可否を決定し、許可を行うときは風致地区内行為許可書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(変更許可の申請又は協議等)

第3条 条例第2条第1項の規定により許可を受けた事項又は同条第3項の規定により協議した事項を変更しようとする者は、風致地区内行為変更許可申請(協議)書(様式第4号)を2部市長に提出しなければならない。

2 前項の変更許可申請(協議)書には、設計書(様式第2号)のほか、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる図書(変更の箇所を明示した図書に限る。)を添付しなければならない。ただし、変更の箇所がない図書については、省略することができる。

3 市長は、第1項の変更の許可の申請があった場合は、当該許可の可否を決定し、許可を行うときは風致地区内行為変更許可書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

(独立行政法人等)

第4条 条例第2条第3項の規則で定める独立行政法人その他の法人は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人森林総合研究所
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人高齢者・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 奈良県住宅供給公社

(通知)

第5条 条例第3条後段の規定による通知は、風致地区内行為通知書(様式第6号)を提出して行うものとする。

2 条例第3条後段の規定により通知した行為の内容を変更しようとする者は、風致地区内行為変更通知書(様式第7号)により市長に通知しなければならない。

3 前2項の通知書には、行為地、方位、道路及び目標となる地物を明示した

2,500分の1以下の付近見取図(以下「付近見取図」という。)及び行為の概要を表示した図面を添付しなければならない。

(許可標識の掲示)

第6条 条例第2条第1項の規定により市長の許可を受けた者は、当該許可を受けた行為の期間中、当該行為地の見やすい場所に風致地区内行為許可標識(様式第8号)を掲示しなければならない。

(植栽面積の算定)

第7条 条例第5条第1項第1号ア(エ)の植栽の面積は、別表第2(第5項を除く。)の左欄の区分に応じ、当該右欄の面積の合計について算定するものとする。この場合において、植栽には高さが1メートル以上の樹木が1本以上存することを要する。

2 条例第5条第1項第6号アの木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積は、別表第2(第5項を除く。)(森林の区域(市街化区域を除く。))における土地の開墾その他の土地形質の変更に係る木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積にあつては、第3項及び第4項を除く。)の左欄の区分に応じ、当該右欄の面積の合計について算定するものとする。この場合において、植栽には高さが1メートル以上の樹木が1本以上存することを要する。

3 前項の場合において、条例第5条第1項第6号アの木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地が、別表第2第5項左欄の区分に該当するときは、当該右欄の面積について算定することができる。

(許可申請の取下げ等)

第8条 条例第2条第1項の規定による許可の申請を行った者又は同条第3項の規定による協議の申出を行った者は、当該申請又は申出を取り下げるときは、風致地区内行為許可申請(協議)取下げ届(様式第9号)により市長に届け出なければならない。

- 2 条例第2条第1項の規定による許可を受けた者、同条第3項の規定による協議を行った者又は条例第3条後段の規定による通知を行った者は、当該許可、協議又は通知に係る行為の全部又は一部を廃止したときは、風致地区内行為廃止届（様式第10号）により市長に届け出なければならない。

（地位の承継）

第9条 条例第6条第1項の規定による地位の承継の届出は、風致地区内行為許可に基づく地位承継届出書（様式第11号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 条例第6条第2項の規定による地位の承継の承認申請は、風致地区内行為許可に基づく地位承継承認申請書（様式第12号）を2部市長に提出して行うものとする。

（行為完了の届出）

第10条 条例第2条第1項の規定により市長の許可を受けた者で行為完了の届出を命ぜられた者は、当該行為が完了した日から5日以内に、風致地区内行為完了届出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（身分証明書）

第11条 条例第9条第2項に規定する身分証明書は、様式第14号とする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

行為の区分	関係図書
1 条例第2条第1項第1号に掲げる行為	1 付近見取図 2 現況図 3 行為の施行方法を明らかにした配置図、平面図、断面図及び2面以上（正面、側面図）の色刷立面図（建築物の色刷り立面図については、4面とする。） 4 植栽の状況及び植栽の計画を明らかにした図面（建築物の新築の場合に限る。） 5 登記事項証明書（建築物の場合に限る。） 6 地籍図（登記所に備え付けられている場合に限る。） 7 その他市長が必要と認める図書
2 条例第2条第1項第2号に掲げる行為	1 付近見取図 2 現況図 3 色彩の変更部分を明らかにした図面で市長が認めるもの 4 その他市長が必要と認める図書
3 条例第2条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる行為	1 付近見取図 2 現況図 3 行為の施行方法を明らかにした平面図、断面図、構造図及び法面断面図 4 植栽の状況及び植栽の計画を明らかにした図面 5 登記事項証明書 6 地籍図（登記所に備え付けられている場合に限る。） 7 その他市長が必要と認める図書
4 条例第2条第1項第5号に掲げる行為	1 付近見取図 2 現況図 3 行為の施行方法を明らかにした図面で市長が認めるもの 4 登記事項証明書 5 地籍図（登記所に備え付けられている場合に限る。） 6 その他市長が必要と認める図書

別表第2（第7条関係）

区 分	面積の算定方法
1 高木（高さが2.5メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）	1本につき7平方メートル
2 中木（高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）	1本につき3平方メートル
3 低木（高さが0.5メートル以上1メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）	1本につき1平方メートル
4 芝生等	水平投影面積
5 樹林又は群植	水平投影面積

備考

- 1 高木、中木及び低木の1本当たりの植栽の面積の算定については、樹冠の水平投影面積がこの表の右欄の面積を超えるときは、当該水平投影面積について算定することができる。
- 2 高さが0.5メートル未満の樹木は、芝生等を含むものとする。
- 3 高さが1メートル未満の樹木は、樹林又は群植に含まないものとする。

様式第1号（第2条関係）

風致地区内行為許可申請（協議）書

年 月 日

天理市長 様

申請（協議）者 住所
氏名 (印)
(電話)

代理人 住所
氏名 (印)
(電話)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者氏名)

天理市風致地区条例第2条 第1項 第3項 の規定による風致地区内の行為の 許可 受け
申請 申請 協議 を得 たいので、次のとおり関係図書
を添えて 協議 します。

行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 (イ) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (ウ) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (エ) 水面の埋立て又は干拓 (オ) 木竹の伐採 (カ) 土石の類の採取 (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		
行為の目的及び理由	行為地の地貌		
行為地の所在地	行為の期間		着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
行為地の地目	(ア) 田 (イ) 畑 (ウ) 宅地 (エ) 山林 (オ) 原野 (カ) その他 ()	行為の内容	関係図書別添
設計者	住所	氏名	(電話)
工事施工者	住所	氏名	(電話)
備考			

- 注1 許可申請又は協議の手續を代理人が行う場合は、別に委任状を添付してください。
- 2 「住所」及び「行為地の所在地」欄については、府県、市郡、区町村、字及び街区符号、住居番号等を記入してください。なお、「行為地の所在地」については、それが広域にわたる場合は、「××地内」又は「××地の一部」と記入してください。
- 3 「行為の種類」及び「行為地の地目」欄については、該当事項に○印を付けてください。
- 4 「行為の目的及び理由」及び「行為地の地貌」欄については、具体的にわかりやすく記入してください。なお、「行為地の地貌」欄については、傾斜地平坦地の別、林地、伐採跡地等及び立木竹、その他の工作物等の有無を記入してください。

様式第 2 号 (第 2 条、第 3 条関係)
その 1

建 築 物 設 計 書

建築物の種類 と工事の種類	工 事 概 要				構造、屋根、外壁、階数等				
	申 請 分	申請以外 の部分	合 計						
I 地上に設 ける建築物 で仮設でな いものの (ア)新築 (イ)改築 (ウ)増築 (エ)移転	1 敷地面積			(A) m ²	11 構造	(ア)木造 (イ)鉄筋コン クリート造 (ウ)その他 ()	14 階数	(ア)1 階 (イ)2 階 (ウ)その他 ()	
	2 建築面積 (滅失又は改築前)	m ² (m ²)	m ²	(B) m ² (m ²)					
	3 延べ率 (B)/(A)×100			%					
	4 延べ床面積 (滅失又は改築前)	m ² (m ²)	m ²	m ² (m ²)					
	5 最高の棟高 (滅失又は改築前)	m (m)	m	m (m)	12 屋根	(ア)かわらぶ き (イ)その他 ()	※15 備考		
	6 外壁の後 退 距離 (滅失又は改築前)	道路側	m	m					m
		その他 (道路側)	(m)						(m)
	7 植栽の 状 況	高木	本	本	本	13 外壁	(ア)板張 (イ)モルタル 塗 (ウ)しっくい 塗 (エ)その他 ()		
		中木	本	本	本				
		低木	本	本	本				
樹木に よる植 栽面積		m ²	m ²	m ²					
芝生等		m ²	m ²	m ²					
計	m ²	m ²	(C) m ²						
8 緑地率 (C)/(A)×100			%	10 外壁	(ア)鉄板ぶ き (イ)スレート ぶき (ウ)その他 ()	※11 備考			
9 用 途 (滅失又は改築前)	()		()						
10 色 彩	屋根 外壁								
II 地下に設 ける建築物 の (ア)新築 (イ)改築 (ウ)増築 (エ)移転	1 敷地面積			m ²	5 構造	(ア)鉄筋コン クリート造 (イ)その他 ()	※6 備考		
	2 地下占用面積	m ²	m ²	m ²					
	3 延べ床面積	m ²	m ²	m ²					
	4 建築物の最小土 かぶり厚	m	m	m					
III 仮設の建 築物の (ア)新築 (イ)改築 (ウ)増築 (エ)移転	1 敷地面積			m ²	8 構造	(ア)木造 (イ)鉄骨造 (ウ)その他 ()	10 外壁	(ア)板張 (イ)鉄板張 (ウ)その他 ()	
	2 建築面積	m ²	m ²	m ²					
	3 延べ床面積	m ²	m ²	m ²					
	4 最高の棟高	m	m	m	9 屋根	(ア)鉄板ぶ き (イ)スレート ぶき (ウ)その他 ()	※11 備考		
	5 用 途								
	6 色 彩	屋根							
		外壁							
7 設 置 期 間		自 年 月 日		至 年 月 日					

- 注 1 「建築物の種類と工事の種類」欄については、該当番号及び符号に○印を付けてください。
 2 「工事概要」欄については、空欄には事項又は数字を記入してください。事項が列記してあるものについては該当事項のすべてに○印を付け、「その他」事項がある場合には括弧内に事項を具体的に記入してください。
 3 1つの建築物で地階がある場合は、地階部分についてはⅡにも記入してください。
 4 Ⅰ-6の「外壁の後退距離」欄は、最短部分の距離を記入してください。
 5 Ⅰ-7の「植栽の状況」、Ⅰ-8の「緑地率」については、新築の場合のみ記入してください。
 6 Ⅱ-3の「述べ床面積」は、地階部分のみの床面積の合計です。

その2

工 作 物 設 計 書

工作物の種別 と工事の種別	工 事 概 要				構造 6 構造	其 他	
		申請部分	申請以外 の 部 分	合 計			
I 地上に設 ける工作物 で仮設でないもの (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1 工作物の種別				(ア)木 造 (イ)鉄骨造 (ウ)石 造 (エ)ブロック造 (オ)鉄筋コンクリ ート造 (カ)その他 〔 〕	※ 7備考	
	2 敷地面積	m ²	m ²	m ²			
	3 規 模	水平投影面積 (改築前)	m ² (m ²)	m ² /			m ² (m ²)
		高 さ (改築前)	m (m)	m /			m (m)
		そ の 他 (改築前)	()	/			()
	4 色 彩						
	5 用 途						
II 地下に設 ける工作物 の (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1 工作物の種別				(ア)鉄筋コンクリ ート造 (イ)その他 〔 〕	※ 6備考	
	2 規 模	水平投影面積 そ の 他 〔 〕	m ²	m ²			m ²
		3 工作物の最小 土かぶり厚	m	m			/
	4 用 途						
III 仮設の工 作物の (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1 工作物の種別				4 設置 期間 自 年 月 日 至 年 月 日	5 構造 (ア)鉄骨造 (イ)木 造 (ウ)その他 〔 〕	
	2 規 模	水平投影面積	m ²	m ²			m ²
		高 さ	m	m	/		
	3 用 途						

- 注 1 「工作物の種別と工事の種別」欄については、該当番号及び符号に○印を付けてください。
 2 「工事概要」欄については、空欄には事項又は数字を記入してください。事項が例記してあるものについては、該当事項のすべてに○印を付け、「その他」事項がある場合には括弧内に事項を具体的に記入してください。
 3 I-2の「敷地面積」は、建築物の敷地内の行為の場合は建築物敷地の面積を記入してください。なお、建築物の敷地外の場合で、敷地面積が算定できない場合は記入する必要はありません。
 4 I-3、II-2、III-2の「水平投影面積」はすべての工作物について記入してください。なお、工作物が2つ以上になるときは、個々の面積と合計面積を記入してください。
 5 I-3、II-2、III-2の「規模」欄の「その他」には、長さ、幅員、面積、容積等を記入してください。

その3

土地形質の変更・土石類の採取・水面の埋立・干拓設計書

I 土地形質の変更	1 行為場所	(ア) 建築物の敷地内	4 行為面積		m ²	※10 備考	
		(イ) 建築物の敷地外	5 移動土量	切 土	m ³		
	2 隣接地の現況	盛 土		m ³			
		客 土		m ³			
	3 造成等に係る土地の面積	森林の区域内	6 生じる法面の最高高	7 跡地の処理方法			m
		森林の区域外					
		計 (a)					
	8 植栽の状況		木竹が保全される土地の面積	適切な植栽が施される土地の面積	合 計		
		高 木	本	本	本		
		中 木	本	本	本		
低 木		本	本	本			
樹木による植栽面積		m ²	m ²	m ²			
芝生等		m ²	m ²	m ²			
樹林又は群 植		m ²	m ²	m ²			
計		m ²	m ²	(b) m ²			
9 緑地率	(b)/(a)×100				%		
II 土石類の採取	1 採取区域面積	m ²	4 採取土石類の種類		※6 備考		
	2 採取量	m ³	5 跡地の処理方法				
	3 採取方法	(ア) 横坑掘 (イ) たて坑掘 (ウ) 斜坑掘 (エ) その他()					
III 水面の埋立・干拓	1 水面面積	m ²	4 工事方法		※6 備考		
	2 埋立(又は干拓)面積	m ²	5 跡地処理方法				
	3 隣接地の現況						

- 注 1. I、II、IIIの行為のうち該当する行為にだけ○印を付け、該当行為欄に、○印、事項、数字等を記入してください。ただし、行為が2つ以上にまたがるときは、それぞれについて同様に記入してください。
2. I-2、III-3の「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別、立木竹、建築物、その他の工作物等の有無を記入してください。
3. I-5の「移動土量」欄の「その他」に該当する場合は、「掘さく搬出」等事項を具体的に記入してください。
4. I-7の「跡地の処理方法」欄には、裸地、砂利舗装、埋戻し等のほか、法面についても、芝付けコンクリートブロック擁壁、放置等具体的に記入してください。
5. II-3の「採取方法」欄の「その他」に該当する場合は、事項を具体的に記入してください。

その4

木竹類伐採設計書

I 森林地内の伐採	1 林相	(ア) 針葉樹林 (イ) 広葉樹林 (ウ) 針広混交樹林 (占領面積比 針：広) (エ) 竹林	4 伐採区域面積			※9 備考
			5 伐採量			
			6 伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐 (択伐率 %)		
	2 林令又は林令範囲	7 伐採主要樹種				
3 隣接地の現状			8 伐採跡地の処理方法			
II 森林地外の伐採	II1 集団をなす立木竹の場合	1 隣接地の現況	2 伐採区域面積			※7 備考
			3 伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐 (択伐率 %)		
			4 伐採量			
			5 伐採主要樹種			
			6 伐採跡地の処理方法			
	II2 独立木の	1 樹種名	2 樹令	3 樹高	4 目通幹まわり	
		約年	m	m		

- 注 1. I、II、II1、II2については該当する番号に○印を付けてください。なお、該当行為が2つ以上にわたる場合は、それぞれに○印を付けてください。
2. I-6、II-II1-3については該当する番号に○印を付けてください。また、(イ)に該当する場合は択伐率を括弧内に記入してください。
3. I-3、II-II1-1の「隣接地の現況」欄には、土地の状況、立木竹、建築物、その他の工作物の有無とその種類等を記入してください。
4. I-6-(イ)、II-II1-3-(イ)の「択伐率」は、伐採区域における総材積に対する択伐量です。
5. I-8、II-II1-6の「伐採跡地の処理方法」欄には、植栽、放置等を記入してください。
6. II2-4の「目通幹まわり」とは、1.5mの地上高の幹周長で、双幹以上のものは、各幹まわりの合計の70%を採り、1.5mのところは枝の分れ目のときは、すぐ上部の寸法を採用してください。

その5

色彩変更設計書

1 変更するものの種類		※7 備考
2 現在の色彩		
3 変更後の色彩		
4 変更場所の地盤面からの高さ	mから m	
5 変更面積	m ²	
6 変更するために用いる材料又は塗料の種類		

その6

屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積設計書

1 行為場所	(ア) 建築物の敷地内	3 行為地の面積	m ²	※7 備考
	(イ) 建築物の敷地外	4 堆積の規模		
2 隣接地の現況			5 堆積物の種類	
	(イ) 廃棄物 ()			
	6 植栽等の措置	(ウ) 再生資源 ()		

- 注 1. 2の「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別、立木竹、建築物、その他の工作物等の有無を記入してください。
2. 4の「堆積の規模」欄には、堆積の水平投影面積、高さのほか延長、体積等を記入してください。
3. 5の「堆積物の種類」欄は、該当符号に○をつけ、それぞれの括弧内に、具体的に記入してください。
4. 6の「植栽等の措置」欄には、植樹する樹木名、本数、高さのほか、塀などによる堆積物の遮蔽に関する措置を具体的に記入してください。

様式第3号（第2条関係）

風致地区内行為許可書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付で申請のあった風致地区内行為については、

天理市風致地区条例施行規則第2条第3項の規定により、次のとおり許可します。

行 為 地	
行 為 内 容	
許 可 条 件	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注1 許可を受けた行為の期間中、許可標識を設置してください。

2 本許可のほか、他の法令に基づく許認可等を要する場合は、その許認可等を受けた後に行為を行ってください。

様式第4号（第3条関係）

風致地区内行為変更許可申請（協議）書

年 月 日

天理市長 様

申請（協議）者 住所
 氏名 ⑩
 （電話 ）
 代理人 住所
 氏名 ⑩
 （電話 ）

（ 法人にあつては、主たる事務所の所在地
 並びに名称及び代表者氏名 ）

天理市風致地区条例第2条 第1項 第3項 の規定により 許可を受けた 協議した 事項を変更したいので、次のとおり関係書類
 申請
 を添えて変更の 協議 をします。

許 可 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
許可を受けた行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 (ウ) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (オ) 木竹の伐採 (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	(イ) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (エ) 水面の埋立て又は干拓 (カ) 土石の類の採取	
許可を受けた行為の目的及び理由			
行為地の所在地			
変更の理由			
変更に係る行為の内容	関係図書別添		
備 考			

- 注1 変更の許可申請又は協議の手続を代理人が行う場合は、別に委任状を添付してください。
- 注2 「住所」及び「行為地の所在地」欄については、府県、市郡、区町村、字及び街区符号、住居番号等を記入してください。なお、「行為地の所在地」については、それが広域にわたる場合は、「××地内」又は「××地の一部」と記入してください。
- 注3 「許可を受けた行為の種類」欄については、該当事項に○印を付けてください。
- 注4 「変更の理由」欄については、具体的にわかりやすく記入してください。

様式第 5 号（第 3 条関係）

風致地区内行為変更許可書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで申請のあった風致地区内行為許可の内容変更については、天理市風致地区条例施行規則第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり許可します。

変更前許可年月 日及び許可番号	
行 為 地	
行 為 内 容	
許 可 条 件	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 6 号 (第 5 条関係)

風致地区内行為通知書

年 月 日

天理市長 様

通知者 住所

氏名

印

(電話

)

法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名

天理市風致地区条例第 3 条の規定により、次のとおり行為の通知をします。

1 行為地の所在地			2 行為の期間	着手予定	年	月	日	
				完了予定	年	月	日	
3 行為地の地目	(ア) 田 (イ) 畑 (ウ) 宅地 (エ) 山林 (オ) 原野 (カ) その他 ()							
4 行為の種類	5 行為の内容							
(1) 建築物の新築、改築、増築又は移転	工事種別	(ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転		構造 (ア) 木造 (イ) 鉄筋コンクリート (ウ) 鉄骨造 (エ) その他 ()	屋根	(ア) 瓦 葺 (イ) スレート葺 (ウ) 鉄板葺 (エ) その他 ()		
	敷地面積	㎡				外壁	(ア) 板張 (イ) モルタル塗 (ウ) しっくい塗 (エ) その他 ()	
	建築面積	㎡						
	延べ床面積	㎡						
	高さ	m						
	用途							
色彩	屋根							
	外壁							
(2) 建築物以外の工作物の新築、改築、増築又は移転	工事種別	(ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転		規 模 高さ その他 〔長さ・幅員・面積等〕 m	構造	(ア) コンクリート造 (イ) 鉄骨造 (ウ) 木造 (エ) その他 ()		
	工作物の種類							
	敷地面積	㎡						
	用途							
色彩								
(3) 建築物その他の工作物の色彩の変更	変更するものの種類			変更後の色彩				
	現在の色彩			変更面積		㎡		
(4) 土地の形質の変更 (5) 水面の埋立・干拓 (6) 土石類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	行為目的			行為面積		㎡		
	跡地の処理方法			規 模 行為によって生じる法高	切土部分	m	盛土部分	
	採取土石類の種類				m			
	体積物件の種類			その他 (長さ・幅員・面積等)		m		
(8) 木竹の伐採	林地の場合			独立木の場合				
	行為目的			行為目的				
	伐採面積	㎡		樹高	m			
	伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐		1.5 m の高さの幹の周囲長	m			
	跡地の処理方法			樹齢	約 年			

注 1 付近見取図 (方位、道路及び目標となる地物を明示してください。)、配置図、平面図、立面図、断面図、法面断面図、地形図等行為の概要を表示した図面を添付してください。

2 「4 行為の種類」については、該当行為に○印を付けてください。なお、該当行為が2種類以上にわたるときは、該当行為のそれぞれに○印を付けてください。

3 「5 行為の内容」については、空欄には該当事項又は数字を記入してください。事項が列記してあるものについては、該当事項のすべてに○印を付け、「その他」事項がある場合は括弧内に事項を具体的に記入してください。

4 (1) 及び(2)の「5 行為の内容」中、(1)の敷地面積を除き建築面積等行為部分についてだけ記入してください。

5 「土地の形質の変更」は、宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更です。

様式第 7 号 (第 5 条関係)

風致地区内行為変更通知書

年 月 日

天理市長 様

通知者 住所

氏名

㊟

(電話

)

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者氏名)

天理市風致地区条例第 3 条の規定により通知した風致地区内における行為の内容を変更したいので、天理市風致地区条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて変更の通知をします。

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 (ウ) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (オ) 木竹の伐採 (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	(イ) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (エ) 水面の埋立て又は干拓 (カ) 土石の類の採取	
通知した行為の目的及び理由			
行為地の所在地			
変更の理由			
変更に係る行為の内容			
備考			

注 1 変更の通知の手続を代理人が行う場合は、別に委任状を添付してください。

2 「住所」及び「行為地の所在地」欄については、府県、市郡、区町村、字及び街区符号、住居番号等を記入してください。なお、「行為地の所在地」については、それが広域にわたる場合は、「××地内」又は「××地の一部」と記入してください。

3 「行為の種類」欄については、該当事項に○印を付けてください。

4 「変更の理由」欄については、具体的にわかりやすく記入してください。

様式第8号（第6条関係）

風 致 地 区 内 行 為 許 可 標 識	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
申 請 者	
行 為 主	
工 事 施 工 者	
設 計 者	

注 標識の大きさは、縦 25cm、横 35cm 程度とする。

平成25年 4月10日 水曜日

天理市公報

様式第9号（第8条関係）

風致地区内行為許可申請（協議）取下げ届

年 月 日

天理市長 様

届出者 住 所

氏 名

⑨

（電 話

）

（ 法人にあっては主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者氏名 ）

次のとおり風致地区内行為許可申請（協議）書を取り下げたいので、天理市風致地区条例施行規則第8条第1項の規定により届け出ます。

申請（申出）年月日	年 月 日
受 付 番 号	天 第 号
申請者（申出者）	住所
	氏名
行 為 地	
行 為 の 目 的	
理 由	

平成25年 4 月10日 水曜日

天理市公報

様式第10号（第8条関係）

風致地区内行為廃止届

年 月 日

天理市長 様

届出者 住 所

氏 名

㊟

(電 話

)

(法人にあつては主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり風致地区内行為の全部（一部）を廃止したので、天理市風致地区条例施行規則
第8条第2項の規定により届け出ます。

許可（協議・通知）年月日	年 月 日
許可（協議・通知）番号	天 第 号
申請者（協議者・通知者）	住所
	氏名
行 為 地	
行 為 の 目 的	
廃 止 部 分	
理 由	

様式第11号（第9条関係）

風致地区内行為許可に基づく地位承継届出書

年 月 日

天理市長 様

届出者 住 所

氏 名

Ⓜ

(電 話

)

(法人にあつては主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者氏名)

風致地区内において許可を受けた行為を行う地位を承継したので、天理市風致地区条例第6条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

旧施主	住所	
	氏名	Ⓜ
許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 番 号		天 第 号
承 継 年 月 日		年 月 日
承 継 の 理 由		
そ の 他 必 要 な 事 項		

注 地位承継届出書には、風致地区内行為許可書の写し及び戸籍謄本等承継の原因を明らかにする書面を添付してください。

平成25年4月10日 水曜日

天理市公報

様式第12号（第9条関係）

風致地区内行為許可に基づく地位承継承認申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

(電 話

)

（ 法人にあつては主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者氏名 ）

風致地区内において許可を受けた行為を行う権限を取得したので、天理市風致地区条例第6条第2項の規定により、次のとおり地位承継の承認を申請します。

旧施主	住 所	
	氏 名	㊞
許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 番 号	天 第 号	
承 継 年 月 日	年 月 日	
承 継 の 理 由		
そ の 他 必 要 な 事 項		

注 承継申請書には、風致地区内行為許可書の写しを添付してください。

平成25年 4月10日 水曜日

天理市公報

様式第13号 (第10条関係)

風致地区内行為完了届出書

年 月 日

天理市長 様

届出者 住 所

氏 名

④

(電 話

)

(法人にあっては主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者氏名)

天理市風致地区条例施行規則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	天 第 号
許 可 を 受 け た 行 為	
行 為 地 の 所 在 地	
行 為 着 手 ・ 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日

様式第14号（第11条関係）

（表）

第	号
所 属	
職 名	
氏 名	
(年 月 日生)
<p>上記の者は、天理市風致地区条例第9条第1項の規定による立入検査を行う職員です。</p>	
年 月 日	
天理市長	印

（裏）

天理市風致地区条例（抜粋）

（立入検査）

第9条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、第7条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平成25年 3 月15日 揭示済)

天理市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則をここに公布する。

平成25年 3 月15日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 5 号

天理市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第 1 号。以下「法」という。）の施行に関し、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和41年政令第384号）及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則（昭和42年建設省令第 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(歴史的風土保存区域内における行為の届出及び通知)

第 2 条 法第 7 条第 1 項の規定による届出又は同条第 3 項の規定による通知は、歴史的風土保存区域内行為届出（通知）書（様式第 1 号）を 2 部市長に提出して行わなければならない。

2 前項の届出又は通知を要する行為が、次の各号に掲げる行為であるときは、それぞれ当該各号に掲げる申請書等の提出をもって、前項の届出（通知）書の提出があったものとする。

(1) 天理市風致地区条例（平成24年12月天理市条例第29号）第 2 条第 1 項の規定による許可を必要とする行為又は同条第 3 項の規定による協議を必要とする行為 天理市風致地区条例施行規則（平成25年 3 月天理市規則第 4 号）第 2 条第 1 項に規定する風致地区内行為許可申請（協議）書又は第 3 条第 1 項に規定する風致地区内行為変更許可申請（協議）書

(2) 天理市風致地区条例第 3 条後段の規定による通知を必要とする行為

天理市風致地区条例施行規則第 5 条第 1 項に規定する風致地区内行為通知書又は同条第 2 項に規定する風致地区内行為変更通知書

(歴史的風土特別保存地区内における行為の許可申請及び協議等)

第 3 条 法第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は同条第 8 項の規定による協議の申出をしようとする者は、歴史的風土特別保存地区内行為許可申請（協議）書（様式第 2 号）を 2 部市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合は、当該許可の可否を決定し、歴史的風土特別保存地区内行為許可書（様式第 3 号）又は歴史的風土特別保存地区内行為不許可通知書（様式第 4 号）を申請者に交付するものとする。

(関係図書の添付)

第 4 条 第 2 条第 1 項及び第 2 項の届出（通知）書及び前条第 1 項の許可申請（協議）書には、それぞれ、設計書（様式第 5 号）のほか、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる関係図書を添えなければならない。

(許可標識の掲示)

第 5 条 法第 8 条第 1 項の規定により市長の許可を受けた者は、当該許可を受けた行為の期間中、当該行為地の見やすい場所に、歴史的風土特別保存地区内行為許可標識（様式第 6 号）を掲示しなければならない。

(許可申請の取下げ等)

第 6 条 法第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は同条第 8 項の規定による協議の申出を行った者は、当該申請又は申出を取り下げるときは、歴史的風土特別保存地区内行為許可申請（協議）取下げ届（様式第 7 号）により市長に届け出なければならない。

2 第 2 条第 1 項の届出又は通知を行った者は、当該届出又は通知に係る行為の全部又は一部を廃止したときは、歴史的風土保存区域内行為廃止届（様式第 8 号）により市長に届け出なければならない。

3 法第 8 条第 1 項の規定による許可を受けた者又は同条第 8 項の規定による協議を行った者は、当該許可又は協議に係る行為の全部又は一部を廃止したときは、歴史的風土特別保存地区内行為廃止届（様式

第9号)により市長に届け出なければならない。

(住所、氏名等の変更届)

第7条 法第7条第1項の届出及び法第8条第1項の許可の申請をした者は、自己の住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名)に変更を生じたときは、住所等変更届(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

(行為完了届)

第8条 法第8条第1項の規定により市長の許可を受けた者は、当該許可を受けた行為が完了したときは、当該行為が完了した日から5日以内に歴史的風土特別保存地区内行為完了届(様式第11号)により市長に届け出なければならない。

(証明書)

第9条 法第18条第3項に規定する証明書は、様式第12号によるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

行為の区分	関係図書
建築物の新築、改築又は増築	付近見取図
	現況図
	配置図
	各階平面図
	立面図（彩色したもの）
	断面図
	植栽計画図（彩色したもの）
	地積図
	登記事項証明書
	その他市長が必要と認める図書
工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築	付近見取図
	現況図
	平面図
	断面図
	側面図（彩色したもの）
	構造図
	法面断面図
	地積図
	その他市長が必要と認める図書
宅地の造成その他の土地の形質の変更、土石の類の採取又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積	付近見取図
	現況図
	平面図
	断面図
	法面断面図
	地積図
	登記事項証明書
	その他市長が必要と認める図書
水面の埋立て若しくは干拓又は木竹の伐採	付近見取図
	現況図
	行為の施工方法を明らかにした図面で市長が必要と認めるもの
	地積図
	登記事項証明書
	その他市長が必要と認める図書
建築物その他の工作物の色彩の変更	付近見取図
	現況図
	色彩の変更部分を明らかにした図面で市長が必要と認めるもの
	その他市長が必要と認める図書
屋外広告物の表示又は掲出	付近見取図
	配置図
	平面図
	側面図（彩色したもの）
	地積図
	その他市長が必要と認める図書

様式第 1 号 (第 2 条関係)

歴史的風土保存区域内行為届出 (通知) 書

年 月 日

天理市長 様

届出者 住所
通知者 氏名 (電話) 印

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第 7 条第 1 項 (第 3 項) の規定により、次のとおり行為の届出 (通知) をします。

Table with columns for location (奈良県 市 町 大字 番地 郡 村), period (着手予定, 完了予定), type of action (3 行為地の地目), and detailed construction specifications (4 建築物, 5 建築物以外の工作物, 6-9 土地の形式の変更, 10 木竹の伐採).

注 1 「行為の種類」欄については、該当行為に○印を付けてください。なお、該当行為が 2 種以上にわたるときは該当行為のそれぞれに○印を付けてください。
2 「行為の内容」欄については、空欄には該当事項又は数字を記入してください。事項が列記してあるものについては該当事項のすべてに○印を付け、「その他」事項がある場合は括弧内に事項を具体的に記入してください。
3 4、5 の「行為内容」中、4 の敷地面積を除き建築面積等行為部分についてだけ記入してください。
4 6 の「土地の形質の変更」は、宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更です。

様式第2号 (第3条関係)

歴史的風土特別保存地区内行為許可申請 (協議) 書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
 協議者 氏名 印
 (電話)
 代理人 住所
 氏名 印
 (電話)
 (法人の場合には主な事務所の所在地
 及び名称並びに代表者氏名)

第1項
 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第8条 の規定による
 第8項

許可 申請
 特別地区内の行為の 協議 を受けたいので下記のとおり関係図書を添えて 協議 します。

記

許可を受けようとする行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の新築、改築 又は増築 (ウ) 木竹の伐採 (オ) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (キ) 水面の埋立て又は干拓	(イ) 宅地の造成、土地の開墾その他の 土地の形質の変更 (エ) 土石の類の採取 (カ) 屋外広告物の表示又は掲出 (ク) 屋外における土石、廃棄物又は再 生資源の堆積
行為の目的及び理由		行為地の地貌
行為地の所在地 (地名・番地)		行為の期間 着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
行為地の地目	(ア) 田 (イ) 畑 (ウ) 宅地 (エ) 山林 (オ) 原野 (カ) その他 ()	行為の内容 関係図書別添
※備考		

- 注1 申請者又は協議者は本人とします。代理人が申請又は協議をする場合は、別に委任状を添付してください。
- 2 「住所」及び「行為地の所在地」欄については、府県、市郡、区町村、字及び街区符号、住居番号等を記入してください。なお、「行為地の所在地」については、それが広域にわたる場合は、「××地内」又は「××地の一部」と記入してください。
- 3 「許可を受けようとする行為の種類」及び「行為地の地目」欄については該当事項に○印を付けてください。
- 4 「行為の目的及び理由」及び「行為地の地貌」欄については、具体的にわかりやすく記入してください。なお、「行為地の地貌」については、傾斜地平坦地の別、林地、伐採跡地等及び立木竹、建築物その他の工作物等の有無を記入してください。

様式第3号（第3条関係）

歴史的風土特別保存地区内行為許可書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで申請のあった歴史的風土特別保存地区内行為については、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第8条第1項の規定により、次のとおり許可します。

行 為 地	
行 為 内 容	
許 可 条 件	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注1 許可を受けた行為の期間中、許可標識を設置してください。

2 本許可のほか、他の法令に基づく許認可等を要する場合は、その許認可等を受けた後に行為を行ってください。

様式第4号（第3条関係）

歴史的風土特別保存地区内行為不許可通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで申請のあった歴史的風土特別保存地区内における行為については次のとおり許可基準に適合しないため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第8条第2項の規定により、許可しません。

行 為 地	
行 為 内 容	
不 許 可 理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 5 号 (第 4 条関係)
その 1

建 築 物 設 計 書

建築物の種別 と工事の種別	工 事 概 要				構造、屋根、外壁、階数等		
	申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計				
I 地上に設 ける建築物 で仮設でないもの (ア)新築 (イ)改築 (ウ)増築 (エ)移転	1 敷地面積			(A) m ²	11 構造 (ア)木造 (イ)鉄筋コン クリート造 (ウ)その他 ()	14 階数 (ア)1 階 (イ)2 階 (ウ)その他 ()	
	2 建築面積 (滅失又は改築前)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	(B) m ² (m ²)			
	3 建 べ い 率 (B)/(A)×100			%			
	4 延べ床面積 (滅失又は改築前)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)			
	5 最高の棟高 (滅失又は改築前)	m (m)	m (m)	m (m)	12 屋根 (ア)かわらぶ き (イ)その他 ()	※15 備考	
	6 外壁の後退距離 (滅失又は改築前)	道路側	m	m			m
		その他	m	m			m
		(道路側)	(m)	(m)	(m)		
	7 植栽の 状 況	高木	本	本	本	13 外壁 (ア)板張 (イ)モルタル 塗 (ウ)しっくい 塗 (エ)その他 ()	
		中木	本	本	本		
		低木	本	本	本		
		樹木による植栽面積	m ²	m ²	m ²		
		芝生等	m ²	m ²	m ²		
計	m ²	m ²	(C) m ²				
8 緑地率 (C)/(A)×100			%				
9 用途 (滅失又は改築前)	()	()	()				
10 色 彩	屋根						
	外壁						
II 地下に設 ける建築物 の (ア)新築 (イ)改築 (ウ)増築 (エ)移転	1 敷地面積			m ²	5 構造 (ア)鉄筋コン クリート造 (イ)その他 ()	※6 備考	
	2 地下占用面積	m ²	m ²	m ²			
	3 延べ床面積	m ²	m ²	m ²			
	4 建築物の最小土 かぶり厚	m	m	m			
III 仮設の建 築物の (ア)新築 (イ)改築 (ウ)増築 (エ)移転	1 敷地面積			m ²	8 構造 (ア)木造 (イ)鉄骨造 (ウ)その他 ()	10 外壁 (ア)板張 (イ)鉄板張 (ウ)その他 ()	
	2 建築面積	m ²	m ²	m ²			
	3 延べ床面積	m ²	m ²	m ²			
	4 最高の棟高	m	m	m	9 屋根 (ア)鉄板ぶき (イ)スレート ぶき (ウ)その他 ()	※11 備考	
	5 用途						
	6 色 彩	屋根					
		外壁					
7 設置期間	自	年	月	日			
	至	年	月	日			

- 注 1 「建築物の種別と工事の種別」欄については、該当番号及び符号に○印を付けてください。
 2 「工事概要」欄については、空欄には事項又は数字を記入してください。事項が列記してあるものについては該当事項のすべてに○印を付け、「その他」事項がある場合には括弧内に事項を具体的に記入してください。
 3 1つの建築物で地階がある場合は、地階部分についてはⅡにも記入してください。
 4 1-6の「外壁の後退距離」欄は、最短部分の距離を記入してください。
 5 1-7の「植栽の状況」、1-8の「緑地率」については、新築の場合のみ記入してください。
 6 Ⅱ-3の「述べ床面積」は、地階部分のみの床面積の合計です。

その2

工 作 物 設 計 書

工作物の種別 と工事の種別	工 事 概 要				構造	その他	
		申請部分	申請以外 の部分	合 計			
I 地上に設 ける工作物 で仮設でないもの (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1 工作物の種別				6 構造	※ 7備考 (ア)木造 (イ)鉄骨造 (ウ)石造 (エ)ブロック造 (オ)鉄筋コンクリート造 (カ)その他 〔 〕	
	2 敷地面積	m ²	m ²	m ²			
	3 規 模	水平投影面積 (改築前)	m ²	m ²			m ²
		()		(m ²)			
		高 さ (改築前)	m	m			(m)
	そ の 他 (改築前)	()		()			
	模 (改築前)	()		()			
4 色 彩							
5 用 途							
II 地下に設 ける工作物 の (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1 工作物の種別				5 構造	※ 6備考 (ア)鉄筋コンクリート造 (イ)その他 〔 〕	
	2 規 模	水平投影面積	m ²	m ²			m ²
		そ の 他 〔 〕					
	3 工作物の最小 土かぶり厚	m	m				
4 用 途							
III 仮設の工 作物の (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1 工作物の種別				4 設置 期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
	2 規 模	水平投影面積	m ²	m ²			m ²
		高 さ	m	m			
	3 用 途	そ の 他 〔 〕				5 構造	※ 6備考 (ア)鉄骨造 (イ)木造 (ウ)その他 〔 〕

- 注 1 「工作物の種別と工事の種別」欄については、該当番号及び符号に○印を付けてください。
 2 「工事概要」欄については、空欄には事項又は数字を記入してください。事項が例記してあるものについては、該当事項のすべてに○印を付け、「その他」事項がある場合には括弧内に事項を具体的に記入してください。
 3 I-2の「敷地面積」は、建築物の敷地内の行為の場合は建築物敷地の面積を記入してください。なお、建築物の敷地外の場合で、敷地面積が算定できない場合は記入する必要はありません。
 4 I-3、II-2、III-2の「水平投影面積」はすべての工作物について記入してください。なお、工作物が2つ以上になるときは、個々の面積と合計面積を記入してください。
 5 I-3、II-2、III-2の「規模」欄の「その他」には、長さ、幅員、面積、容積等を記入してください。

その3

土地形質の変更・土石類の採取・水面の埋立・干拓設計書

I 土地形質の変更	1 行為場所	(ア) 建築物の敷地内	4 行為面積		m ²	※10 備考
		(イ) 建築物の敷地外	5	切 土	m ³	
	2 隣接地の現況			移動土量	盛 土	
			客 土		m ³	
			その他 ()		m ³	
	3 造成等に係る土地の面積	森林の区域内	m ²	6 生じる法面の最高高	m	
		森林の区域外	m ²			
		計 (a)	m ²	7 跡地の処理方法		
	8 植栽の状況		木竹が保全される土地の面積	適切な植栽が施される土地の面積	合 計	
		高 木	本	本	本	
中 木		本	本	本		
低 木		本	本	本		
樹木による植栽面積		m ²	m ²	m ²		
芝生等		m ²	m ²	m ²		
樹林又は群 植		m ²	m ²	m ²		
計		m ²	m ²	(b) m ²		
9 緑地率 (b)/(a)×100				%		
II 土石類の採取	1 採取区域面積	m ²	4 採取土石類の種類		※6 備考	
	2 採取量	m ³	5 跡地の処理方法			
	3 採取方法	(ア) 横坑掘 (イ) たて坑掘 (ウ) 斜坑掘 (エ) その他()				
III 水面の埋立・干拓	1 水面面積	m ²	4 工事方法		※6 備考	
	2 埋立(又は干拓)面積	m ²	5 跡地処理方法			
	3 隣接地の現況					

- 注 1. I、II、IIIの行為のうち該当する行為にだけ○印を付け、該当行為欄に、○印、事項、数字等を記入してください。ただし、行為が2つ以上にまたがるときは、それぞれについて同様に記入してください。
2. I-2、III-3の「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別、立木竹、建築物、その他の工作物等の有無を記入してください。
3. I-5の「移動土量」欄の「その他」に該当する場合は、「掘さく搬出」等事項を具体的に記入してください。
4. I-7の「跡地の処理方法」欄には、裸地、砂利舗装、埋戻し等のほか、法面についても、芝付けコンクリートブロック擁壁、放置等具体的に記入してください。
5. II-3の「採取方法」欄の「その他」に該当する場合は、事項を具体的に記入してください。

その4

木竹類伐採設計書

I 森林地内の伐採	1 林相	(ア) 針葉樹林 (イ) 広葉樹林 (ウ) 針広混交樹林 (占領面積比 針：広) (エ) 竹林	4 伐採区域面積	m ²	※9 備考	
			5 伐採量	m ³		
			6 伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐 (択伐率 %)		
	2 林令又は林令範囲		7 伐採主要樹種			
	3 隣接地の現状		8 伐採跡地の処理方法			
II 森林地外の伐採	II1 集団をなす立木竹の場合	1 隣接地の現状	2 伐採区域面積	m ²	※7 備考	
			3 伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐 (択伐率 %)		
			4 伐採量	m ³		
			5 伐採主要樹種			
			6 伐採跡地の処理方法			
	II2 独立木の	1 樹種名	2 樹令	3 樹高	4 目通幹まわり	5 数量
		約年	m	m		

- 注 1. I、II、II1、II2については該当する番号に○印を付けてください。なお、該当行為が2つ以上にわたる場合は、それぞれに○印を付けてください。
2. I-6、II-II1-3については該当する番号に○印を付けてください。また、(イ)に該当する場合は択伐率を括弧内に記入してください。
3. I-3、II-II1-1の「隣接地の現状」欄には、土地の状況、立木竹、建築物、その他の工作物の有無とその種類等を記入してください。
4. I-6-(イ)、II-II1-3-(イ)の「択伐率」は、伐採区域における総材積に対する択伐量です。
5. I-8、II-II1-6の「伐採跡地の処理方法」欄には、植栽、放置等を記入してください。
6. II2-4の「目通幹まわり」とは、1.5mの地上高の幹周長で、双幹以上のものは、各幹まわりの合計の70%を採り、1.5mのところが枝の分れ目のときは、すぐ上部の寸法を採用してください。

その5

色 彩 変 更 設 計 書

1 変更するものの種類		※7 備考
2 現在の色彩		
3 変更後の色彩		
4 変更場所の地盤面からの高さ	mから m	
5 変更面積	m ²	
6 変更するために用いる材料又は塗料の種類		

その6

屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積設計書

1 行為場所	(ア) 建築物の敷地内	3 行為地の面積	m ²	※7 備考
	(イ) 建築物の敷地外	4 堆積の規模		
2 隣接地の現況			5 堆積物の種類	
	(イ) 廃棄物 ()			
	6 植栽等の措置		(ウ) 再生資源 ()	

- 注 1. 2の「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草地等の別、立木竹、建築物、その他の工作物等の有無を記入してください。
2. 4の「堆積の規模」欄には、堆積の水平投影面積、高さのほか延長、体積等を記入してください。
3. 5の「堆積物の種類」欄は、該当符号に○をつけ、それぞれの括弧内に、具体的に記入してください。
4. 6の「植栽等の措置」欄には、植樹する樹木名、本数、高さのほか、塀などによる堆積物の遮蔽に関する措置を具体的に記入してください。

その7

屋外広告物設計書

1 広告物の種類		6 広告物を表示又は掲出する工作物の構造	(ア) 木造	※10 備考
2 広告物の数量			(イ) 鉄骨造 (ウ) その他 ()	
3 表示又は掲出の期間		7 表示面積	m ²	
4 表示又は掲出場所及び地面からの距離	m	8 照明の有無	(ア) 有 (イ) 無	
5 表示内容		9 照明の概要 (明細書をつけること。)		

注1 4の「表示又は掲出場所」は、建築物の外壁、へい、電柱、その他表示又は掲出する工作物等を記入して下さい。なお、「地面からの距離」は、表示又は掲出する物の上部の高さです。

2 6、8は該当符号に○印を付けてください。

3 9の「照明の概要」欄には、照明の種類、規模、色彩等を記入してください。

様式第6号（第5条関係）

歴史的風土特別保存地区内行為許可標識	
許 可 番 号	天 第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
申 請 者	
行 為 主	
工 事 施 工 者	
設 計 者	

注 標識の大きさは、縦25cm、横35cm程度とする。

様式第7号（第6条関係）

歴史的風土特別保存地区内行為許可申請（協議）取下げ届

年 月 日

天理市長 様

届出者 住所

氏名



（電話

）

（法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名）

次のとおり歴史的風土特別保存地区内行為許可申請（協議）書を取り下げたいので、天理市
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則第6条第1項の規定により届け出
ます。

受 付 年 月 日	年 月 日
受 付 番 号	第 号
申 請（協 議） 者	住 所
	氏 名
行 為 地	
行 為 の 目 的	
理 由	

様式第8号（第6条関係）

歴史的風土保存区域内行為廃止届

年 月 日

天理市長 様

届出者 住所

氏名 ㊟

（電話 ）

（法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名）

次のとおり届出（通知）を行った歴史的風土保存区域内行為の全部（一部）を廃止したので、天理市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則第6条第2項の規定により届け出ます。

届出（通知）年月日	年 月 日
届出（通知）番号	第 号
届出（通知）者	住所
	氏名
行 為 地	
行 為 の 目 的	
廃 止 部 分	
理 由	

様式第9号（第6条関係）

歴史的風土特別保存地区内行為廃止届

年 月 日

天理市長 様

届出者 住所

氏名



(電話

)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり許可を受けた（協議を行った）歴史的風土特別保存地区内行為の全部（一部）を廃止したので天理市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則第6条第3項の規定により届け出ます。

許可（協議）年月日	年 月 日
許可（協議）番号	天 第 号
許可（協議）者	住所
	氏名
行 為 地	
行 為 の 目 的	
廃 止 部 分	
理 由	

様式第10号（第7条関係）

住 所 等 変 更 届

年 月 日

天理市長 様

届出者 住所

氏名 ㊟

（電話 ）

（法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名）

天理市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則第7条の規定により
届け出ます。

届出年月日又は 許可申請した年月日	
行為地の所在地	
行為の種類	
異動の内容	(旧) 住所 氏名 (新) 住所 氏名
異動の理由	
その他の必要事項	

平成25年 4月10日 水曜日

天理市公報

様式第11号（第8条関係）

年 月 日

天理市長 様

届出者 住 所
氏 名 ⑩
(電 話)

歴史的風土特別保存地区内行為完了届

天理市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則第8条の規定により
届け出ます。

許 可 年 月 日 許 可 番 号	年 月 日 第 号
許可を受けた行為	
行為地の所在地	
行為着手・完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
備 考	

様式第12号（第9条関係）

(表)

第 号
所 属 職氏名
(年 月 日生)
上記の者は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第18条 第2項の規定による立入調査及び検査を行う職員です。
年 月 日
天理市長 印

(裏)

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 (抜粋) (報告、立入調査等)
第18条 略
2 市長は、第8条第1項、第5項又は第6項前段の規定による権限を行うため 必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、特別 保存地区内の土地の立ち入り、その状況を調査させ、又は同条第1項各号に掲 げる行為の実施状況を検査させることができる。
3 前項に規定する職員は、その身分を示す説明書を携帯し、関係人の請求があ ったときは、これを掲示しなければならない。
4 略

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 6 号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市長公室の項中「企画課 企画係 行政改革推進係」を

「企画政策課 企画係 行政経営係 行政改革推進課 行政改革推進係」に改め、同条総務部の項中「総務課 文書行政係 管財係 公有財産整備係」を「総務課 文書行政係 管財係」に、「防災課 防災係」を「防災課 防災係 消防団係」に改め、同条環境経済部の項中「環境政策課 環境対策係 産業廃棄物対策係」を「環境政策課 環境対策係 環境企画係」に改める。

第 4 条人事厚生係の項中第13号を削り、第14号を第13号とする。

第 4 条の 2 の見出し及び同条中「企画課」を「企画政策課」に改め、同条企画係の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 9 号を削り、第10号を第 8 号とし、同条行政改革推進係の項を次のように改める。

行政経営係

- (1) 行政経営に関すること。
- (2) 行政組織及び事務分掌に関すること。
- (3) 公有財産の活用に関すること。
- (4) その他特命による重要事項に関すること。

第 4 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(行政改革推進課の事務)

第 4 条の 3 行政改革推進課の事務分掌は、次のとおりとする。

行政改革推進係

- (1) 行政改革の推進に関すること。
- (2) 事務改善に関すること。
- (3) 行政評価に関すること。
- (4) 指定管理者制度に関すること。

第 7 条管財係の項に次の 1 号を加える。

- (11) 公有財産台帳の管理に関すること。

第 7 条公有財産整備係の項を削る。

第10条に次の 1 項を加える。

消防団係

- (1) 消防団に関すること。
- (2) 消防水利の開発及び保全に関すること。
- (3) 消防作業従事者等の公務災害補償に関すること。
- (4) 消防施設に関すること。
- (5) 山辺広域行政事務組合消防本部及び関係機関との連絡調整に関すること。

第17条障害福祉係の項中第18号を第19号とし、第17号の次に次の 1 号を加える。

- (18) 社会福祉法人の指導監査及び認可等に関すること。

第21条産業廃棄物対策係の項中「産業廃棄物対策係」を「環境企画係」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 再生可能エネルギーに関すること。

第28条の 2 建築係の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 被災建築物応急危険度判定に関すること。

第29条計画係の項第8号中「グリーンテクノ福住開発事業」の次に「用地の維持管理」を加える。

第29条開発指導係の項第2号中「開発の許可」の次に「申請」を加え、同項第4号中「風致地区内における行為許可申請」を「風致地区及び歴史的風土保存区域内における行為許可」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 被災宅地応急危険度判定に関すること。

第32条第2項中第11号を削る。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第7号

天理市公印規則の一部を改正する規則

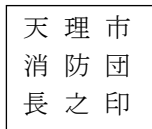
天理市公印規則（平成10年12月天理市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5項に次の1号を加える。

15	天理市消防団長之印	15	てん書	方 20	1	消防団長名をもって発する文書	防災課
----	-----------	----	-----	------	---	----------------	-----

別表第2第5項に次の1号を加える。

15



附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(平成25年 3 月29日 掲示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第8号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

別表第1教育委員会の項中

「
 公民館長
 文化センター所長補佐
 教育総合センター副所長
 補佐及び指導主事
 福住幼稚園長
 」

を

「
 公民館長
 文化センター所長補佐
 教育総合センター副所長
 補佐及び指導主事
 福住幼稚園長
 図書館長補佐
 」

に

改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(平成25年 3 月 29 日 掲示済)

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 9 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和55年 3 月天理市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 (ア)の表中「1 級17号給」を「1 級15号給」に、「1 級 9 号給」を「1 級 5 号給」に改める。

別表第 7 アの表中

「	57	「	56	」
	57		57	
	57		57	
	57		57	
	57		57	
	58		57	
	58		57	
	58		58	
	58		58	
	58		58	
	59		58	
	59		58	
	59		58	
	59		59	
	59		59	
	60		59	
	60		59	
」	」	」	」	」

を

に、

56		55
56		56
56		56
56		56
57		56
57		56
58		57
58		57
59	を	57
59		57
60		57
60		58
61		58
61		58
62		58
62		58
63		59

に、

69		68
70		69
71		69
72		70
73		70
74		71
75		71
76		72
77	を	72
78		73
79		73
80		74
81		74
82		75
83		75
84		76
85		77

に、

51		50
51		50
52		51
52		51
53		51
54		51
55		52
56		52
57	を	52
58		52
59		53
60		53
61		53
62		53
63		54
64		54
65		55

に、

33		32
33		33
34		33
34		33
35		33
35		34
36		34
36		34
37	を	34
37		35
38		35
38		35
39		35
39		36
40		36
40		36
41		37

に、

29		28
29		28
30		29
30		29
31		29

31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37

を

29
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32
33

に改める。

「

」

別表第7ウの表中

29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
34
34
35

を

28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
31
32
32
32
33
33
33

に、

「

」

49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52

を

48
48
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50

に、

52
53
53
54
54
55

50
51
51
51
51
51

」

」

「

43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51

42
42
43
43
43
43
44
44
44
44
45
45
45
45
46
46
47

を

に改める。

」

」

「

62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
64
64
64
64
64
64
65

を

61
62
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
64
64
64

に、

別表第 7 エの表中

」

」

「

75		74
75		74
76		74
76		74
77		74
77		74
78		74
78		74
79	を	74
79		74
80		74
80		74
81		74
81		74
82		74
82		74
83		74

」

に、

「

49		48
49		48
49		49
50		49
50		49
50		49
51		49
51		49
51	を	50
52		50
52		50
52		50
53		50
53		50
54		51
54		51
55		51

」

に改める。

同表第 7 オの表中

92	を	91	に、
92		92	
92		92	
93		92	
93		92	
93		93	
94		93	
94		93	
94		93	
95		94	
95		94	
95		94	
96		94	
96		95	
96		95	
97		95	

93	を	92	に、
94		92	
95		93	
96		93	
97		93	
98		94	
99		94	
1 0 0		94	
1 0 1		95	
1 0 1		95	
1 0 2		95	
1 0 2		96	
1 0 3		96	
1 0 3		96	
1 0 4		97	
1 0 4		97	
1 0 5		97	

69	68
70	68
71	69
72	69
73	69

73		69
74		70
74		70
75	を	70
75		70
76		71
76		71
77		71
78		71
79		72
80		72
81		73

」

「

43		42
43		43
43		43
44		43
44		43
44		44
45		44
45	を	44
45		44
46		45
46		45
46		45
47		46
47		46
47		47

」

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第10号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年 3 月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長公室企画課の項中「市長公室企画課」を「市長公室企画政策課」に改め、同表市長公室自治振興課の項中「自治広報係長」の次に「及び係員」を加え、同表中

「

総務部総務課	課長	総務部総務課	(現) (物) 文書行政係長及び係員 (現) 管財係長及び係員
総務部総務課 入札審査室	担当課長	総務部総務課 入札審査室	(現) 審査係長及び係員

」

を

「

総務部総務課	課長	総務部総務課	(現) (物) 文書行政係長及び係員 (現) 管財係長及び係員
		総務部総務課 入札審査室	(現) 審査係長及び係員
総務部防災課	課長	総務部防災課	(現) 消防団係長

」

に改め、同表人権センターの項中

「

(現) 人権啓発係長 (現) コミュニティ 係長及び係員

を

」

「

(現) 人権啓発係長 (現) コミュニティ 係長及び係員 (現) 児童館係長及 び係員

に改める。

」

同表コミュニティセンターの項中

「

(現) コミュニティ 係長及び係員

を

」

「

(現) コミュニティ 係長及び係員 (現) 児童館係長及 び係員

に改める。

」

別表第 2 企画課長の項中「企画課長」を「企画政策課長」に改め、同表自治振興課長の項中「自治広報係長」の次に「及び係員」を加え、同表中

「

総務課長	天理市情報公開条例及び天理市個人情報保護条例に基づく公文書の写しの作成及び送付に要する費用の収納	(現) (物) 文書行政係長及び係員
	資産等報告書の写しの作成に要する費用の収納	
	郵便切手等の出納及び保管	
	公有財産、財産区財産等に係る徴収金の収納	(現) 管財係長及び係員
	所管に係る徴収金の収納	(現) 審査係長及び係員

」

を

「

総務課長	天理市情報公開条例及び天理市個人情報保護条例に基づく公文書の写しの作成及び送付に要する費用の収納	(現) (物) 文書行政係長及び係員
	資産等報告書の写しの作成に要する費用の収納	
	郵便切手等の出納及び保管	
	公有財産、財産区財産等に係る徴収金の収納	
	所管に係る徴収金の収納	(現) 審査係長及び係員
防災課長	消防団員に係る費用弁償の支給及び保管	(現) 消防団係長

」

に改め、市民課長の項中「手数料」の次に「及び徴収金」を加え、同表人権センター所長の項及びコミュニティセンターの項を次のように改める。

人権センター所長	住宅新築資金等貸付金及び生活資金貸付金の収納	(現) 人権啓発係長及び係員
	人権センターの使用料の収納	(現) コミュニティ係長及び係員
	児童館の行事参加料の収納	(現) 児童館係長及び係員
コミュニティセンター所長	コミュニティセンターの使用料の収納	(現) コミュニティ係長及び係員
	児童館の行事参加料の収納	(現) 児童館係長及び係員

別表第2 児童福祉課長の項中「市立保育所保育料」を「保育所保育料」に、「保育所長」を「市立保育所長、こども園長及び保育係長」に改め、同表議会事務局次長の項中「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第11号

天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市保育の実施に関する条例施行規則（平成10年3月天理市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「その月の末日」を「市長が指定する期日」に改め、「納入通知書により」を削る。
別表備考第3項中「月」を「年度」に改め、「初日」の次に「の前日」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月29日揭示済)

天理市学童保育条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第12号

天理市学童保育条例施行規則の一部を改正する規則

天理市学童保育条例施行規則（平成15年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「学童保育料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「学童保育料」を「利用料金」に、「学童保育料減免申請書」を「利用料金減免申請書」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「学童保育料減免可否決定通知書」を「利用料金減免可否決定通知書」に改める。

様式第2号中「学童保育料」を「利用料金」に改める。

様式第5号中「天理市長」を「指定管理者」に、「学童保育料減免申請書」を「利用料金減免申請書」に、「学童保育料」を「利用料金」に改める。

様式第6号中「天理市長 印」を「指定管理者 印」に、「学童保育料減免可否決定通知書」を「利用料金減免可否決定通知書」に、「学童保育料」を「利用料金」に、「決定学童保育料」を「決定利用料金」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成25年3月29日揭示済)

天理市養育医療の給付に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第13号

天理市養育医療の給付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第20条に規定する養育医療の給付について、母子保健法施行令（昭和40年政令第385号）及び母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(養育医療の給付の申請)

第2条 省令第9条第1項の規定による申請は、養育医療給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 指定養育医療機関の医師が作成した養育医療意見書（様式第2号）
- (2) 世帯調書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合において、養育医療の給付を行うことを決定したときは養育医療券を、養育医療の給付を行わないことを決定したときは養育医療不給付決定通知書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。この場合において、当該指定養育医療機関に対しても別途通知するものとする。

（養育医療券の再交付）

第3条 省令第9条第2項の規定により養育医療券の交付を受けた者は、当該養育医療券を紛失し、汚損し、又は破損したときは、養育医療券再交付申請書（様式第5号）を市長に提出して養育医療券の再交付を受けることができる。

（養育医療の継続）

第4条 指定養育医療機関は、養育医療券の有効期間を超えて養育医療を行おうとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 前項の協議は、養育医療継続協議書（様式第6号）を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があった場合において、これに同意するときは、養育医療継続同意書（様式第7号）を当該指定養育医療機関に交付するものとする。

（養育医療券記載事項の変更）

第5条 養育医療券の交付を受けた者は、養育医療券に記載された事項に変更があったときは、養育医療券記載事項変更届（様式第8号）に当該変更事項を証する書類及び養育医療券を添えて市長に提出しなければならない。

（移送費の支給）

第6条 法第20条第3項第5号の移送に要する費用の支給を受けようとする者は、移送費用支給申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 保険者が発行した移送に要した費用についての療養費支給決定証明書又は療養費支給決定通知書の写し

(2) 移送に要した費用についての領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合において、費用の支給を承認するときは、移送費用支給承認書（様式第10号）を当該申請者に交付するものとする。

（費用の徴収）

第7条 法第21条の4第1項の規定により養育医療の給付を受けた者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から徴収する費用（以下「徴収金」という。）の額は、別表の世帯の階層区分に応じて定まる額とする。

2 月の途中において措置を開始し、又は解除した場合における当該月分の徴収金の額は、日割計算による。この場合において、円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（天理市事務分掌規則の一部改正）

2 天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第14条福祉医療係の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 未熟児養育医療に関すること。

別表（第7条関係）

徴収金基準額表

階層区分	世帯の階層区分		徴収基準月額	加算基準月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯		2,600	260
C階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税非課税世帯	市町村民税の均等割のみ課税世帯 C1	5,400	540
		市町村民税の所得割課税世帯 C2	7,900	790
D階層	前年分の所得税課税世帯であってその税額の年額区分が次の額であるもの	所得税の年額15,000円以下 D1	10,800	1,080
		15,001円～40,000円 D2	16,200	1,620
		40,001円～70,000円 D3	22,400	2,240
		70,001円～183,000円 D4	34,800	3,480
		183,001円～403,000円 D5	49,400	4,940
		403,001円～703,000円 D6	65,000	6,500
		703,001円～1,078,000円 D7	82,400	8,240
		1,078,001円～1,632,000円 D8	102,000	10,200
		1,632,001円～2,303,000円 D9	123,400	12,340
		2,303,001円～3,117,000円 D10	147,000	14,700
		3,117,001円～4,173,000円 D11	172,500	17,250
		4,173,001円～5,334,000円 D12	199,900	19,900
		5,334,001円～6,674,000円 D13	229,400	22,940
		6,674,001円以上 D14	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円

備考

- 1 加算基準月額とは、同一世帯から2人以上の児童が同時に養育医療の給付を受ける場合に、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童について適用する徴収基準月額をいう。
- 2 「徴収基準月額」の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市が支弁すべき額又は費用総額から社会保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額をいう。ただし、高額療養費の支給がなかったものとして金額を算出するものとする。

様式第1号 (第2条関係)

養 育 医 療 給 付 申 請 書					
本 人	ふりがな 氏 名		男・女	生年 月日	年 月 日
	住 所 地 (住民票所在地)				
	現 在 地 (住所地と異なる場合)				
扶 養 義 務 者	ふりがな 氏 名		本人との 続柄		
	居 住 地				
	電 話 番 号				
被 保 険 者 証 等 の 記 号 及 び 番 号					
保 険 者 等 の 名 称					
希望する指定養育医療 機関の名称及び所在地 (所在地は本人現在地と同じ 場合は省略可能)					
備 考					
<p style="text-align: center;">別添関係書類を添えて上記のとおり養育医療の給付を申請します。</p> <p style="margin-left: 40px;">申請者住所 本人との続柄 申請者氏名 (自署もしくは記名押印) 電話番号</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-left: 150px;">天理市長 様</p>					
申請受付年月日				決 定 年 月 日	

養育医療意見書				
ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日
氏名				
在胎週数	(単胎/双胎 (胎))		出生時の体重	グラム
症 状 の 概 要	1 一般状態	(1) 運動不安・痙攣 (2) 運動が異常に少ない		
	2 体温	(1) 摂氏34度以下		
	3 呼吸器 循環器	(1) 強度のチアノーゼ持続 (2) チアノーゼ発作を繰り返す (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 (4) 呼吸数が毎分30以下 (5) 出血傾向が強い		
	4 消化器	(1) 生後24時間以上排便がない (2) 生後48時間以上嘔吐が持続 (3) 血性吐物がある (4) 血性便がある		
	5 黄疸	(1) 生後数時間以内に発生 (2) 異常に強い		
	その他の所見 (合併症の有無等)			
診療予 定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
現在受けて いる医療	保育器の使用 人口換気療法 酸素吸入 経管栄養 持続静脈内注射 その他の医療			
症状の経過				
<p>上記のとおり診断する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関の名称及び所在地</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">医師氏名 ㊟</p>				

世 帯 調 書

申請者氏名					本人氏名				
本人の属する世帯構成	世帯構成員名	乳児との続柄	性別	生年月日	階層区分	所得税額	備考		
世帯外扶養義務者	氏名								
	住所								
	氏名								
	住所								

注1 「世帯外扶養義務者」には、世帯構成員以外で現に乳児に対して扶養を実施している扶養義務者がいる場合にのみ記入してください。

2 この調書には、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合にはその証明書、その他の場合には所得税及び市町村民税の課税状況の証明書を添付してください。

平成25年4月10日 水曜日
様式第4号（第2条関係）

天理市公報

養育医療不給付決定通知書

年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで申請のありました養育医療の給付について、下記の理由により給付を行わないことを決定しましたので通知します。

記

(理由)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法の規定による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成25年4月10日 水曜日
様式第5号（第3条関係）

天理市公報

養育医療券再交付申請書

年 月 日

天理市長様

申請者住所
氏名

㊞

次のとおり養育医療券の再交付を受けたいので、天理市養育医療の給付に関する規則第3条の規定により申請します。

養育医療券の 受給者番号		養育医療券の 交付年月日	年 月 日		
医療を受ける 乳 児	氏 名				
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女	
再交付を申請 する理由					

平成25年4月10日 水曜日
様式第6号(第4条関係)

天理市公報

養育医療継続協議書

年 月 日

天理市長様

指定養育医療機関

所在地

氏名

㊤

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり養育医療を継続したいので、天理市養育医療の給付に関する規則第4条の規定により協議します。

養育医療券の 受給者番号		養育医療券の 交付年月日	年 月 日	
継続して医療 を受ける乳児	氏 名			
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女
継続しようとする期間	年 月 日から		年 月 日まで (日間)	
継続の理由				

養育医療継続同意書

年 月 日

指定養育医療機関

様

天理市長



年 月 日付けで協議のありました養育医療の継続について、次のとおり同意します。

養育医療券の受給者番号		養育医療券の交付年月日	年 月 日	
継続して医療を受ける乳児	氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	男・女
継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)			

様式第8号 (第5条関係)

養育医療券記載事項変更届										
公費負担医療の受給者番号										
受給者(児)氏名								生年月日	年 月 日	
								性別	男 ・ 女	
住所の変更	受給者(児)	変更前					変更後			
	扶養義務者	変更前					変更後			
扶養義務者の変更	氏名	変更前					変更後			
保険者等の名称の変更		変更前					変更後			
被保険者証等の記号及び番号の変更		変更前					変更後			
変更年月日								年	月	日から変更
養育医療の給付について、上記のとおり変更したので届け出ます。 年 月 日 届出者 住所 氏名 ㊟										

添付書類

- 1 扶養義務者変更の場合は、変更後の扶養義務者の所得税額を確認できる書類
- 2 健康保険証の記載事項変更の場合は、新しい健康保険証の写し

移送費用支給申請書

天理市長様

年 月 日

申請者 住所
氏名 ㊟
乳児との続柄（ ）

次のとおり移送に要する費用の支給を受けたいので、天理市養育医療の給付に関する規則第6条の規定により申請します。

養育医療を受ける乳児の氏名		養育医療券の受給者番号	
担当医師の意見	移送区間	から まで	
	移送方法及び利用交通機関		
	移送年月日	年 月 日	
	移送を必要と認める理由		
	費用額	円	
		年 月 日 担当医師氏名 ㊟	

添付書類

- 1 保険者が発行した移送に要した費用についての療養費支給決定証明書又は療養費支給決定通知書の写し
- 2 移送に要した費用についての領収書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

移送費用支給承認書

年 月 日

住 所

氏 名

様

天理市長



年 月 日付で申請のありました移送費用の支給について、次のとおり承認します。

乳児の氏名			
養育医療券の 受給者番号		交付年月日	年 月 日
指定養育医療 機関の名称			
移 送 区 間	から まで		
費 用 額	円		

(平成25年 3月29日 掲示済)

天理市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第14号

天理市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則

天理市老人憩の家条例施行規則（昭和59年 3月天理市規則第 1号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1号中「及び」の次に「土曜日並びに」を加える。

附 則

この規則は、平成25年 7月 1日から施行する。

(平成25年 3月29日 掲示済)

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第15号

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年 3月天理市規則第 3号）の全部を改正する。

目次

第 1章 総則（第 1条・第 2条）

第 2章 一般廃棄物の処理等（第 3条—第21条）

第 3章 廃棄物処理手数料（第22条—第25条）

第 4章 一般廃棄物処理業（第26条—第39条）

第 5章 浄化槽清掃業（第40条—第46条）

第 6章 雑則（第47条・第48条）

附則

第 1章 総則

（目的）

第 1条 この規則は、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成25年 3月天理市条例第 9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び条例において使用する用語の例による。

第 2章 一般廃棄物の処理等

（適正処理困難物の指定等）

第 3条 市長は、条例第15条第 1項の規定により適正処理困難物を指定する場合は、あらかじめその物の製造、加工、販売等を行う事業者意見に聴くとともに、告示等により周知するものとする。

（一般廃棄物処理計画）

第 4条 条例第16条第 1項に規定する一般廃棄物処理計画は、4月 1日から翌年の 3月31日までを一事業年度として次の事項を定め、毎事業年度の初めに告示するものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の減量のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する市民及び事業者の協力義務の内容
- (5) 一般廃棄物の適正処理の方法

- (6) 一般廃棄物の処理施設に関する事項
- (7) その他廃棄物の処理に関し必要な事項
(事業系一般廃棄物の集積場所への排出要件)

第5条 条例第19条第1項ただし書に規定する事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 従事者（事業主を含む。）の総数が4人以下であること。
- (2) 事業系一般廃棄物を市の家庭廃棄物分別基準等に従い排出できること。
- (3) 燃やせるごみ又は燃やせないごみの1回当たりの排出量がそれぞれ45リットル袋で2袋以下であること。
- (4) 資源ごみの1回当たりの排出量が前号に規定する排出量とおおむね同程度であること。
- (5) 有害ごみ及び粗大ごみを集積場所に排出しないこと。

2 前項に規定する要件を満たす事業者は、事業系一般廃棄物を集積場所へ排出するときは、事業所名を明記しなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理の申請)

第6条 前条の規定により事業系一般廃棄物を排出しようとする事業者は、あらかじめ事業系一般廃棄物処理申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、適正と認める事業者に対し、事業系一般廃棄物処理登録済通知書（様式第2号）を送付するものとする。

3 前項の通知を受けた事業者は、事業系一般廃棄物の処理を中止しようとするときは、事業系一般廃棄物処理中止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(し尿のくみ取りの申込み)

第7条 し尿のくみ取りを定期的に受けようとする者は、し尿処理申込書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(資源物の持ち去り等の禁止)

第8条 条例第22条第1項に規定する再利用可能なものとして規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) プラスチック製容器包装
- (2) ペットボトル
- (3) 飲料用紙パック
- (4) 古着類
- (5) 新聞、雑誌類、段ボール及びその他紙類
- (6) かん類
- (7) びん類
- (8) 発泡スチロール
- (9) 小型電気機械器具等
- (10) その他金属類を使用した製品

2 条例第22条第3項の規定による命令は、持ち去り等禁止命令書（様式第5号）により行うものとする。

(動物の死体の届出)

第9条 条例第25条第1項の規定による動物の死体の届出は、動物の死体届出書（様式第6号）により行うものとする。

(多量の事業系一般廃棄物)

第10条 条例第28条第1項の規定により市長が事業者に対し自ら処理するよう命ずることのできる事業系一般廃棄物の量は、燃やせるごみ又は燃やせないごみの1回当たりの排出量がそれぞれ45リットル袋で2袋を超えるものとする。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第11条 条例第29条第2項に規定する事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物が種類別に分別できるものであること。
 - (2) 一般廃棄物を十分かつ適切に収納できるものであること。
 - (3) 一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れないものであること。
 - (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないものであること。
 - (5) その他生活環境の保全上支障の生じるおそれのないものであること。
 - (6) 搬入、搬出等の作業の安全が確保できるものであること。
 - (7) 保管場所に一般廃棄物の種類及び注意事項を表示すること。
- (事業系一般廃棄物の排出基準)

第12条 条例第30条第2項に規定する事業系一般廃棄物の排出基準は、次のとおりとする。

- (1) 家庭廃棄物の排出に準じて種類ごとに分別して排出すること。
- (2) 再利用が可能な物と廃棄物を分別して排出すること。
- (3) 市の処理施設で容易に処理できるように分解等を行い排出すること。
- (4) その他一般廃棄物処理計画に適合したものであること。

(一般廃棄物搬入届出書)

第13条 条例第31条第1項に規定する規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 継続的に廃棄物を搬入するもの
 - (2) その他特に市長が指定するもの
- 2 前項に規定する事業者は、搬入しようとする日の7日前までに一般廃棄物搬入届出書(様式第7号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の届出があったときは、当該届出書の審査等を行い、一般廃棄物搬入指示書(様式第8号)を当該届出者に交付するものとする。
- 4 前項の指示書の有効期間は、当該届出年度の末日までとする。

(一般廃棄物管理票の適用対象事業者)

第14条 条例第32条第1項に規定する規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業系一般廃棄物の1日の平均排出量が100kgを超えるもの
- (2) その他特に市長が指定するもの

(一般廃棄物管理票)

第15条 条例第32条第1項に規定する一般廃棄物管理票(様式第9号)は、次の各票からなる複写式のものとする。

- (1) 一般廃棄物管理票(A票)(以下「A票」という。)
- (2) 一般廃棄物管理票(B票)(以下「B票」という。)
- (3) 一般廃棄物管理票(C票)(以下「C票」という。)
- (4) 一般廃棄物管理票(D票)(以下「D票」という。)

(一般廃棄物管理票の交付)

第16条 一般廃棄物管理票の交付は、第14条に規定する事業者が事業系一般廃棄物を事業系一般廃棄物の運搬を受託した者(以下「運搬受託者」という。)に引き渡す際に、一般廃棄物管理票に記載された事項が事実と相違ないことを確認の上で行うものとする。

(一般廃棄物管理票の回付等)

第17条 運搬受託者は、前条の規定により一般廃棄物管理票の交付を受けたときは、第15条各号に規定する一般廃棄物管理票各票に許可番号及び業者名を記載するとともに、当該事業系一般廃棄物と一般廃棄物管理票に記載された事項が相違ないことを確認の上、A票を前項の規定により管理票を交付した者(以下「管理票交付者」という。)に回付する。

- 2 市長は、条例第32条第3項の規定により運搬受託者からB票、C票及びD票の提出を受けた場合は、各票に提出の日時を記載するとともに、当該事業系一般廃棄物の種類及び数量が一般廃棄物管理票に記載された事項と相違ないことを確認の上、C票を保管し、運搬受託者にB票及びD票を回付する。この

場合において、運搬受託者は、回付されたD票を速やかに管理票交付者に回付しなければならない。

(一般廃棄物管理票の確認)

第18条 管理票交付者は、D票と運搬受託者から回付されたA票の記載の内容を照合し、当該事業系一般廃棄物が適正に処理されたことを確認しなければならない。

2 管理票交付者は、運搬受託者に一般廃棄物管理票を交付した日から30日以内にD票が回付されないとき、又は当該事業系一般廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、運搬受託者に対し必要な措置を講ずるとともに、速やかに市長に報告しなければならない。

(一般廃棄物管理票の保存)

第19条 管理票交付者は、A票及びD票を一組として、D票の回付の日から5年間保存しなければならない。

2 運搬受託者は、回付されたB票をその回付の日から5年間保存しなければならない。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第20条 条例第33条第1項に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画に適合したものであること。
- (2) 条例第24条第1項各号に掲げるもの以外のものであること。
- (3) その他一般廃棄物の処理施設に支障を来たさないものであること。

(市が処理する産業廃棄物)

第21条 条例第36条第2項に規定する一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 紙くず
 - (2) 木くず
 - (3) 繊維くず
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が処理可能と認めるもの
- 2 前項に規定する産業廃棄物を市の処理施設へ搬入する者は、市長が別に定める方法によりあらかじめ当該産業廃棄物に分別、切断、梱包等の必要な処理を施さなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、必要な事項は、一般廃棄物処理計画で定めるものとする。

第3章 廃棄物処理手数料

(排出量の算定等)

第22条 廃棄物を市の処理施設へ搬入する場合の算定基礎となる廃棄物の排出量は、その都度算定する。

2 し尿については、し尿のくみ取りの際にその数量を算定し、し尿くみ取り作業通知書(様式第10号)を交付するものとする。

(廃棄物処理手数料の徴収方法)

第23条 条例第39条に規定する廃棄物処理手数料(し尿に係るものを除く。)は、搬入の際にその都度徴収し、ごみ処理手数料領収書(様式第11号)を交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、別に定める方法により徴収することができる。

2 し尿に係る手数料は、納入通知書兼収納済通知書により徴収するものとする。

(廃棄物処理手数料の減免)

第24条 条例第40条に規定する廃棄物処理手数料の減免基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助を受けている者 免除
- (2) 暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象又は火事、爆発その他これらに類する事故から生じる被害を受けた者 免除
- (3) 道路、公園等の公共の場所の清掃活動を行う者 免除
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者 減額又は免除

(減免申請手続)

第25条 前条の規定により廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

第4章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

第26条 条例第41条第1項の規定による一般廃棄物の収集若しくは運搬の事業の許可又は同条第3項の規定による許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業調書(様式第14号)
- (2) 作業計画調書(様式第15号)
- (3) 住民票抄本(法人の場合は、定款及び登記事項証明書)
- (4) 履歴書(法人の場合は、役員の名簿及び履歴書)
- (5) 申請者の印鑑登録証明書(法人の場合は、その代表者の印鑑登録証明書)
- (6) 納税証明書及び申告書の写し(法人の場合は、貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類。個人の場合は、所得税の確定申告書、収支内訳書及び市県民税の納税証明書)
- (7) 保険関係書類(法人の場合は、社会保険加入関係書類等。個人の場合は、国民健康保険料納付済証明書)
- (8) 従業員名簿(様式第16号)
- (9) 事業所又は営業所の写真(賃貸の場合は、賃貸借契約書の写しを添付)
- (10) 使用車両調書(様式第17号)
- (11) 車庫、保管場所、積替え場所その他施設の配置図、設計図(積替え施設に限る。)、写真及び付近見取図
- (12) 使用車両の自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び任意の保険に加入していることを証明する書類の写し
- (13) 使用車両の正面、側面及び後面の写真
- (14) 一般廃棄物を収集する相手方及び排出量を明らかにした書類
- (15) 業務を実施する場合の使用車両の運行図
- (16) 運搬先及び搬入量を証明できる書類(市の処理施設以外に搬入する場合に限る。)
- (17) 申請者(法人の場合は、その業務を行う役員を含む。)が条例第41条第2項第4号アからエまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (18) 法令及び許可条件を遵守し、誠実に業務を行う旨を記載した誓約書(様式第18号)
- (19) 申請者が他の市町村において法第7条第1項の許可を受けている場合は、その許可証の写し
- (20) その他市長が必要と認める書類及び図面

2 条例第41条第3項の規定による許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、同項第3号及び第5号に掲げる書類については、その内容に変更がない場合に限り、写しの添付でよいものとする。

(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第27条 条例第41条第1項ただし書の規則で定める者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条に規定する者とする。

(一般廃棄物処分業の許可申請)

第28条 条例第42条第1項の規定による一般廃棄物の処分の事業の許可又は同条第3項の規定による許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業調書(様式第19号)
- (2) 作業計画調書(様式第20号)
- (3) 住民票抄本(法人の場合は、定款及び登記事項証明書)
- (4) 履歴書(法人の場合は、役員の名簿及び履歴書)
- (5) 申請者の印鑑登録証明書(法人の場合は、その代表者の印鑑登録証明書)
- (6) 納税証明書及び申告書の写し(法人の場合は、貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類。個人の場合は、所得税の確定申告書、収支内訳書及び市県民税の納税証明書)

き額及び納付済額を記載した書類。個人の場合は、所得税の確定申告書、収支内訳書及び市県民税の納税証明書)

- (7) 保険関係書類（法人の場合は、社会保険加入関係書類等。個人の場合は、国民健康保険料納付済証明書）
- (8) 従業員名簿（様式第16号）
- (9) 事業所又は営業所の写真（賃貸の場合は、賃貸借契約書の写しを添付）
- (10) 所有する処理施設及び保管施設の概要（様式第21号）
- (11) 処理施設及び保管施設の写真、付近見取図、配置図、構造図及び処理能力の分かる書類（賃貸の場合は、賃貸借契約書の写しを添付）
- (12) 処理施設及び保管施設の敷地の登記事項証明書及び公図（隣接する土地所有者のものを含む。）
- (13) 一般廃棄物を受け入れる相手方及び排出量を明らかにした書類
- (14) 申請者（法人の場合は、その業務を行う役員を含む。）が条例第42条第2項第4号アからエまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (15) 法令及び許可条件を遵守し、誠実に業務を行う旨を記載した誓約書（様式第18号）
- (16) 申請者が他の市町村において法第7条第6項の許可を受けている場合は、その許可証の写し
- (17) その他市長が必要と認める書類及び図面

2 条例第42条第3項に規定する許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、同項第3号及び第5号に掲げる書類については、その内容に変更がない場合に限り、写しの添付でよいものとする。

（一般廃棄物処分量の許可を要しない者）

第29条 条例第42条第1項ただし書の規則で定める者は、省令第2条の3に規定するものとする。

（業の許可基準）

第30条 条例第41条第2項第3号（条例第43条第2項において準用する場合を含む。）又は条例第42条第2項第3号（条例第43条第2項において準用する場合を含む。）に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業にあつては省令第2条の2各号に、一般廃棄物処分量にあつては省令第2条の4各号に適合していること。
- (2) 申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (3) 申請者が市内に住所又は事業所を有する者であること。ただし、市長が別に定める者については、この限りでない。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に定める事項

2 条例第41条第2項第4号エ又は条例第42条第2項第4号エで定める者は、法第14条第5項第2号ロ又はへに該当する者とする。

（許可の更新期間）

第31条 条例第41条第3項又は条例第42条第3項の規定による期間は、2年とする。

（許可証の交付等）

第32条 市長は、第26条又は第28条の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、許可するかどうかを決定する。

2 市長は、前項の規定により、許可することと決定したときは許可証（様式第22号）を当該申請者に交付し、許可しないことと決定したときは不許可通知書（様式第23号）により当該申請者に通知する。

3 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、速やかに第26条第1項第16号又は第28条第1項第13号に関する契約書等を市長に提出しなければならない。

（事業範囲の許可申請）

第33条 条例第41条第1項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）は、条例第43条第1項の規定により事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書（様式第24号）に第26条第1項各号に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 条例第42条第1項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、条例第43条第1項の規定により事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物処分業者変更許可申請書（様式第25号）に第28条第1項各号に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

（変更承認申請及び変更届）

第34条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称又は代表者氏名）又は使用車両を変更しようとするときは、あらかじめ許可申請事項変更承認申請書（様式第26号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、許可申請事項変更承認書（様式第27号）を当該申請者に交付する。

3 一般廃棄物収集運搬業者が第26条第1項第2号、第4号、第5号、第8号、第9号、第11号、第14号、第16号、第17号若しくは第19号に規定する事項を変更したとき、又は一般廃棄物処分業者が第28条第1項第2号、第4号、第5号、第8号から第14号まで若しくは第16号に規定する事項を変更したときは、その変更した日から10日以内に業の変更届（様式第28号）を市長に提出しなければならない。

（業の取消し及び停止命令等）

第35条 条例第46条の規定による業の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令は、許可取消書（様式第29号）又は事業停止命令書（様式第30号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定により一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に対しその許可を取り消し、又は停止を命じたために損害を及ぼすことがあっても、その賠償の責めを負わない。

（業の休止及び廃止届）

第36条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を休止し、又は廃止しようとする者は、業を休止し、又は廃止しようとする日の30日前までに業の休止（廃止）届（様式第31号）を市長に提出しなければならない。

（許可証の再交付）

第37条 条例第47条の規定による許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（様式第32号）を市長に提出しなければならない。

2 損傷により前項の申請を行う者は、当該申請に損傷した許可証を添付するものとする。

（許可証の返納）

第38条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を廃止したとき。

(2) 条例第46条の規定により許可を取り消されたとき。

(3) 許可の期間が満了したとき。

（実績報告書の提出）

第39条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、毎月の業務実績を翌月の10日までに一般廃棄物処理実績報告書（様式第33号）により市長に報告しなければならない。

第5章 浄化槽清掃業

（浄化槽清掃業の許可申請）

第40条 条例第49条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可又は同条第2項の規定による許可の更新を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第34号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業調書（様式第35号）

(2) 浄化槽清掃設備器材表（様式第36号）

(3) 住民票抄本（法人の場合は、定款及び登記事項証明書）

(4) 履歴書（法人の場合は、役員の名簿及び履歴書）

(5) 申請者の印鑑登録証明書（法人の場合は、その代表者の印鑑登録証明書）

(6) 納税証明書及び申告書の写し（法人の場合は、貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべ

き額及び納付済額を記載した書類。個人の場合は、所得税の確定申告書、収支内訳書及び市県民税の納税証明書)

- (7) 保険関係書類（法人の場合は、社会保険加入関係書類等。個人の場合は、国民健康保険料納付済証明書）
- (8) 従業員名簿（様式第16号）
- (9) 事業所又は営業所の写真（賃貸の場合は、賃貸借契約書の写しを添付）
- (10) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条第1号から第3号までに規定する器具の収納場所の配置図、写真及び付近見取図
- (11) 申請者（法人の場合は、その業務を行う役員を含む。）が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (12) 法令及び許可条件を遵守し、誠実に業務を行う旨を記載した誓約書（様式第18号）
- (13) 申請者が他の市町村において浄化槽法第35条第1項の許可を受けている場合は、その許可証の写し
- (14) 技能者名簿及び浄化槽に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有することを証明する書類の写し
- (15) その他市長が必要と認める書類及び図面

2 条例第49条第2項の規定による許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、同項第3号及び第5号に掲げる書類については、その内容に変更がない場合に限り、写しの添付でよいものとする。

（業の許可基準）

第41条 浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法第36条の規定によるものとする。

（許可証の交付等）

第42条 市長は、第40条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、許可するかどうかを決定する。

2 市長は、前項の規定により、許可することと決定したときは許可証（様式第37号）を当該申請者に交付し、許可しないことと決定したときは不許可通知書（様式第23号）により当該申請者に通知する。

（業の変更届）

第43条 条例第49条第1項の規定による許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）が第40条に規定する申請書及び添付書類の記載事項を変更したときは、その変更した日から30日以内に業の変更届（様式第38号）を市長に提出しなければならない。

（業の廃止届）

第44条 浄化槽法第38条の規定により事業を廃止した者は、その廃止の日から30日以内に業の廃止届（様式第39号）を市長に提出しなければならない。

（許可証の再交付）

第45条 条例第51条の規定による許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（様式第32号）を市長に提出しなければならない。

2 損傷により前項の申請を行う者は、当該申請に損傷した許可証を添付するものとする。

（実績報告書等の提出）

第46条 浄化槽清掃業者は、毎月の業務実績を翌月の10日までに浄化槽清掃実績報告書（様式第40号）により市長に報告しなければならない。

2 浄化槽清掃業者は、浄化槽汚泥処理依頼書（様式第41号）及び運転日報（様式第42号）を浄化槽汚泥の搬入ごとに市長に提出しなければならない。

第6章 雑則

（集積場所の設置及び届出）

第47条 条例第56条の規定による建築物を建設しようとする者及び開発行為等をしようとする者（以下「建設者」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者とする。この場合において、

平成25年4月10日 水曜日

天理市公報

同一事業主又は同一所有者が3年以内に当該建築物に隣接する土地において行う2以上の事業については、同一事業とみなす。

(1) 計画戸数が10戸以上の戸別住宅の建設

(2) 計画戸数が8戸以上の集合住宅の建設で地階を除く階数が2以上の建設

(3) 延床面積が1,500平方メートル以上で地階を除く階数が3以上の建設

2 建設者は、集積場所を設置しようとするときは、集積場所設置届(様式第43号)を市長に提出しなければならない。ただし、市の一般廃棄物処理業務の提供を受けない場合は、この限りでない。

3 集積場所の設置基準は、市長が別に定める。

(その他)

第48条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条、第5条、第6条、第8条第2項、第11条、第12条、第14条から第20条まで、第21条第2項、第4章、第5章及び第47条の規定は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定により行った処分、手続その他の行為は、この規則の規定中これらに相当する規定があるときは、この規則により行った処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第6条関係）

事業系一般廃棄物処理申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 事業所名
所在地
代表者氏名
電話番号

㊤

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 従事者数（事業主を含む） 人

2 事業系一般廃棄物（ごみ）の内容及び排出量

廃棄物の区分	廃棄物の内容	種類	容量	1回当たりの排出量
燃やせるごみ		透明又は半透明袋	45ℓ相当	袋
燃やせないごみ		透明又は半透明袋	45ℓ相当	袋

3 事業系一般廃棄物の排出場所：天理市 町 番地

排出場所の略図

(注)

- 1 従事者数は、常用労働者で一時的に雇用する労働者は除いてください。
- 2 排出場所の略図には、道路、敷地、建物等を記入した上で、事業所の場所と事業系一般廃棄物を排出する場所（集積場所）をそれぞれ記入してください。

様式第2号（第6条関係）

事業系一般廃棄物処理登録済通知書

第 号
年 月 日

様

天理市長 印

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、審査の結果、次のとおり対象事業者として登録したことを通知します。

1 登録年月日 年 月 日

2 事業所名
所在地
代表者氏名
電話番号

注意事項

- 1 天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第5条第1項の規定に該当しなくなったとき、又は該当しないと認められるときは、登録を取り消します。
- 2 排出する袋（資源ごみを含む。）には、事業所名を明記してください。

様式第3号（第6条関係）

事業系一般廃棄物処理中止届

年 月 日

天理市長 様

届出者 事業所名
所在地
代表者氏名 ⑩
電話番号

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第6条第3項の
規定により、処理の中止について次のとおり届け出ます。

1 中止年月日 年 月 日

2 事業系一般廃棄物の排出場所

天理市 町 番地

様式第4号（第7条関係）

し尿処理申込書

住 所	天理市 町 番地 (電話番号)	世 帯 主	ふりがな 氏 名
住所付近の略図を記入してください。		家族人数	世帯主を含めて 人
		居 住 年 月 日	年 月 日から
		所有区分	持ち家 ・ 借家
		備 考	
<p>上記のとおり、し尿処理の申込みをします。</p> <p>天理市長 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p>			

様式第5号（第8条関係）

持ち去り等禁止命令書

第 号
年 月 日

様

天理市長 印

あなたは、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）第22条第2項の規定に違反したので、同条第3項の規定により、市長が集積場所として認めた場所に排出された資源物（天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第8条第1項に規定する物）を収集し、又は運搬する行為の禁止を命じます。

なお、この命令に違反した場合は、条例第61条第1号の規定により、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

記

条例第22条第2項の規定に違反した事実等

日 時	年 月 日 時 分
場 所	天理市 町
違反行為	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第9条関係)

動物の死体届出書

年 月 日

天理市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

場 所	(番地先)		
種 類	犬・猫・その他	有料	無料
備 考			

受付日	年 月 日 午前・午後 時 分	処理日	月 日 午前・午後 時 分
略図			受付者
			処理者

様式第7号 (第13条関係)

一般廃棄物搬入届出書

年 月 日

天理市長 様

届出者 郵便番号
 住 所
 事業所名
 氏 名 ①
 電話番号

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

新規搬入又は 継続搬入の別	新 規 ・ 継 続				
一般廃棄物の 排出場所	天理市	町	番地		
事業内容					
搬入年月日 又は搬入期間	年 月 日 ~		年 月 日		
ごみの種類	不燃物		可燃物		
搬入予定量	kg/回	年	回	週	回
		月	回	日	回
主な搬入車両 の車両番号			主な搬入者名 又は運転者名		

(注)

- 1 この届出書は、新規搬入日又は継続して搬入する場合の最初の搬入日の7日前までに提出し、市長の指示を受けてください。
- 2 新規搬入又は継続搬入の別の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 事業内容及びごみの種類の欄には、内容を具体的に記入してください。
(有害物質、危険物等は、搬入できません。)

様式第8号 (第13条関係)

一般廃棄物搬入指示書

第 号

年 月 日

様

天理市長

印

次のとおり一般廃棄物の搬入について指示します。

新規搬入又は 継続搬入の別	新 規 ・ 継 続			
一般廃棄物の 排出場所	天理市	町	番地	
事業内容				
搬入年月日 又は搬入期間	年 月 日 ~		年 月 日	
ごみの種類	不燃物		可燃物	
搬入予定量	kg/回		年	回
			月	回
搬入車両の 車両番号			週	回
			日	回
搬入車両の 車両番号			主な搬入者名 又は運転者名	
指示事項 その他				

注意事項

- 1 一般廃棄物の搬入時には、必ず受付でこの指示書を提示してください。
- 2 指示事項に違反したときは、搬入できません。
- 3 廃棄物は、破碎、圧縮等あらかじめ中間処理をして搬入してください。
- 4 有害物質、危険物、産業廃棄物等は、搬入できません。
- 5 搬入受付時間は、次のとおりです。(日曜日、祝日及び年始は受入できません。)
 - (1) 月曜日～金曜日 午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 土曜日 午前8時30分から午前11時30分まで
- 6 その他、搬入時には係員の指示に従ってください。

様式第9号（第15条、第16条、第17条関係）

（排出事業者用）

一般廃棄物管理票（A票）

年 月 日

天理市長 様

届出者 郵便番号
 住 所
 事業所名
 代表者名
 電話番号

印

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

新規届又は 変更届の別	新 規 ・ 変 更			
一般廃棄物の 排出場所	天理市	町	番地	
事業内容				
1箇月のごみ の種別・量	全体量	kg		
	厨 芥	kg	紙くず	kg
	木くず	kg	繊 維 く ず	kg
		kg		kg
		kg		kg
収集・運搬 業 者	許可 番号		業者名	
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日			

(注)

- 1 この管理票は、受託者に引き渡す1箇月前までに届け出てください。
- 2 新規届又は変更届の別の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 事業内容及び1箇月のごみの種別・量の欄には、内容を具体的に記入してください。
- 4 この管理票は、5年間保存してください。

様式第9号（第15条、第16条、第17条関係）

（収集・運搬業者用）

一般廃棄物管理票（B票）

年 月 日

天理市長 様

届出者 郵便番号
住 所
事業所名
代表者名
電話番号



天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

新規届又は 変更届の別	新 規 ・ 変 更			
一般廃棄物の 排出場所	天理市	町	番地	
事業内容				
1箇月のごみ の種別・量	全体量	kg		
	厨 芥	kg	紙くず	kg
	木くず	kg	織 雑 く ず	kg
		kg		kg
		kg		kg
収集・運搬 業者	許可 番号		業者名	
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
天理市受領日	年 月 日		確認者	

（注） この管理票は、5年間保存してください。

様式第9号(第15条、第16条、第17条関係)

(環境クリーンセンター用)

一般廃棄物管理票(C票)

年 月 日

天理市長 様

届出者 郵便番号
 住 所
 事業所名
 代表者名
 電話番号

印

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

新規届又は 変更届の別	新 規 ・ 変 更			
一般廃棄物の 排出場所	天理市	町	番地	
事業内容				
1箇月のごみ の種別・量	全体量	kg		
	厨 芥	kg	紙くず	kg
	木くず	kg	織 維 く ず	kg
		kg		kg
		kg		kg
収集・運搬 業者	許可 番号		業者名	
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
天理市受領日	年 月 日		確認者	

(注) この管理票は、5年間保存してください。

様式第9号（第15条、第16条、第17条関係）

（排出事業者送付用）

一般廃棄物管理票（D票）

年 月 日

天理市長 様

届出者 郵便番号
住 所
事業所名
代表者名
電話番号

㊞

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

新規届又は 変更届の別	新 規 ・ 変 更			
一般廃棄物の 排出場所	天理市	町	番地	
事業内容				
1箇月のごみ の種別・量	全体量	kg		
	厨 芥	kg	紙くず	kg
	木くず	kg	繊 維 く ず	kg
		kg		kg
		kg		kg
収集・運搬 業 者	許可 番号		業者名	
契約期間	年 月 日 ~		年 月 日	
天理市受領日	年 月 日		確認者	

（注） この管理票は、5年間保存してください。

様式第10号 (第22条関係)

し尿くみ取り作業通知書			
住 所	天理市	町	番地
氏 名	様		
くみ取り量	枚	円	
特別加算	件	円	
作 業 日	年 月 日	取扱者	
上記のとおりくみ取りをしましたので通知します。			

様式第11号（第23条関係）

領 収 書

日 時			
車 番		回 数	
地 区			
種 別			
区 分			
総重量			
風 袋			
正 味			
料 金			

上記のとおり領収しました。

搬入者	天理市	町
	様	

領収印

様式第12号（第25条関係）

手数料減免申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所

氏 名

㊦

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第40条の規定により、手数料の減免について次のとおり申請します。

排 出 場 所	天理市		
ごみの種類・排出量	燃やせるごみ		kg・袋
	燃やせないごみ		kg・袋
	そ の 他 ()		kg・袋
処 理 区 分	持込 ・ 収集（袋排出） ・ 収集（コンテナ）		
申 請 理 由			
作 業 日 時	年 月 日 ()	午前・午後	時～ 時
収 集 日 時 (※市が記入)	年 月 日 ()	午前・午後	時
搬 入 日 時	年 月 日 ()	午前・午後	時
搬 入 者	住所 氏名		

(注)

- 1 天災、火災等の場合を除き、搬入日（作業日）の5日前までに提出してください。
- 2 天災、火災等の災害を受けた場合は、罹災証明書を添付してください。
- 3 排出量が分からない場合は、「軽四ダンプ1台」などと記入してください。

様式第13号 (第26条関係)

一般廃棄物処理業許可申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・第 7 条 第 1 項
- ・第 7 条 第 2 項
- ・第 7 条 第 6 項
- ・第 7 条 第 7 項
- ・第7条の2第1項

の規定により、

一般廃棄物処理業

- ・収集運搬
- ・処分

の

- ・許可
- ・許可の更新
- ・事業範囲の変更の許可

を受けたいの

で、関係書類を添えて申請します。

様式第14号（第26条関係）

事 業 調 書

住	所	
氏	名	
生	年 月 日	
法 人	所 在 地	
	名 称	
	代 表 者 氏 名	
営 業 所 の 所 在 地		
取 扱 廃 棄 物 の 種 類		1 事業系一般廃棄物 2 家庭系一般廃棄物（一時多量ごみ）
処 理 区 分		積替え（有・無）
運 搬 車 庫 所 在 地		
処 理 料 金		
料 金 徴 収 の 方 法		
備 考		

様式第15号 (第26条関係)

作 業 計 画 調 書

収 集 運 搬 区 域	
収 集 運 搬 戸 数	戸
運 搬 車 台 数	台
作 業 人 員	運転手 人 作業員 人
1 箇 月 稼 働 日 数	日
1 日 当 たり 作 業 能 力	トン/日
1 日 当 たり 収 集 運 搬 量	トン/日
1 箇 月 当 たり 収 集 運 搬 量	トン/月
収 集 運 搬 の 方 法	
備 考	

様式第16号 (第26条関係)

従 業 員 名 簿

氏 名	現 住 所	生年月日	区 分	職 種

(注) 「区分」欄には、事業主、役員、正社員、臨時等の区分を、「職種」欄には、事務員(契約、集金、一般)、運転手、作業員等の職種を記入すること。

様式第17号 (第26条関係)

使 用 車 両 調 書

車 種	登 録 番 号 (登録年月日)	形 状		積 載 量
		ダンプ	非ダンプ	

(注) 「車種」欄には、バッカー車、コンテナ車、ダンプ車、トラック車、バキューム車等の車種を記入すること。

様式第18号（第26条、第28条、第40条関係）

誓 約 書

私は、このたび一般廃棄物収集運搬業（一般廃棄物処分業・浄化槽清掃業）の許可を受けるに際し、関係法令並びに天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則並びに許可条件を遵守し、貴市に迷惑をかけることのないよう下記のとおり誓約いたします。

年 月 日

天理市長 様

住 所

氏 名 ⑩

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

- 1 私は、一般廃棄物収集運搬業者（一般廃棄物処分業者・浄化槽清掃業者）として、その公共性を自覚し、適正な業務の遂行に努めるとともに、貴市の指導に従い、市民に迷惑をかけるようなことはいたしません。
- 2 業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合は、私の責任において解決いたします。
- 3 社会的条件等の変化により、自らの営業を維持することが困難となったときも、一切の補償要求はいたしません。
- 4 本誓約に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議を申し立てません。

様式第19号 (第28条関係)

事 業 調 書

住 所		
氏 名		
生 年 月 日		
法 人	所 在 地	
	名 称	
	代 表 者 氏 名	
営 業 所 の 所 在 地		
取 扱 廃 棄 物 の 種 類		
処 理 区 分		
施 設 の 所 在 地	廃 棄 物 処 理 場	
	廃 棄 物 集 積 場	
処 理 料 金		
料 金 徴 収 の 方 法		
備 考		

様式第20号 (第28条関係)

作 業 計 画 調 書

廃棄物の受入区域	
廃棄物の受入戸数	戸
処理施設数及び保管施設数	・処理施設数 ・保管施設数
作 業 人 員	・オペレーター 人 ・作業員 人
1箇月稼働日数	日
1日当たり処理能力 8時間(最大能力)	トン/日
1日当たり処分量 8時間(計画量)	トン/日
1箇月当たり処分量	トン/月
処 分 の 方 法	
備 考	

様式第21号（第28条関係）

所 有 す る 施 設 の 概 要

1 処理施設（取り扱う一般廃棄物ごとに提出すること）

施 設 名 称		
設 置 場 所（所在地）		天理市
取 扱 廃 棄 物 の 種 類		
処 理 能 力		トン/日
処 理 方 法		
都 市 計 画 区 分		1 市街化区域 (用途地域) 2 市街化調整区域
環 境 保 全 対 策	水質汚濁防止策	
	大気汚染防止策	
	悪臭防止策	
	振動防止策	
	騒音防止策	
	飛散防止策	
	流出防止策	
	地下浸透防止策	

様式第21号（第28条関係）

所 有 す る 施 設 の 概 要

2 保管施設（取り扱う一般廃棄物ごとに提出すること）

施 設 名 称		
設 置 場 所（所在地）		天理市 (屋内・屋外)
取 扱 廃 棄 物 の 種 類		
保 管 能 力		・保管敷地面積： m ² ・塀等の高さ： m ・最大保管能力： トン
都 市 計 画 区 分		1 市街化区域 (用途地域) 2 市街化調整区域
施 設 の 状 況	囲 い ・ 表 示	
	飛 散 防 止 策	
	悪 臭 防 止 策	
	害 虫 防 止 策	
	流 出 防 止 策	
	地 下 浸 透 防 止 策	

様式第22号（第32条関係）

許 可 証

許可番号第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可については、下記の条件を付けて許可します。

年 月 日

天理市長 印

記

- 1 許可の有効期限 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 取扱廃棄物の種類
- 3 処理区分
- 4 区域
- 5 その他必要な事項

様式第23号（第32条、第42条関係）

不 許 可 通 知 書

年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで申請のあった
・一般廃棄物収集運搬業
・一般廃棄物処分業 の
・浄化槽清掃業

- ・ 許可
- ・ 許可の更新 については、次の理由により許可できないので通知
- ・ 事業範囲の変更の許可

します。

（不許可の理由）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第24号（第33条関係）

一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け許可番号第 号により許可を受けた一般廃棄物
 収集運搬業の許可について、事業範囲（取扱廃棄物の種類又は処理区分）の変更
 の許可を受けたいので、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行
 規則第33条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 番 号	第 号
変 更 内 容	新
	旧
変更に係る事業の用に供する運搬車その他主たる運搬施設の種類及び数量	
変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容	
変 更 理 由	
変更予定年月日	

様式第25号（第33条関係）

一般廃棄物処分業変更許可申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所
氏 名 ④
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け許可番号第 号により許可を受けた一般廃棄物
処分業の許可について、事業範囲（取扱廃棄物の種類又は処理区分）の変更の許
可を受けたいので、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則
第33条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 番 号	第 号	
変 更 内 容	新	
	旧	
変更に係る事業の 用に供する一般廃 棄物処理施設の 種類、数量、設置 場所及び処理能力		
変更に伴い許可事 項に変更がある場 合には、その変更 後の 内 容		
変 更 理 由		
変更予定年月日		

様式第26号（第34条関係）

許可申請事項変更承認申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け許可番号第 号により許可を受けた一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可申請書及びその添付書類の記載事項について、次のとおり変更したいので、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第34条第1項の規定により承認を申請します。

事 項	変 更 内 容		変 更 理 由
	前		
	後		
	前		
	後		
	前		
	後		

様式第27号（第34条関係）

許可申請事項変更承認書

年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで申請のあった許可申請事項変更の承認については、申請のとおり承認します。

様式第28号（第34条関係）

業 の 変 更 届

年 月 日

天理市長 様

届出者 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け許可番号第 号により許可を受けた一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可申請書及びその添付書類の記載事項について、次のとおり変更したいので、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第34条第3項の規定により届け出ます。

事 項	変 更 内 容		変 更 理 由
	前		
	後		
	前		
	後		
	前		
	後		

様式第29号（第35条関係）

許 可 取 消 書

第 号
年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付け許可番号第 号で許可した一般廃棄物処理業
（収集運搬業・処分業）は、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
施行規則第35条の規定により、次の理由により許可を取り消します。

（取消しの理由）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第30号（第35条関係）

事業停止命令書

第 号
年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付け許可番号第 号で許可した一般廃棄物処理業
（収集運搬業・処分業）は、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
施行規則第35条の規定により、次のとおり業務の停止を命じます。

1 停止を命ずる事項

2 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 停止を命ずる理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第31号（第36条関係）

業の 休止（ 廃止 ） 届

年 月 日

天理市長 様

届出者 住 所

氏 名

Ⓜ

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け許可番号第 号により許可を受けた一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可について、次のとおり休止又は廃止したいので、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第36条の規定により届け出ます。

許 可 番 号	第 号
廃止又は休止する業務	収集運搬業 ・ 処 分 業
廃止又は休止の理由	
廃止年月日	
休止予定期間	

様式第32号（第37条、第45条関係）

許 可 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第37条又は第45条の
規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

1 許可年月日及び許可番号

年 月 日

許可番号第 号

2 紛失等の年月日

年 月 日

3 紛失等の理由

（注） 許可証を損傷又は汚損した場合には、その許可証を添付すること。

様式第33号（第39条関係）

一般廃棄物処理実績報告書

年 月 日

天理市長 様

住 所

氏 名

Ⓜ

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月分の業務実績について、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第39条の規定により、次のとおり報告します。

1 業務実績

(1) 取扱廃棄物の種類

(2) 1箇月稼働日数 日

(3) 1箇月処理戸数 戸（計画処理戸数 戸）

(4) 1箇月稼働延べ車両台数 台（保有車両台数 台）

(5) 1箇月延べ作業人員 人（作業人員 人）

(6) 1箇月収集運搬量 トン

(7) 1箇月処分量 トン

2 添付書類

業務実績表（別紙）

(別紙)

業 務 実 績 表 (年 月 分)

排出者の住所及び名称 (氏名) ・電話番号	廃棄物の種類	収集運搬量 (トン/月)

(注)

- 1 「廃棄物の種類」欄には、生ごみ、紙類、缶類、粗大など、具体的に記入すること。
- 2 家庭系一般廃棄物を収集したときは、収集日時も記入すること。

様式第34号（第40条関係）

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所

氏 名 ④

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

様式第35号 (第40条関係)

事 業 調 査 書

住 所		
氏 名		
生 年 月 日		
法 人	所 在 地	
	名 称	
	代 表 者 氏 名	
営 業 所 の 所 在 地		
取 扱 廃 棄 物 の 種 類		
処 理 区 分		
環境省関係浄化槽法施行規則第11条第1号から第3号に規定する器具の収納場所		
環境省関係浄化槽法施行規則第11条第4号に規定する者の氏名		
浄 化 槽 管 理 士 氏 名 及 び 認 定 番 号 (※資格がある場合のみ記入)		
備 考		

様式第36号 (第40条関係)

浄化槽清掃設備器材表

設備器材名	メーカー名	年式等	数量	備考
特記事項				

(注) 収集運搬車については、「備考」欄に積載量を記入すること。

様式第37号（第42条関係）

許 可 証

許可番号第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった浄化槽清掃業の許可については、
下記の条件を付けて許可します。

年 月 日

天理市長



記

- 1 許可の有効期限 年 月 日から
 年 月 日まで
- 2 取扱廃棄物の種類
- 3 処理区分
- 4 区域
- 5 その他必要な事項

様式第38号（第43条関係）

業 の 変 更 届

年 月 日

天理市長 様

届出者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け許可番号第 号により許可を受けた浄化槽清掃業の許可申請書及びその添付書類の記載事項について、次のとおり変更したいので、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第43条の規定により届け出ます。

事 項	変 更 内 容		変 更 理 由
	前		
	後		
	前		
	後		
	前		
	後		

様式第39号（第44条関係）

業 の 廃 止 届

年 月 日

天理市長 様

届出者 住 所

氏 名 ㊤

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け許可番号第 号により許可を受けた浄化槽清掃業の許可について、次のとおり廃止したいので、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第44条の規定により届け出ます。

許 可 番 号	第 号
廃止の理由	
廃止年月日	

様式第40号（第46条関係）

浄化槽清掃実績報告書

年 月 日

天理市長 様

住 所

氏 名

Ⓔ

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月分の業務実績について、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第46条の規定により、次のとおり報告します。

1 浄化槽清掃件数及び汚泥の量

浄化槽区分	件数	汚泥の量	備考
単独浄化槽			
合併浄化槽			
合計			

2 添付書類

業務実績表（別紙）


(別紙)

業務実績表(年 月分)

処理日	排出者の住所	排出者の名称・氏名	単独・合併 区分	汚泥量 (kg)

様式第41号 (第46条関係)

年 月 日

浄化槽汚泥処理依頼書(提出用) No.			
住 所 (排出場所)	天 理 市 町 番 地		
浄 化 槽 設 置 者	様	印 又 は	
		サ イ ン	
収 集 量	L	処 理 内 容	単 独 ・ 合 併
取 扱 者 (運 転 者) 名			自 動 車 登 録 番 号
<p>上記のとおり浄化槽清掃作業をしましたので、汚泥の処理をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(搬入年月日) 年 月 日</p> <p>天 理 市 長 様</p> <p style="padding-left: 100px;">(住 所)</p> <p style="padding-left: 100px;">(会 社 名)</p> <p style="padding-left: 100px;">(代表取締役)</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

連絡事項等

様式第42号 (第46条関係)

運 転 日 報 (浄化槽) (提出用)

年 月 日 () 天候 ()		会社名			
運転者名			自動車登録番号		
出庫時間	出庫時メーター	Km	帰庫時間	帰庫時メーター	Km
No	収集時間	作 業 場 所		収 集 量	
		住 所 (排出場所) (月 日未搬入分)	氏 名 (名 称)	重 量 (L)	処 理 内 容
1					単独・合併
2					単独・合併
3					単独・合併
4					単独・合併
5					単独・合併
6					単独・合併
7					単独・合併
8					単独・合併
9					単独・合併
10					単独・合併
収 集 量 合 計 (No. 1 ~)				L	

< 天理市環境クリーンセンターし原処理施設 未搬入分 >

作 業 場 所 の 内 訳	収 集 量 (重 量)	搬 入 予 定 日 時	環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー
			確 認 (受 付 印)
No.	L		○
	L		
	L		

様式第43号（第47条関係）

集積場所設置届

年 月 日

天理市長 様

届出者 住 所
氏 名 ①
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第47条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置場所（住所）	天理市 町
利用世帯数	世帯
集積場所に排出する家庭系廃棄物の種類	
収集開始希望年月日	年 月 日（ごみの収集日）
備 考	

（注） 集積場所の設置場所が分かる略図を添付すること。

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市障害者ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第16号

天理市障害者ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市障害者ふれあいセンター条例施行規則（平成15年 3 月天理市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「利用日まで」を「利用日の7日前まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天理市障害者ふれあいセンター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第17号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第33条第 2 項中「3. 1パーセント」を「3. 0パーセント」に改める。

様式第 4 号建設工事請負契約書第34条第 7 項、第45条第 2 項及び第 3 項並びに第51条第 3 項中「3. 1パーセント」を「3. 0パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第33条第 2 項並びに様式第 4 号建設工事請負契約書第34条第 7 項、第45条第 2 項及び第 3 項並びに第51条第 3 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市消防団規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第18号

天理市消防団規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第2 2 6号）の規定に基づき、天理市消防団（以下「消防団」という。）の組織等について定めるとともに、天理市消防団条例（平成25年 3 月天理市条例第13号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 消防団は、消防団本部（以下「団本部」という。）及び分団をもって組織する。

2 分団の名称及び管轄区域は、別表第1のとおりとする。

3 団本部に団長及び副団長を置き、分団に分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。
(階級)

第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団員の階級ごとの定数は、別表第2のとおりとする。
(団長等の任期)

第4条 団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長(以下「団長等」という。)の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により命ぜられた団長等の任期は、前任者の残任期間とする。

(団長の職務)

第5条 団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮して法令、条例及び規則に定める職務を遂行する。

(団長の職務の代理)

第6条 団長に事故があるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故があるときは分団長又は副分団長が団長の定める順序に従い団長の職務を行う。ただし、団長が退職又は心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いては、団員の任免を行うことはできない。

(宣誓)

第7条 消防団員は、その任命後、宣誓書(様式第1号)に署名しなければならない。

(災害等の出動)

第8条 消防団員は、消防車により災害現場等に出動するときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令の定める交通規則に従うとともに、正当な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。

第9条 消防団は、管轄区域内の水火災その他の災害に出動するものとする。ただし、消防長又は消防署長が必要であると認めるときは、管轄区域外への出動を命ずることができる。

第10条 消防団は、消防長又は消防署長より命令があったときは、天理市の区域外へも出動することができる。ただし、出動の際に管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(活動)

第11条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めるとともに水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

第12条 消防団は、水火災その他の災害現場に出動した場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 消防長又は消防署長の所轄の下に行動すること。

(2) 消防作業を真摯に行うこと。

(3) 放水口数は、最大限度に使用し消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び漏損を最小限度に止めること。

(4) 消防団は、相互に連絡協調すること。

第13条 水火災その他の災害現場において、死体を発見したときは、責任者は、消防長又は消防署長に報告するとともに、警察官又は検屍官が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第14条 放火の疑いがある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 直ちに消防長又は消防署長及び警察官に通報すること。

(2) 現場保存に努めること。

(3) 事件は慎重に取り扱うとともに公表を差し控えること。

(消防施設等)

第15条 市長は、消防団に次の消防施設等を備えるものとする。

(1) 消防団器具庫等(警鐘台を含む。)

(2) 消防車両及びその付属品等

(3) 消防団旗及び分団旗等

(4) その他消防活動上必要なもの

2 消防団の消防施設等は、団長がこれを保管する。

3 消防施設等を損傷又は亡失したときは、団長は、その理由を付して市長に届け出なければならない。
この場合において、故意又は過失により消防施設等を損傷又は亡失した者に対しては、市長は、その損害を賠償させることができる。

(文書簿冊)

第16条 消防団には、次に掲げる文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

(1) 消防団員名簿

(2) 沿革誌

(3) 消防施設及び資材等の物品台帳

(4) 天理市全図及び管轄区域全図

(5) 地理・水利要覧

(6) 金銭出納簿

(7) 手当受払簿

(8) 給貸与品台帳

(9) 諸令達簿

(10) 消防団に必要な法規及び例規綴

(11) 雑書綴

(研修等)

第17条 団長は、消防団員の品位及び実務に役立つ知識の向上並びに技能の練磨に努め、消防団員に対して定期的に研修及び訓練を行わなければならない。

(表彰)

第18条 市長は、消防団員のうち次のいずれかについて特に功労が顕著で他の模範となる者に対して、これを表彰する。

(1) 水火災その他の災害予防警戒防御

(2) 水火災現場における人命救助

(3) 消防機械器具の発明改良

(4) 20年以上勤務した者

(5) 前各号のほか、特に表彰することが適当と認める者

2 前項(第4号を除く。)の規定は、消防の団体に対する表彰について準用する。

第19条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して、感謝状に記念品を添えて表彰する。

(1) 火災の早期発見

(2) 水火災の予防又は鎮圧

(3) 消防施設の強化及び拡充についての協力

(4) 水火災現場における人命救助

(5) 火災その他の災害時における警戒、防御、救助に関し、消防に対してなした協力

(表彰の実施)

第20条 第18条第1項の表彰は、表彰状に記念品を添えてこれを行う。

2 第18条第2項の表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

3 前条及び第1項の記念品の額は、予算の定めるところによる。

(表彰の時期)

第21条 表彰は、毎年消防出初式の際に行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、随時行うことができる。

(遺族に対する表彰状等)

第22条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品は、その遺族に贈呈する。

2 前項の遺族とは、被表彰者の死亡当時における配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹とする。
(審査)

第23条 第18条に規定する表彰の審査は、団長、副団長、分団長及び副分団長が行う。

(内申)

第24条 団長は、第18条及び第19条のいずれかに該当する者があると認めるときは、毎年11月末日までに表彰該当者内申書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団長は、緊急に表彰する必要があると認める場合は、その理由を付して直ちに内申しなければならない。

(記録の保存)

第25条 市長は、被表彰者の事績の概要を表彰録(様式第3号)に登載し、永年これを保存しなければならない。

2 被表彰者で消防団の体面を汚す行為があった場合は、表彰録に登載された事項を抹消する。

(団長が行う表彰)

第26条 団長は、第18条第1項(第4号を除く。)の規定による表彰に至らない程度の成績優秀で、特に精励又は努力したことが認められる消防団員及び消防の団体に対し、これを賞することができる。

(訓練、礼式及び服制)

第27条 消防団員の訓練、礼式及び服制については、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)、消防操法の基準(昭和47年消防庁告示第2号)及び消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)による。

(その他)

第28条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、山辺広域行政事務組合消防団の組織等に関する規則(平成2年4月山辺広域行政事務組合規則第27号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日まで山辺広域行政事務組合の天理消防団において団長等として在任していたものの任期については、第4条本文の規定にかかわらず、施行日以後の消防団における団長等の任期に継続する。

4 第18条第1項第4号に規定する勤務年数は、当該消防団員が山辺広域行政事務組合の天理消防団の消防団員であった勤務期間を合算する。

別表第1（第2条関係）

分団名称	管轄区域
第1分団	丹波市校区、山の辺校区
第2分団	井戸堂校区、前裁校区、二階堂校区
第3分団	朝和校区
第4分団	柳本校区
第5分団	福住校区
第6分団	櫟本校区

別表第2（第3条関係）

階級	定員
団長	1人
副団長	2人
分団長	6人
副分団長	7人
部長	18人
班長	36人
団員	242人

様式第1号（第7条関係）

宣 誓 書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

天理市消防団

氏名

Ⓔ

様式第2号（第24条関係）

第 号
年 月 日

天理市長 様

天理市消防団長 ⑩

表 彰 該 当 者 内 申 書

下記の者は、天理市消防団規則第 条第 項 号に該当すると認められるので、表彰されるよう
内申します。

記

住 所	
ふり がな 氏 名	
生 年 月 日	
功績の内容	

様式第3号（第25条関係）

表 彰 録

表 彰 事 項			
住 所			
氏 名	年 月 日生	表 彰 年 月 日	年 月 日
事 績			
備 考			

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第19号

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市消防団員等公務災害補償条例（平成25年 3 月天理市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の内申及び通知)

第2条 非常勤消防団員、非常勤水防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、現場責任者又はその代理者は、死亡、負傷又は疾病の原因及び状況を詳細に調査し、非常勤消防団員又は非常勤水防団員にあつては公務災害認定内申書（様式第1号）を、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）にあつては公務災害認定内申書（様式第2号）を作成し、医師の診断書等を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類を受理したときは、速やかにその内容を審査し、条例に定める補償を受けるべき権利を有すると認めるときは、非常勤消防団員又は非常勤水防団員に対しては公務災害認定通知書（様式第3号）を、消防作業従事者等に対しては公務災害認定通知書（様式第4号）を交付する。

(看護等の承認)

第3条 前条第2項の認定を受けた者が条例第7条第3項の規定による承認を受けようとするときは、看護等承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、看護等承認決定通知書（様式第6号）を交付するものとする。

(損害補償の請求)

第4条 損害補償を請求しようとする者は、損害補償の種類に応じ、次の各号に掲げる請求書に事故の状況等を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 療養補償費支払請求書
- (2) 休業補償費支払請求書
- (3) 傷病補償年金支払請求書
- (4) 障害補償費支払請求書
- (5) 介護補償費支払請求書
- (6) 遺族補償費支払請求書
- (7) 葬祭補償費支払請求書

2 前項に規定する請求書の様式は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第1条に規定する基金が定めるものを準用する。

(損害補償のうち休業補償を行わない場合)

第5条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合
- (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導

院に収容されている場合
(傷病等級)

第6条 条例第9条第1項第2号に規定する規則で定める傷病等級は、別表第1のとおりとする。

(障害等級に該当する障害)

第7条 条例第10条第2項に規定する各障害等級に該当する障害は、別表第2に定めるところによる。

2 別表第2に掲げられていない障害であつて、同表に掲げる各障害等級に該当する障害に相当すると認められるものは、同表に掲げられている当該障害等級に該当する障害とする。

(介護補償に係る障害)

第8条 条例第11条第1項の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第3に定める障害とする。

(介護補償に係る費用の額)

第9条 条例第11条第1項の規則で定める金額は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第4に定める額とする。

(障害者支援施設に準ずる施設)

第10条 条例第11条第1項第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第39条に規定する施設(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。)

(特定障害状態)

第11条 条例第13条第1項第4号の規則で定める障害の状態は、別表第2に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能又は精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態とする。

(遺族補償年金の請求及び受領の代表者)

第12条 条例第14条第2項の規定により遺族補償年金の請求及び受領についての代表者を選任し、又は解任したときは、速やかに遺族補償年金受給代表者選任等届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(年金証書の交付)

第13条 市長は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金に係る請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者(以下「年金受給権者」という。)に対し、年金の種類に応じ、消防団員等公務災害補償傷病・障害補償年金証書(様式第8号)又は消防団員等公務災害補償遺族補償年金証書(様式第9号)を交付するものとする。

- 2 市長は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該年金証書と引換えに新たな年金証書を交付しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。
- 4 年金証書の交付を受けた者は、当該年金証書を亡失し、又は著しく損傷したため年金証書の再交付を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。
- 5 前項の申請により年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。
- 6 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利が消滅したときは、当該権利を有していた者又はその者の遺族は、速やかに年金証書を市長に返納しなければならない。

(年金受給権者の所在不明による支給停止及び解除の申請)

第14条 条例第16条第1項の規定により遺族補償年金の支給停止を申請しようとする者は、遺族補償年金支給停止申請書(様式第10号)に遺族補償年金の受給権者の所在が1年以上明らかでないことを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 条例第16条第2項の規定により遺族補償年金の支給停止の解除を申請しようとする者は、遺族補償年金支給停止解除申請書(様式第11号)に年金証書及び所在を明らかにする書類を添えて、市長に提出し

なければならない。

(等級の変更又は遺族の異動等に関する申請書)

第15条 年金受給権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、傷病等級若しくは障害等級の変更又は遺族の異動等に関する申請書(様式第12号)にその事由を証明する書類及び年金証書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者の身体障害の程度に変更があった場合

(2) 条例第14条第3項の遺族の数に増減が生じた場合

(3) 条例第15条第1項各号に該当する事実が生じた場合

(氏名等の変更の届出)

第16条 年金受給権者は、氏名、住所等に変更があったときは、その事実を明らかにすることができる書類を添えて遅滞なく氏名等の変更届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(定期報告書)

第17条 年金受給権者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に定期報告書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(未支給の損害補償の請求)

第18条 条例第27条の規定による未支給の損害補償の請求については、第4条の規定を準用する。

(全治届)

第19条 非常勤消防団員等は、負傷又は疾病が治ったときは、速やかに全治届(様式第15号)に医師の診断書を添えて市長に提出しなければならない。

(支払原簿及び支払記録簿)

第20条 市長は、年金受給権者ごとに傷病・障害補償年金支払原簿(様式第16号)又は遺族補償年金支払原簿(様式第17号)及び傷病・障害補償年金支払記録簿(様式第18号)又は遺族補償年金支払記録簿(様式第19号)を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前において、山辺広域行政事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則(平成2年4月山辺広域行政事務組合規則第30号)の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

別表第1（第6条関係）

傷病等級	障 害 の 状 態
第1級	(1) 両眼が失明しているもの (2) <small>そしゃく</small> 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃しているもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃しているもの (9) 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第2級	(1) 両眼の視力が0.02以下になっているもの (2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの (4) 両上肢を手関節以上で失ったもの (5) 両下肢を足関節以上で失ったもの (6) 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの (2) <small>そしゃく</small> 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの (6) 第3号及び第4号に掲げるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

別表第2（第7条関係）

障害等級	障 害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) <small>そしゃく</small> 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの (2) <small>そしゃく</small> 咀嚼又は言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	(1) 両眼の視力が0.06以下になったもの (2) <small>そしゃく</small> 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの

第6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の視力が0.1以下になったもの (2) ^{そしゃく}咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) ^{せき}脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの
第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指を失ったもの又は母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) ^{こう}両側の睾丸を失ったもの
第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの (2) ^{せき}脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指を失ったもの又は母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指の用を廃したもの又は母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの

第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄^{さく}又は視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼^{そしゃく}及び言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼^{そしゃく}又は言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの

第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱^{せき}に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指又は環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨^{ろく こう}、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの
第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の視力が0.6以下になったもの (2) 正面視以外で複視を残すもの (3) 1眼に半盲症、視野狭窄^{さく}又は視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの

	(10) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴 ^{てつ} を加えたもの (3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの

別表第3（第8条関係）

介護を要する状態の区分	障 害
常時介護を要する状態	(1) 別表第1第1級の項第3号又は別表第2第1級の項第3号に該当する障害 (2) 別表第1第1級の項第4号又は別表第2第1級の項第4号に該当する障害 (3) 前2号に掲げるもののほか、別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	(1) 別表第1第2級の項第2号又は別表第2第2級の項第3号に該当する障害 (2) 別表第1第2級の項第3号又は別表第2第2級の項第4号に該当する障害 (3) 別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの

別表第4（第9条関係）

介護を要する 状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(1) 1月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,290円を超えるときは、104,290円）
	(2) 1月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が56,600円以下であるときに限る。)	月額56,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(1) 1月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,150円を超えるときは、52,150円）
	(2) 1月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,300円以下であるときに限る。)	月額28,300円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

様式第1号（第2条関係）

（表）

<input type="checkbox"/> 消 防 団 員	
<input type="checkbox"/> 水 防 団 員	
認 定 番 号	公 務 災 害 認 定 内 申 書
第 号	
消防団長 氏 名 ⑩ 現場責任者 階 級 氏 名 ⑩ 次のとおり報告します。	
所属及び階級	
氏 名	⑩
補償基礎額	円
傷病場所	
傷病日時	年 月 日 午前 時 分 午後
傷病の部位 及び症状	
消防団員任命 年 月 日	年 月 日

（注）医師の診断書、傷病の原因及び当時の状況報告書並びに現場見取図を添付すること。

(裏)

傷病の原因及び当時の状況

現場見取図

様式第2号（第2条関係）

（表）

<input type="checkbox"/> 消防作業従事者	<input type="checkbox"/> 応急措置従事者		
<input type="checkbox"/> 水防従事者	<input type="checkbox"/> 救急業務従事者		
認定番号	公務災害認定内申書		
第 号			
年 月 日			
職 名			
氏 名 ㊞			
現場責任者			
階 級			
氏 名 ㊞			
次のとおり報告します。			
住 所			
氏 名			
職 業		年 齡	歳
平均収入月額			
傷病場所			
傷病日時	年 月 日 午前 時 分 午後		
傷病の部位 及び症状			
そ の 他			


（注）医師の診断書、傷病の原因及び当時の状況報告書並びに現場見取図を添付すること。

(裏)

傷病の原因及び当時の状況

現場見取図

様式第3号（第2条関係）

<input type="checkbox"/> 消防団員	<p>公務災害認定通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>天理市消防団</p> <p>職・氏名 様</p> <p>天理市長 </p> <p>あなたは、次のとおり公務上の災害を受けたものと認定し、天理市消防団員等公務災害補償条例による補償を受ける権利を有することを通知します。</p>
<input type="checkbox"/> 水防団員	
認定番号	
第 号	
傷病場所	
傷病日時	年 月 日 午前 時 分 午後
補償基礎額	

様式第4号（第2条関係）

<input type="checkbox"/> 消防作業従事者	<input type="checkbox"/> 応急措置従事者
<input type="checkbox"/> 水防従事者	<input type="checkbox"/> 救急業務協力者
認 定 番 号	<p style="text-align: center;">公 務 災 害 認 定 通 知 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">天理市長 印</p> <p>あなたは、次のとおり消防作業等に従事中災害を受けた者と認定し、天理市消防団員等 公務災害補償条例による補償を受ける権利を有することを通知します。</p>
第 号	
傷 病 場 所	
傷 病 日 時	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">午前 時 分</p> <p style="text-align: right;">午後</p>
補 償 基 礎 額	

様式第5号（第3条関係）

看護等申請承認書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所
氏 名

印

次のとおり申請します。

傷病者	住 所		氏 名	
	生年月日		職 業 (階級)	
承認申請の種類		看護・移送・指定外の医療機関における診療又は手当		
医 師 の 証 明	傷病名、傷病 の部位及び程 度			
	療養の経過及 び申請を必要 とする理由			
<p>上記の事項は事実と相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所 在 地 医療機関 名 称 職名及び氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

平成25年 4月10日 水曜日

天理市公報

様式第6号（第3条関係）

看護等承認決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けの看護等承認申請については、次のとおり承認します。

申請者	住 所		氏 名	
	生年月日		職 業 (階 級)	
承 認 の 種 類		看護・移送・指定外の医療機関における診療又は手当		
備 考				

平成25年 4月10日 水曜日

天理市公報

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

遺族補償年金受給代表者選任等届

天理市長 様

住 所
受給権者
氏 名 ㊞

住 所
受給権者
氏 名 ㊞

住 所
受給権者
氏 名 ㊞

次のとおり遺族補償年金受給代表者を(選任・解任)したので届け出ます。

代 表 者	住 所
	氏 名 ㊞

様式第8号（第13条関係）

1 傷病・障害補償年金

傷・障

（表）

記号 _____ 番号 _____

消防団員等公務災害補償

傷 病 ・ 障 害 補 償 年 金 証 書

受給権者氏名 _____

傷病・障害補償年金年額 金 円

支給開始年月 年 月

上記のとおり天理市消防団員等公務災害補償条例によって支給します。

年 月 日

天理市長



(裏)

注 意 事 項

- 1 年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に分割して支払われますから、支払を受けようとするときは、この証書を提示してください。
- 2 あなたの身体障害の程度が増減したとき、又はあなたが年金の額の改定を請求するときは、この証書を提出してください。
- 3 この証書を他人に譲渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りることはできません。また、この証書は、他人から差押えを受けることはありません。
- 4 この証書を失ったり、破いたり、又は汚したときは、再交付を受けることができます。
- 5 年金の支払を受けるには、毎年1月31日までに定期報告書を提出しなければなりません。
- 6 受給権者が死亡したときは、遺族の方が直ちに届書及び死亡に関する証明書とともに、この証書を提出してください。

様式第 9 号 (第13条関係)

2 遺族補償年金

障

(表)

記号 _____ 番号 _____

消防団員等公務災害補償

遺 族 補 償 年 金 証 書

受給権者氏名 _____

遺族補償年金年額 金 円

支給開始年月 年 月

上記のとおり天理市消防団員等公務災害補償条例によって支給します。

年 月 日

天理市長



(裏)

注 意 事 項

- 1 年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に分割して支払われますから、支払を受けようとするときは、この証書を提示してください。
- 2 あなた又は下記の年金額の加算対象者が次の事項に該当したときは、直ちに届書とともに、この証書を提出してください。
 - (1) 結婚したとき。
 - (2) 養子となったとき。
 - (3) 離婚したとき。
 - (4) 疾病でなくなったとき。
 - (5) 18歳に達したとき。
 - (6) 死亡したとき。
 - (7) 生計を同一にしなくなったとき。
 - (8) 氏名又は住所を変更したとき。
- 3 この証書を他人に譲渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りることはできません。またこの証書は、他人から差押えを受けることはありません。
- 4 この証書を失ったり、破いたり又は汚したときは、再交付を受けることができます。
- 5 年金の支払を受けるには、毎年1月31日までに定期報告書を提出しなければなりません。
- 6 受給権者が死亡したときは、遺族の方が直ちに届書及び死亡に関する証明書とともに、この証書を提出してください。

年金額の加算対象者	年金額の加算対象者

様式第10号 (第14条関係)

遺族補償年金支給停止申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

次のとおり年金受給権者の所在が不明でありますので、遺族補償年金の支給停止を申請します。

非常勤 消防団員等	年金証書番号	第 号	事故年度	年度
	住 所			
	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
所在不明となった受給権者	氏 名		生年月日	年 月 日
	最後の住所			
	消防団員等であった者との関係		所在不明となった年月日	年 月 日
	所在不明となったことについての詳細			
区分	氏 名	生年月日	住 所	消防団員等であった者との関係
受給権者		年 月 日		
受給資格者		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

- 注 1 年金証書番号が不明のときは、記載は不要です。
 2 この申請書には、所在が1年以上明らかでないことを証明することができる書類を添付してください。

様式第11号（第14条関係）

遺族補償年金支給停止解除申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

次のとおり遺族補償年金の支給停止の解除を申請します。

非常勤消 防団員等	年金証書番号	第 号	事故年度	年度
	住 所			
	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
所在不明とな っていた受給 権者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
	消防団員等であ った者との関係		所在不明とな っていた期間	年 月 日から 年 月 日まで
	所在不明となっていた ことについての詳細			
区分	氏 名	生年月日	住 所	消防団員等であ った者との関係
受給 権者		年 月 日		
受給資格 者		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

注 この申請書には、所在が1年以上明らかでないことを証明することができる書類を添付すること。

様式第12号 (第15条関係)

(表)

傷病等級若しくは障害等級の変更又は遺族の異動等に関する申請書

- 傷病補償年金
- 障害補償年金
- 遺族補償年金

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所

氏名

印

次のとおり傷病等級若しくは障害等級の変更又は遺族の異動を申請します。

非常勤 消防団員 等	年金証書番号	第 号	事故年度	年度	
	種 別	<input type="checkbox"/> 消 防 団 員 <input type="checkbox"/> 水 防 団 員 <input type="checkbox"/> 消防作業従事者 <input type="checkbox"/> 水 防 従 事 者 <input type="checkbox"/> 応急措置従事者 <input type="checkbox"/> 救急業務協力者			
	住 所				
	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日	
申請の 事由					
備 考					

(裏)

記 載 事 項

- 1 該当する口には、レ印を記入すること。
- 2 「申請の事由」の欄には、次の各号に掲げる事由の生じたときに、その状況を詳しく記入し、当該各号((2)のオを除く。)に定める書類を添付すること。
 - (1) 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者の身体障害の程度に変更を生じた年月日、理由及び予想される傷病等級又は障害等級を記載した医師又は歯科医師の診断書（障害の程度が明らかでないとき、又は図示することが困難なときは、当該診断書のほか、障害の状態の立証に関する写真又はレントゲンフィルム）
 - (2) 遺族補償年金の受給権者又は受給資格者にあつては、次に掲げるとき
 - ア 死亡したとき……死亡の事実、原因及び年月日を証する書類
 - イ 婚姻（内縁を含む。）をしたとき……その者の戸籍の謄本（内縁の場合においては、その事実及び事実の生じた年月日を証する書類）
 - ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（内縁を含む。）となったとき……その者の戸籍の謄本（内縁の場合においては、その事実及び事実の生じた年月日を証する書類）
 - エ 離縁によって、死亡した非常勤消防団員等との親族関係が終了したとき……その者の戸籍の謄本
 - オ 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達したとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き条例第13条第1項第4号の特定障害状態にあるときを除く。）
 - カ 非常勤消防団員等の死亡の当時障害の状態にあつた夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の疾病の事情がなくなったとき……その事実及び事実が生じた年月日を証する医師の診断書若しくはその他の書類
 - キ 受給権者と生計を同じくしていた受給資格者が生計を異にしたとき、又は需給資格者が再び受給権者と生計を同じくするに至ったとき……その者の住民票の謄本並びにその事実及び事実の生じた年月日を証する書類
 - ク 非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であつた子が出生したとき……その者の住民票の謄本及び戸籍の謄本
 - ケ 所在が1年以上明らかでないとき、又は所在が1年以上明らかでないことにより遺族補償年金の支払を停止された者の所在が明らかとなったとき……その事実及び事実の生じた年月日並びに所在が明らかとなった者にあつては、現住所を証する書類
 - コ 先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
 - サ 条例第15条第1項の規定により遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その権利が消滅した受給権者と生計を異にしていた次順位者が受給権者となるとき……その者並びにその者と生計を同じくしている受給資格者の氏名及びその事実を証する書類並びにそれらの者の住民票の謄本及び戸籍の謄本
 - (3) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金の支給額に変更があつたとき……当該法律の名称、年金の額（傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者については、変更後の等級をも記載する。）を証する書類
 - (4) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金が支給されなくなったとき……当該法律の名称、年金の種類、支給されなくなった理由及び支給されなくなった年月日を証する書類

平成25年4月10日 水曜日

天理市公報

様式第13号（第16条関係）

氏名等の変更届

年 月 日

天理市長 様

届出者 住 所
氏 名

㊞

次のとおり氏名等に変更がありましたので届け出ます。

損害補償の種類		年金証書番号	第 号
非常勤消 防団員等	住 所		
	ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日
受給権者	住 所		
	ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日
変 更 の 内 容	(新)		
	(旧)		
変 更 の 理 由			

注 変更したことを証する書類及び年金証書を添付すること。

様式第14号 (第17条関係)

(表)

定 期 報 告 書

- 傷病補償年金
- 障害補償年金
- 遺族補償年金

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
氏名

印

非常勤消防団員等	年金証書番号		第 号		事故年度		年度	
	種 別	<input type="checkbox"/> 消 防 団 員 <input type="checkbox"/> 水 防 団 員 <input type="checkbox"/> 消 防 作 業 従 事 者 <input type="checkbox"/> 水 防 従 事 者 <input type="checkbox"/> 応 急 措 置 従 事 者 <input type="checkbox"/> 救 急 業 務 協 力 者						
	住 所							
	ふりがな 氏 名				生 年 月 日	年 月 日		
傷病補償年金 障害補償年金	医師等の証明	障害の部位及び状況 (図で示すことのできるものは図解すること。)						
		上記事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所在地 療養機関の名称 職名及び氏名 印						
遺族補償年金	区分	氏 名	生年月日	住 所	死亡者との続柄	障害の有無	受給権者と生計を同じくしているか	
	受給権者		年 月 日			ある・ない	/	
	受給資格者		年 月 日					
			年 月 日				ある・ない	いる・いない
			年 月 日				ある・ない	いる・いない
			年 月 日				ある・ない	いる・いない
			年 月 日				ある・ない	いる・いない
他の法令による受給関係		法令の名称及び給付若しくは補償の種類並びに等級		(級)				
		支給される年金の額	円	支給されることとなった年月日	年 月 日			
備 考								

(裏)

記 載 事 項

- 1 該当する口には、レ印を記入すること。
- 2 必要な文字を○で囲むこと。
- 3 「他の法令による受給関係」の欄中「(級)」の箇所には、遺族補償年金を受けている者については、記載することを要しないこと。
- 4 傷病補償年金の受給権者について、障害の部位又は程度が明らかでないとき、又は図示することが困難なときは、障害の現状の立証に関する写真又はレントゲンフィルムを添付すること。
- 5 障害補償年金の受給権者について、障害の部位又は程度が明らかでないとき、又は図示することが困難なときは、障害の現状の立証に関する写真又はレントゲンフィルムを添付すること。
- 6 遺族補償年金の受給権者又は受給資格者については、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 受給資格者にあつては、受給権者と生計を同じくしていることを証する書類
 - (2) 障害の状態にある者については、障害の状態にあることについての医師の診断書又はそのことを証する書類

平成25年 4 月10日 水曜日

天理市公報

様式第 15 号(第 19 条関係)

全 治 届

年 月 日

天理市長 様

(補償を受けた者)

住 所

氏 名

㊞

次のとおり治癒しましたので報告します。

傷 病 場 所	
傷 病 日 時	年 月 日
傷病の部位及び症状	
完 治 年 月 日	年 月 日
障 害 の 有 無	
医 療 機 関 名	
その他必要事項	

様式第16号（第20条関係）

(表)
傷病・障害補償年金
支払原簿

非常勤消防団員等	氏名				法令の名称及び給付 若しくは補償の種類					
	住所				支給されることとなった年月日		年月日			
	種別	消防団員・水防団員 消防作業従事者・水防従事者 応急措置従事者・救急業務協力者		階級 勤務年数	年	支給開始 年月日	障害の等 級	年金額	調整率	摘要
		事故が発生した年月日 治癒した年月日								
	傷病・障害補償年金 支払決定年月日		年 月 日		円	率	円			
	年金通知書の 送付年月日		年 月 日		円	率	円			
	補償基礎額(円)	内訳	基礎額 扶養 親族	円		円	率	円		
				20円× 人 = 円						
				13円× 人 = 円						
	支給制限等実績の有無		最初の決定年月日 有(年月日)・無		円	率	円			
	負傷又は発病時の傷病名				円	率	円			
	障害等級決定時の身体障害				円	率	円			
	既存障害の状態		有・無 (級)		円	率	円			
	死亡又は等級変更		死亡・等級変更		円	率	円			
	第三者行為事故		有・無		賠償 額	円				
事故種別				備考						
事故年度	年度	年金証書番号		請求者の氏名						

(裏)

事故年度	年度	年金証書番号			請求者の氏名						
傷病・障害等級及び年金額											
支払事由 発生年月日	補償 基礎額	傷病・障 害等級	年金額	各期の 支払額	変更の事由	支払事由 発生年月日	補償 基礎額	傷病・障 害等級	年金額	各期の 支払額	変更の事由
・	円	級	円	円		・	円	級	円	円	
・											
・											
・											
・											
・											
・											
・											
・											
・											
・											
・											
・											
・											

様式第17号 (第20条関係)

(表)

遺 族 補 償 年 金
支 払 原 簿

非常勤消防団員等	氏名	年 月 日 生	住 所	種 別	消防団員・水防団員・消防作業従事者 水防従事者・応急措置従事者・救急業務協力者				階 級 勤務年数	年
	補償基礎年額 円	補償基礎額		事故が発生した 年月日	. . .	傷 病 者		死亡年月日	年 月 日	
		基礎額	療養開始 年 月 日					. . .	第三者 行為事故	有・無 賠償額 円
		内 訳 扶養親族		20円× 人 = 円 13円× 人 = 円	事故種別					
受給権者	氏名	生年月日	死亡者との続柄	傷害の有無	年金支払事由 発生年月日	資格の変動 の年月日	変動の 事 由	摘要	法令の名称及び給付 若しくは補償の種類	
受けることができる遺族	1	. . .		有・無	. . .	失 . 得 . . .			支給されることとなった 年月日 年月日	
	2	. . .		有・無	. . .	失 . 得 . . .			年月日 年金額 調整額 . . . 円 率 円	
	3	. . .		有・無	. . .	失 . 得 円	
	4	. . .		有・無	. . .	失 . 得 円	
	5	. . .		有・無	. . .	失 . 得 円	
	6	. . .		有・無	. . .	失 . 得 円	
	7	. . .		有・無	. . .	失 . 得 円	
	8	. . .		有・無	. . .	失 . 得 円	
	9	. . .		有・無	. . .	失 . 得 円	
	10	. . .		有・無	. . .	失 . 得 円	
事 故 年 度	年 度	年金証書番号		請求者の氏名						

(裏)

事故 年度	年度	年金証 書番号	請求者の氏名				
遺族補償年金の算定の基礎及び年金額							
支払事由 発生年月日	年金額		補償 基礎額	他の法令に よる給付と の調整額	年金支払額	各期の 支払額	摘要
・	円	円	円	円	円	円	
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
一時金	既支払遺族補償年金との差額支払			希望による一時金支払			
	支払 年月日	金額	円	支払 年月日	金額	円	

様式第18号（第20条関係）

（表）

傷 病 ・ 障 害 補 償 年 金

支 払 記 録 簿

支払年月日	支払期間	支 払 額	摘 要	支払年月日	支払期間	支払額	摘 要
・ ・	：	円		・ ・	：	円	
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
事故年度	年度	年金証書番号		請求者の氏名			

(裏)

事故年度	年度	年金証書番号		請求者氏名			
支払年月日	支払期間	支払額	摘 要	支払年月日	支払期間	支払額	摘 要
・ ・	：	円		・ ・	：	円	
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		

様式第18号（第20条関係）

(表)

遺族補償年金
支払記録簿

送付年月日	・ ・	再送付年月日	・	再送付年月日	・ ・	再送付年月日	・ ・
氏名住所の変更	現住所			住所の変更			・ ・
	氏名の変更						
支払年月日	支払期間	支払額	摘要	支払年月日	支払期間	支払額	摘要
・ ・	：	円		・ ・	：	円	
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
事故年	年度	年金証書番号		請求者氏名			

事故 年度	年度		年金証書番号	請求者氏名			
	支払期間	支払額		摘要	支払年月日	支払期間	支払額
・ ・	：	円		・ ・	：	円	
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		
・ ・	：			・ ・	：		

(平成25年3月29日揭示済)

天理市消防団員賞じゅつ金等審査委員会規則をここに公布する。

平成25年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第20号

天理市消防団員賞じゅつ金等審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成25年3月天理市条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、天理市消防団員賞じゅつ金等審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総務部長

(2) 消防団長

(3) 天理消防署長

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じその都度委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、次条第1項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに会議を招集するものとする。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、会議における審査の結果を文書をもって市長に通知するものとする。

(審査請求書の提出)

第4条 市長は、条例の規定に基づく賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金（以下「賞じゅつ金等」という。）を支給する必要があると認めるときは、賞じゅつ金等支給審査請求書（別記様式）を委員会に提出するものとする。

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 殉職者賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金 次に掲げる書類

ア 条例第2条に規定する災害による死亡であることを証明する書類

イ 死亡診断書又は死体検案書及び検視調書の写し

ウ 賞じゅつ金等を受けるべき者の氏名、本籍、現住所及び殉職者との続柄又は関係に関する証明書

エ 賞じゅつ金等を受けるべき者が婚姻の届出をしていないが、殉職者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明する書類

(2) 障害者賞じゅつ金 次に掲げる書類

ア 条例第2条に規定する災害による障害であることを証明する書類

イ 医師の診断書

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部防災課において処理する。

(その他)

平成25年4月10日 水曜日

天理市公報

第6条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

賞じゅつ金等支給審査請求書

年 月 日

天理市消防団賞じゅつ金等
審査委員会委員長 様

天理市長



次のとおり賞じゅつ金等の支給について審査を請求します。

賞じゅつ金等の 種類及び等級			支給額	
	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
	職 業		所属及び 階 級	
賞じゅつ金等の 支給を受ける者	住 所		氏 名	
死亡し、又は障 害の状態になっ た原因及びその 概要				
支 給 の 事 由				
添 付 書 類				

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市上下水道事業管理者に対する事務委任規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第21号

天理市上下水道事業管理者に対する事務委任規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を天理市上下水道事業管理者に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(簡易専用水道に関する事務の委任)

第2条 市長は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に規定する簡易専用水道に関する事務のうち、次に掲げる事務を天理市上下水道事業管理者に委任する。

- (1) 法第36条第3項の規定による簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置をとるべき旨の指示に関すること。
- (2) 法第37条の規定による簡易専用水道の設置者に対する給水停止の命令に関すること。
- (3) 法第39条第3項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収及び立入検査に関すること。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

天理市訓令甲第2号

天理市事務処理規程（昭和40年 1 月天理市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

第12条第2号中「企画課長」を「企画政策課長」に改め、同条第3号中「人事課長及び企画課長」を「企画政策課長及び行政改革推進課長」に改める。

別表2 企画課の項を次のように改める。

企画政策課	重要な資料の収集及び作成		主要企画に係る重要な資料の収集及び作成に関すること。
	総合調整	各行政部門の総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。	
	広域行政の調査及び研究	広域行政の調査及び研究に関すること。	
	国勢調査		国勢調査の実施に関すること。
	特命事項の調整及び立案	特命事項の調整及び立案に関すること。	
行政改革推進課	行政改革	行政改革に係る調査、企画及び実施に関すること。	行政改革に係る軽易な調査及び研究に関すること。
	事務改善	事務改善の調査及び企画に関すること。	

別表2 防災課の項を次のように改める。

防災課	防災計画及び 防災訓練	防災計画及び防災訓練に 関すること。	
	自主防災組織	自主防災組織に関するこ と。	
	危機管理	危機管理の体制の整備に関 すること。	危機管理の調査及び研究に関 すること。
	防災設備		防災設備及び備蓄物品の管理 に関すること。
	国民保護	国民保護に関すること。	
	災害支援	被災者の支援に関するこ と。	
	消防団	消防団の重要事項に関する こと。	消防団に関すること。
	消防施設		消防施設に関すること。
	消防水利		消防水利の開発及び保全に関 すること。

別表2 環境政策課の項中

「

苜原町地 内産業廃 棄物処理 施設に係 る処理		苜原町地内産業廃棄物処 理施設に係る処理に関する こと。	を
-------------------------------------	--	------------------------------------	---

」

「

再生可能 エネルギ ー		再生可能エネルギーに関 すること。	
-------------------	--	----------------------	--

」

に改め、同表土木課の項中

「

工事の指 導及び監 督		工事の指導及び監督に関 すること。	を
-------------------	--	----------------------	---

」

「

工事の指 導及び監 督	土木工事の計画に関するこ と。(他課から依頼を受けた 分に限る。)	工事の指導及び監督に関 すること。	
-------------------	---	----------------------	--

」

に改め、同表営繕課の項を次のように改める。

営繕課	工事の調査、設計及び監督	公共施設建築物及び附帯施設の建設、営繕工事の計画に関する事。 公共施設建築物の耐震化工事等の計画に関する事。 公共施設建築物及び附帯施設の災害等調査に関する事。	公共施設建築物及び附帯施設の建設計画、保全計画に係る建築技術の助言に関する事。 公共施設建築物及び附帯施設の建設、営繕工事の設計、施工及び監督に関する事。 公共施設建築物の耐震化工事等の設計、施工及び監督に関する事。
-----	--------------	--	--

別表 2 まちづくり事業課区画整理推進室の項中

「

地区計画等	地区計画等の立案及び実施に関する事。
-------	--------------------

を

」

削る。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 3 号

天理市総合計画策定会議規程（昭和53年12月天理市訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

第 6 条中「市長公室企画課」を「市長公室企画政策課」に改める。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 4 号

天理市土地利用計画策定会議規程（昭和56年 5 月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

第 6 条中「市長公室企画課」を「市長公室企画政策課」に改める。

別表中「企画課長」を「企画政策課長」に改める。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 5 号

天理市土地利用調整会議設置規程（平成元年 3 月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

別表第 2 市長公室の項中「企画課長」を「企画政策課長」に改める。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 6 号

天理市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年 3 月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

第 6 条中「市長公室企画課」を「市長公室行政改革推進課」に改める。

附 則

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 7 号

天理市事務改善提案規程（平成24年10月天理市訓令甲第 9 号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

第 3 条、第 4 条、第 6 条第 1 項及び第 9 条中「企画課長」を「行政改革推進課長」に改める。

第11条中「市長公室企画課」を「市長公室行政改革推進課」に改める。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 8 号

天理市職員私有自動車公務使用規程（平成24年 3 月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改める。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

様式第 1 号中

「

<input type="checkbox"/> 車検の更新（記入：⑤⑥、添付：車検証の写し）	を
<input type="checkbox"/> 各種保険の変更・更新（記入：⑥又は⑦、添付：各種保険証書の写し）	

」

「

<input type="checkbox"/> 各種保険の変更（記入：⑥又は⑦、添付：各種保険証書の写し）	に、
--	----

」

「

人 対	保険期間	年 月 日 ～ 年 月 日	を
	会社名		
物 対	保険期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
	会社名		

」

「

保険期間	年 月 日 ～ 年 月 日	に改める。
会社名		

」

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号 (第5条関係)

私有自動車 公務使用許可申請書	所 属	氏 名

決裁印等	決 裁	市 長	副市長	部 長	部次長	課 長

出張地	出張日	年 月 日から
		年 月 日まで 泊 日

同乗者氏名			

決裁印等	決 裁	市 長	副市長	部 長	部次長	課 長

出張地	出張日	年 月 日から
		年 月 日まで 泊 日

同乗者氏名			

決裁印等	決 裁	市 長	副市長	部 長	部次長	課 長

出張地	出張日	年 月 日から
		年 月 日まで 泊 日

同乗者氏名			

決裁印等	決 裁	市 長	副市長	部 長	部次長	課 長

出張地	出張日	年 月 日から
		年 月 日まで 泊 日

同乗者氏名			

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

(平成25年3月6日揭示済)

天理市告示第69号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年3月6日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年3月6日揭示済)

天理市告示第70号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年3月6日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年3月6日揭示済)

天理市告示第71号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年3月6日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年3月6日揭示済)

天理市告示第72号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年3月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月6日から平成25年5月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成25年3月7日揭示済）

天理市告示第73号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年3月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月7日から平成25年5月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成25年3月8日揭示済）

天理市告示第74号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成25年3月8日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年3月8日から平成25年5月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年3月8日揭示済)

天理市告示第75号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月8日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年3月8日

3 移動対象区域

天理市川原城町262番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年3月8日から平成25年5月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年3月8日揭示済)

天理市告示第76号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月8日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年3月8日

3 移動対象区域

天理市杉本町243番地先1 放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年3月8日から平成25年5月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年 3月11日 掲示済)

天理市告示第77号

市道の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、建設部監理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月11日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 北大路線（市道11号線）
- 3 道路の区域

区 間	備 考
起点 小路町77番1先	
終点 小路町70番1先（市道165号分岐）	

- 4 供用開始年月日 平成25年 3月12日

(平成25年 3月11日 掲示済)

天理市告示第78号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、福住町鈴原自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成25年 3月11日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市櫛本町3078番地 奥村 又廣
 変更後 代表者 天理市櫛本町3049番地1 巽 耕造
 変更年月日 平成25年 3月 3日

(平成25年 3月11日 掲示済)

天理市告示第79号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 3月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 3月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 3月11日から平成25年 5月 9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 3月12日 掲示済)

天理市告示第80号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 3月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年3月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月12日から平成25年5月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年3月13日揭示済)

天理市告示第81号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年3月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月13日から平成25年5月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年3月14日揭示済)

天理市告示第82号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年3月14日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月14日から平成25年5月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年3月15日揭示済)

天理市告示第83号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年3月15日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月15日から平成25年5月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年3月18日揭示済)

天理市告示第84号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年3月18日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月18日から平成25年5月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年3月19日揭示済)

天理市告示第85号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年3月19日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月19日から平成25年5月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年3月19日揭示済)

天理市告示第86号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成25年3月19日

天理市長 南 佳 策

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	三貴ホームサービス	はり札	4	布留町・川原城町 櫛本町	H25.3.8	H25.3.8	市役所地下駐車場
			1	森本町	H25.3.14	H25.3.14	
2	アパマンショップ	はり札	2	田井庄町	H25.3.8	H25.3.8	
			1	三昧田町	H25.3.14	H25.3.14	
3	メモリーホーム	はり札	3	東井戸堂町・前裁町	H25.3.8	H25.3.8	
4	前川ホーム	のぼり	3	田町	H25.3.8	H25.3.8	

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743-63-1001（内線330）

(平成25年3月21日揭示済)

天理市告示第87号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年3月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月21日から平成25年5月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年3月21日揭示済)

天理市告示第88号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年4月10日 水曜日

天理市公報

平成25年3月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年3月21日
 - 3 移動対象区域
天理市守目堂町78番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月21日から平成25年5月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年3月22日揭示済)

天理市告示第89号

平成25年3月22日付けで議決のあった平成24年度天理市一般会計補正予算（第7号）等の要領は次のとおりである。

平成25年3月22日

天理市長 南 佳 策

平成24年度天理市一般会計補正予算（第7号）

平成24年度天理市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ564,695千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,956,843千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		7,516,338	82,526	7,598,864
	1 市民税	3,198,675	△44,792	3,153,883
	2 固定資産税	3,293,318	79,631	3,372,949
	3 軽自動車税	120,619	2,897	123,516
	4 市たばこ税	400,000	35,391	435,391
	5 都市計画税	503,726	9,399	513,125
12 分担金及び負担金		386,067	3,300	389,367
	1 分担金	5,542	3,300	8,842
14 国庫支出金		2,848,398	73,239	2,921,637

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 国庫負担金	2,645,985	△30,755	2,615,230
	2 国庫補助金	184,622	103,994	288,616
15 県支出金		1,472,639	7,195	1,479,834
	1 県負担金	923,872	△8,617	915,255
	2 県補助金	421,011	20,799	441,810
	3 委託金	127,756	△4,987	122,769
17 寄附金		1,300,003	△180,000	1,120,003
	1 寄附金	1,300,003	△180,000	1,120,003
18 繰入金		494,798	228,268	723,066
	1 基金繰入金	427,099	226,501	653,600
	2 特別会計繰入金	67,699	1,767	69,466

19 繰越金		176,920	250,652	427,572
	1 繰越金	176,920	250,652	427,572
20 諸収入		340,038	25,915	365,953
	5 雑入	167,349	25,915	193,264
21 市債		3,755,700	73,600	3,829,300
	1 市債	3,755,700	73,600	3,829,300
歳 入 合 計		25,392,148	564,695	25,956,843

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,801,287	230,684	5,031,971
	1 総務管理費	4,259,281	235,671	4,494,952
	4 選挙費	50,896	△4,987	45,909
3 民生費		9,163,530	193,523	9,357,053
	1 社会福祉費	4,126,702	247,271	4,372,973
	2 児童福祉費	3,931,383	△53,748	3,877,635
4 衛生費		1,581,480	△18,793	1,562,687
	2 清掃費	1,040,005	△18,793	1,021,212
6 農林費		285,770	43,600	329,370
	1 農業費	264,718	43,600	308,318

8 土木費		3,076,291	△47,365	3,028,926
	2 道路橋りょう費	412,755	△26,184	386,571
	3 河川費	79,985	△7,000	72,985
	4 都市計画費	2,253,984	△32,180	2,221,804
	5 住宅費	151,273	17,999	169,272
10 教育費		2,691,976	172,962	2,864,938
	1 教育総務費	445,526	25,915	471,441
	2 小学校費	522,067	69,983	592,050
	3 中学校費	248,817	78,586	327,403
	5 社会教育費	666,451	△1,522	664,929
12 公債費		2,394,476	△9,916	2,384,560
	1 公債費	2,394,476	△9,916	2,384,560

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
歳	出	25,392,148	564,695	25,956,843
	合			
	計			

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農 林 費	1 農 業 費	経営体育成支援事業	14,600 <small>千円</small>
		農業基盤整備促進事業	20,000
		市単独土地改良事業	5,340
		震災対策農業水利施設整備事業	9,000
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	道路橋りょう管理事業	7,716
		道路修繕事業	9,524
		道路新設改良事業	45,314
	3 河 川 費	河川改修事業	31,269
	4 都 市 計 画 費	都市計画街路事業	90,796
		都市計画公園事業	756
5 住 宅 費	市営住宅施設整備事業	42,980	
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校整備事業	93,136
	3 中 学 校 費	中学校整備事業	78,586
	5 社 会 教 育 費	公民館施設整備事業	7,224

第3表 債務負担行為補正

廃止

事 項	期 間	限 度 額
山の辺小学校屋内運動場耐震改修事業	平成24年度から平成25年度まで	千円 23,352

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備促進事業	6,700	証書借入れ 又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えすることができるものとする。
小学校整備事業	千円 38,600			
中学校整備事業	39,200			
計	84,500			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 29,900	当初議決	当初議決	当初議決	千円 22,800	当初議決	当初議決	当初議決
都市計画街路事業	77,200	に同じ	に同じ	に同じ	73,400	に同じ	に同じ	に同じ

平成24年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成24年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第 1 表 歳入予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 531,094	千円 △13,641	千円 517,453
	1 他会計繰入金	431,094	86,359	517,453
	2 基金繰入金	100,000	△100,000	0
10 繰越金		211,344	13,641	224,985
	1 繰越金	211,344	13,641	224,985
歳 入 合 計		7,251,550	0	7,251,550

平成24年度天理市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成24年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		986,914	△1,135	985,779
	1 国庫負担金	724,100	4,470	728,570
	2 国庫補助金	262,814	△5,605	257,209
5 支払基金交付金		1,206,355	△47,332	1,159,023
	1 支払基金交付金	1,206,355	△47,332	1,159,023
6 県支出金		632,953	△95	632,858
	1 県負担金	579,762	2,708	582,470
	2 県補助金	53,191	△2,803	50,388
8 繰入金		582,889	48,562	631,451

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 他会計繰入金	千円 546,597	千円 34,532	千円 581,129
	2 基金繰入金	36,292	14,030	50,322
歳入	合計	4,245,329	0	4,245,329

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 79,036	千円 △4,858	千円 74,178
	3 介護認定審査会費	47,645	△4,858	42,787
2 保険給付費		3,998,200	16,039	4,014,239
	1 介護サービス等諸費	3,474,984	36,748	3,511,732
	2 介護予防サービス等諸費	310,692	△35,143	275,549
	6 特定入所者介護サービス等費	130,200	14,434	144,634
4 地域支援事業費		82,833	△11,181	71,652
	1 介護予防事業費	14,776	△3,400	11,376
	2 包括的支援事業・任意事業費	68,057	△7,781	60,276
歳 出 合 計		4,245,329	0	4,245,329

平成24年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,307千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,807千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 3,981	千円 △3,981	千円 0
	1 他会計繰入金	3,981	△3,981	0
2 繰越金		1,000	210	1,210
	1 繰越金	1,000	210	1,210
3 諸収入		20,519	9,078	29,597
	1 雑入	20,519	9,078	29,597
歳 入 合 計		25,500	5,307	30,807

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		千円 23,264	千円 3,540	千円 26,804
	1 公債費	23,264	3,540	26,804
3 雑支出金		0	1,767	1,767
	1 繰出金	0	1,767	1,767
歳 出 合 計		25,500	5,307	30,807

平成24年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103,158千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ447,920千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		78,500	△17,100	61,400
	1 国庫補助金	78,500	△17,100	61,400
2 繰入金		186,715	△58,958	127,757
	1 他会計繰入金	114,251	△7,494	106,757
	2 基金繰入金	72,464	△51,464	21,000
5 市債		82,300	△27,100	55,200
	1 市債	82,300	△27,100	55,200
歳入合計		551,078	△103,158	447,920

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		千円 545,312	千円 △103,158	千円 442,154
	1 土地区画整理事業費	545,312	△103,158	442,154
歳 出 合 計		551,078	△103,158	447,920

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	山の辺土地区画整理事業	千円 198,370

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
区画整理事業	千円				千円			
	82,300	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	55,200	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ

平成24年度 天理市立病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成24年度天理市立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度天理市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「31,237人」を「27,237人」に、同条第3号中「86人」を「75人」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,941,961千円	30,021千円	1,971,982千円
第1項 医業収益	1,834,892千円	△121,554千円	1,713,338千円
第2項 医業外収益	107,068千円	151,575千円	258,643千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,941,961千円	30,021千円	1,971,982千円
第1項 医業費用	1,904,444千円	20,519千円	1,924,963千円
第2項 医業外費用	36,396千円	9,502千円	45,898千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条中「1,234,775千円」を「1,258,895千円」に改める。

（他会計からの補助金）

第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
一 般 会 計	298,527千円	150,000千円	448,527千円

（たな卸資産の購入限度額）

第6条 予算第10条中「268,484千円」を「245,607千円」に改める。

平成 24 年度 天理市立病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考	(千円)	
1. 病 院 事業収益			30,021	既決予定額	1,941,961	
				計	1,971,982	
	1. 医 業 収 益		△ 121,554	既決予定額	1,834,892	
				計	1,713,338	
		1. 入院収益	△ 121,554	既決予定額	866,294	
				1.入院収益	△ 121,554	
				計	744,740	
	2. 医業外 収 益			151,575	既決予定額	107,068
					計	258,643
		2. 他 会 計 補 助 金	150,000	既決予定額	97,955	
				1.一般会計補助金	150,000	
			計	247,955		
	3. 他 会 計 負 担 金	1,575	既決予定額	1		
				1.他会計負担金	1,575	
				計	1,576	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考	(千円)
1. 病 院 事業費用			30,021	既決予定額	1,941,961
				計	1,971,982
	1. 医業 費用		20,519	既決予定額	1,904,444
				計	1,924,963
		1. 給与費	24,120	既決予定額	1,234,775
				1. 給 料	△ 21,562
				2. 手 当	△ 8,467
				3. 賃 金	31,280
				4. 法定福利費	△ 2,671
				5. 退職給与金	25,540
				計	1,258,895
	2. 材料費	△ 22,877	既決予定額	268,484	
			1. 薬 品 費	△ 8,377	
			2. 診療材料費	△ 11,000	
			3. 給食材料費	△ 3,500	
			計	245,607	
	3. 経 費	19,131	既決予定額	330,433	
			2. 報償費	4,131	
			13. 賃借料	15,000	
			計	349,564	
	4. 減価償却費	145	既決予定額	62,489	
			2. 器械備品減価償却費	145	
			計	62,634	
	2. 医業外 費用		9,502	既決予定額	36,396
				計	45,898
		4. 負担金	9,502	既決予定額	10,470
				2. 退職手当負担金	9,502
				計	19,972

平成24年度 天理市立病院事業会計資金計画

区 分	前年度決算額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
受入資金	2,991,162	2,645,374	△ 345,788
1. 事業収益	1,296,918	1,800,648	503,730
2. 固定資産売却代金	0	1	1
3. 前年度未収金	201,989	211,977	9,988
4. 企業債	11,000	55,000	44,000
5. 他会計補助金	225,733	41,048	△ 184,685
6. 他会計負担金	188,290	0	△ 188,290
7. 前年度繰越金	84,778	86,699	1,921
8. 預り金	121,398	0	△ 121,398
9. 寄附金	0	1	1
10. その他受入金	11,056	0	△ 11,056
11. 一時借入金	850,000	450,000	△ 400,000

区 分	前年度決算額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
支払資金	2,904,463	2,552,161	△ 352,302
1. 事業費用	1,611,188	1,711,008	99,820
2. 建設改良費	6,119	58,000	51,881
3. 企業債償還金	61,974	69,730	7,756
4. 前年度未払金	302,779	263,223	△ 39,556
5. 前渡金	1,263	0	△ 1,263
6. 預り金その他	121,140	200	△ 120,940
7. 一時借入金償還金	800,000	450,000	△ 350,000
差 引	86,699	93,213	6,514

補正予算給与費明細書

1. 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	0	105	433,359	185,700	474,502	1,093,561	165,334	1,258,895
	資本勘定 支弁職員								
	合計	0	105	433,359	185,700	474,502	1,093,561	165,334	1,258,895
補正前	損益勘定 支弁職員	0	110	454,921	154,420	457,429	1,066,770	168,005	1,234,775
	資本勘定 支弁職員								
	合計	0	110	454,921	154,420	457,429	1,066,770	168,005	1,234,775
比較	損益勘定 支弁職員	0	△ 5	△ 21,562	31,280	17,073	26,791	△ 2,671	24,120
	資本勘定 支弁職員								
	合計	0	△ 5	△ 21,562	31,280	17,073	26,791	△ 2,671	24,120

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	夜間 勤務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)
	補正後		11,438	23,168	18,631	4,324	34,013	10,043
補正前		12,078	24,315	19,296	3,828	30,636	10,043	29,868
比較		△ 640	△ 1,147	△ 665	496	3,377	0	0

手当の内訳	区分	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	子ども 手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補正後		6,666	78,732	109,158	56,351	5,810
補正前		6,634	78,732	114,920	60,319	6,000	60,760
比較		32	0	△ 5,762	△ 3,968	△ 190	25,540

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備 考
給料	△ 21,562	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分	1,559		
		その他の増減分	△ 21,562	退職、育休等による減 採用による増	職員異動状況 (現在に在職する職員数) (その他) (計) 補正後 110人 △5人 105 補正前 114人 △4人 110人 増 減 △4人 △1人 △5人 採用・退職の状況等 採用による増 2人 退職による減 △5人 採用見込増 人 採用見込減 △2人
手当	17,073	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	17,073		退職者の増

3. 給料及び手当の状況

(1)職員1人当たりの給与

区 分		医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
平成24年 12月1日 現在	平均給料月額 (円)	482,675	308,455	368,500	303,989	346,606	352,043
	平均給与月額 (円)	927,599	377,658	435,799	352,293	420,672	386,021
	平均年齢 (歳)	41.6	44.4	57.3	42.5	48.6	58.1
平成23年 12月1日 現在	平均給料月額 (円)	473,123	317,090	377,694	302,264	321,650	312,019
	平均給与月額 (円)	910,351	395,756	442,138	341,889	374,293	336,140
	平均年齢 (歳)	40.3	43.1	56.0	41.2	47.3	56.8

(2)初任給

区 分	医 師 医療職(1) (円)	看護師 医療職(3) (円)	准看護師 医療職(3) (円)	医療技術職員 医療職(2) (円)	事務職員 行政職 (円)	一般会計の制度 行政職(円)
高校卒			1 - 5 159,000		1 - 9 144,500	1 - 9 144,500
大学卒	1 - 25 323,600	2 - 9 198,300		2 - 5 184,500	1 - 25 172,200	1 - 25 172,200

(3) 級別職員数

区分	医 師 医療職(1)			看護師 医療職(3)			准看護師 医療職(3)			医療技術職員 医療職(2)			事務職員 行政職			その他 行政職		
	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %
平成24年 12月1日 現在	1級	2	18	1級			1級			1級			1級			1級		
	2級	6	55	2級	13	24	2級			2級	6	24	2級	2	18	2級		
	3級	2	18	3級	10	21	3級			3級	5	20	3級			3級	1	20
	4級	1	9	4級	22	43	4級	2	100	4級	5	20	4級	4	37	4級	4	80
				5級	4	8	5級			5級	9	36	5級	1	9	5級		
				6級	2	4	6級			6級			6級	3	27	6級		
													7級	1	9	7級		
													8級					
	計	11	100		51	100		2	100		25	100		11	100		5	100

区分	医 師 医療職(1)			看護師 医療職(3)			准看護師 医療職(3)			医療技術職員 医療職(2)			事務職員 行政職			その他 行政職		
	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %
平成23年 12月1日 現在	1級	2	15	1級			1級			1級	1	4	1級			1級		
	2級	6	46	2級	10	19	2級			2級	8	32	2級	1	11	2級		
	3級	4	31	3級	12	23	3級			3級	2	8	3級	1	11	3級	2	40
	4級	1	8	4級	25	47	4級	3	100	4級	5	20	4級	3	34	4級	3	60
				5級	5	9	5級			5級	9	36	5級			5級		
				6級	1	2	6級			6級			6級	3	33	6級		
													7級	1	11	7級		
													8級					
	計	13	100		53	100		3	100		25	100		9	100		5	100

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
医療職 (1)	医 師	部 長 医 長	副院長 医局長	院 長			
医療職 (2)	主 事	主 事	主 査	主 任	薬局長 技師長		
医療職 (3)	主 事	主 事	主 査	主任看護師	副看護部長 看護師長	看護部長	
行 政 職	主 事	主 事	主 査	係 長	課長補佐	事務局次長 課 長 主 幹	事務局長

(4)昇給

区 分		合 計	医 師	看 護 師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他	
補 正 後	職員数 (A) (人)	105	11	51	2	25	11	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	14	1	6	0	5	2	0	
	号給数別 内 訳	2号給(人)	0						
		4号給(人)	0						
		6号給(人)	0						
		8号給(人)	0						
比 率 (B)/(A) (%)	13.3	9.1	11.8	0.0	20.0	18.2	0.0		
補 正 前	職員数 (A) (人)	110	13	56	2	25	9	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	96	13	47	1	25	6	4	
	号給数別 内 訳	2号給(人)	0						
		4号給(人)	0						
		6号給(人)	0						
		8号給(人)	0						
比 率 (B)/(A) (%)	87.3	100.0	83.9	50.0	100.0	66.7	80.0		

(5) 特殊勤務手当

区 分	全職種	医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
給料総額に対する比率(%)	9.8	27.5	7.7	7.5	0.2	0	0
支給対象職員の比率 (%) (平成24年12月1日現在)	55.2	10.4	38.0	1.9	4.7	0	0
支給対象職員1人当り 平均支給月額 (円)	87,460	303,656	40,975	35,000	5,000	0	0
代表的な特殊勤務手当の 名 称	医師手当、夜間看護手当、放射線技師手当、救急勤務医手当、分娩手当						

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	1.95	2.00	3.95	有	
補 正 前	1.95	2.00	3.95	有	
一般会計の制度	1.95	2.00	3.95	有	

(7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	一般会計 の制度 と同じ	
一般会計 の 制 度 (支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)	

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	一般会計と同じ	
地 域 手 当	〃	
住 居 手 当	〃	
通 勤 手 当	〃	

平成24年度天理市立病院事業予定貸借対照表

(平成25年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地 20,212

ロ 建 物 1,933,397

減価償却累計額 986,480 946,917

ハ 構 築 物 105,022

減価償却累計額 77,605 27,417

ニ 器 械 備 品 953,041

減価償却累計額 843,351 109,690

ホ 車 両 5,726

減価償却累計額 4,357 1,369有形固定資産合計 1,105,605

固定資産合計 1,105,605

2 流動資産

(1) 現金預金 93,213

(2) 未収金 178,995

(3) 貯蔵品 5,973

(4) 前払金 113

流動資産合計 278,294

3 繰延勘定

(1) 控除対象外消費税額 6,807繰延勘定合計 6,807資産合計 1,390,706

負債の部

4 固定負債			
(1) 退職給与引当金		2,114	
(2) 修繕引当金		<u>43</u>	
固定負債合計			2,157
5 流動負債			
(1) 一時借入金		250,000	
(2) 未払金		190,112	
(3) 預り金		<u>7,797</u>	
流動負債合計			<u>447,909</u>
負債合計			<u>450,066</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 自己資本金		183,492	
(2) 借入資本金			
イ 企業債	<u>406,551</u>		
借入資本金合計		<u>406,551</u>	
資本金合計			590,043
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金	1,575,430		
ロ 寄附金	<u>13,200</u>		
資本剰余金合計		1,588,630	
(2) 欠損金			
イ 当年度未処理欠損金	<u>1,238,033</u>		
欠損金合計		<u>1,238,033</u>	
剰余金合計			<u>350,597</u>
資本合計			<u>940,640</u>
負債資本合計			<u><u>1,390,706</u></u>

平成23年度天理市立病院事業損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) (単位:円)

1	医業収益			
(1)	入院収益	739,821,790		
(2)	外来収益	616,402,727		
(3)	その他医業収益	<u>286,752,699</u>	1,642,977,216	
2	医業費用			
(1)	給与費	1,316,191,222		
(2)	材料費	186,719,349		
(3)	経費	289,373,991		
(4)	減価償却費	67,991,947		
(5)	資産減耗費	611,800		
(6)	研究研修費	1,916,824		
(7)	臨床研修医負担金	<u>0</u>	<u>1,862,805,133</u>	
	医業損失			219,827,917
3	医業外収益			
(1)	受取利息配当金	27,554		
(2)	他会計補助金	201,326,259		
(3)	他会計負担金	27,190,251		
(4)	患者外給食収益	46,365		
(5)	その他医業外収益	<u>6,640,845</u>	235,231,274	
4	医業外費用			
(1)	支払利息及び 企業債取扱諸費	19,464,131		
(2)	繰延勘定償却	2,261,193		
(3)	患者外給食材料費	27,561		
(4)	負担金	27,690,649		
(5)	雑損失	0		
(6)	雑支出	<u>21,261,389</u>	<u>70,704,923</u>	<u>164,526,351</u>
	経常損失			55,301,566
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	53,770		
(2)	その他特別損失	<u>0</u>	<u>53,770</u>	<u>53,770</u>
	当年度純損失			55,355,336
	前年度繰越欠損金			<u>1,182,677,176</u>
	当年度未処理欠損金			<u><u>1,238,032,512</u></u>

平成23年度天理市立病院事業貸借対照表
(平成24年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部			
1	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 土地	20,212,001	
	ロ 建物	1,933,397,123	
	減価償却累計額	<u>951,679,859</u>	981,717,264
	ハ 構築物	105,021,759	
	減価償却累計額	<u>77,604,609</u>	27,417,150
	ニ 器械備品	903,102,866	
	減価償却累計額	<u>815,516,933</u>	87,585,933
	ホ 車両	5,725,600	
	減価償却累計額	<u>4,357,650</u>	<u>1,367,950</u>
	有形固定資産合計		<u>1,118,300,298</u>
	固定資産合計		1,118,300,298
2	流動資産		
	(1) 現金預金	86,699,410	
	(2) 未収金	220,458,351	
	(3) 貯蔵品	5,973,136	
	(4) 前払金	112,750	
	(5) 前渡金	<u>0</u>	
	流動資産合計		313,243,647
3	繰延勘定		
	(1) 控除対象外消費税額	<u>5,952,476</u>	
	繰延勘定合計		<u>5,952,476</u>
	資産合計		<u>1,437,496,421</u>

負債の部

4 固定負債			
(1) 退職給与引当金		2,113,640	
(2) 修繕引当金		43,450	
固定負債合計			2,157,090
5 流動負債			
(1) 一時借入金		250,000,000	
(2) 未払金		263,223,339	
(3) 預り金		7,794,365	
(4) 前受金		0	
流動負債合計			521,017,704
負債合計			523,174,794

資本の部

6 資本金			
(1) 自己資本金		183,491,750	
(2) 借入資本金			
イ 企業債	421,280,834		
借入資本金合計		421,280,834	
資本金合計			604,772,584
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	0		
ロ 補助金	1,534,381,555		
ハ 寄附金	13,200,000		
資本剰余金合計		1,547,581,555	
(2) 欠損金			
イ 減債積立金	0		
ロ 建設改良積立金	0		
ハ 当年度未処理欠損金	1,238,032,512		
欠損金合計		1,238,032,512	
剰余金合計			309,549,043
資本合計			914,321,627
負債資本合計			1,437,496,421

平成24年度天理市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成24年度天理市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成24年度天理市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2)年間総有収水量	8,827,075m ³	△162,238m ³	8,664,837m ³
(3)一日平均有収水量	24,184m ³	△445m ³	23,739m ³
(4)主要な建設改良事業			
配水管整備事業等	227,148千円	20,889千円	248,037千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,563,683千円	△69,842千円	2,493,841千円
第1項 営業収益	2,555,600千円	△69,842千円	2,485,758千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,557,629千円	△15,731千円	2,541,898千円
第1項 営業費用	2,370,047千円	△11,422千円	2,358,625千円
第2項 営業外費用	183,260千円	△4,309千円	178,951千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額675,825千円は、過年度分損益勘定留保資金669,078千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,747千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額696,714千円は、過年度分損益勘定留保資金688,973千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,741千円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	877,349千円	20,889千円	898,238千円
第1項 建設改良費	273,331千円	20,889千円	294,220千円

平成24年度天理市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益の収入及び支出

収 入				
款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 水道事業収益			△ 69,842	既決予定額 2,563,683 計 2,493,841
	1 営業収益		△ 69,842	既決予定額 2,555,600 計 2,485,758
		1 給水収益		△ 69,842

支 出				
款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 水道事業費用			△ 15,731	既決予定額 2,557,629 計 2,541,898
	1 営業費用		△ 11,422	既決予定額 2,370,047 計 2,358,625
		5 減価償却費		△ 11,422
	2 営業外費用			△ 4,309
3 消費税及び地方消費税			△ 4,309	既決予定額 48,966 1 消費税及び地方消費税 △ 4,309 計 44,657

資本的收入及び支出

支 出			予定額(千円)	備 考 (千円)	
款	項	目			
1 水道事業 資本的支出			20,889	既決予定額	877,349
				計	898,238
	1 建設改良費		20,889	既決予定額	273,331
				計	294,220
		1 固定資産費	20,889	既決予定額	232,750
				1 取水施設費	20,889
				計	253,639

平成24年度天理市水道事業会計資金計画

(単位:千円)

区 分	前年度決算額	当年度予定額	増 減
受 入 資 金	6,365,947	5,940,428	△ 425,519
1 水 道 事 業 収 益	2,287,972	2,261,179	△ 26,793
2 工 事 負 担 金	46,657	90,738	44,081
3 固 定 資 産 売 却 代 金	0	10	10
4 補 助 金	10,502	10,781	279
5 前 年 度 未 収 金	262,043	294,094	32,051
6 投 資 償 還 金	294,060	99,344	△ 194,716
7 そ の 他	1,691,707	1,190,377	△ 501,330
8 前 年 度 繰 越 金	1,773,006	1,993,905	220,899
支 払 資 金	4,372,042	4,026,630	△ 345,412
1 水 道 事 業 費 用	1,327,486	1,695,247	367,761
2 建 設 改 良 費	123,222	264,798	141,576
3 企 業 債 償 還 金	310,755	304,018	△ 6,737
4 前 年 度 未 払 金	379,865	195,626	△ 184,239
5 投 資	298,467	300,000	1,533
6 そ の 他	1,932,247	1,266,941	△ 665,306
差 引	1,993,905	1,913,798	△ 80,107

平成24年度天理市水道事業予定貸借対照表

(平成25年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		521,275	
ロ 建物	1,395,904		
減価償却累計額	<u>481,275</u>	914,629	
ハ 構築物	20,737,562		
減価償却累計額	<u>9,662,026</u>	11,075,536	
ニ 機械及び装置	4,933,807		
減価償却累計額	<u>3,830,007</u>	1,103,800	
ホ 車両及び運搬具	26,994		
減価償却累計額	<u>23,903</u>	3,091	
ヘ 工具、器具及び備品	96,133		
減価償却累計額	<u>77,482</u>	18,651	
ト 量水器	80,179		
減価償却累計額	<u>38,716</u>	<u>41,463</u>	
有形固定資産合計			13,678,445

(2) 投 資

イ 投資有価証券		<u>995,055</u>	
投資合計			<u>995,055</u>
固定資産合計			14,673,500

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		1,913,798	
(2) 未収金		243,515	
(3) 貯蔵品		<u>7,417</u>	
流動資産合計			<u>2,164,730</u>
資産合計			<u>16,838,230</u>

負債の部

3 固定負債		
(1) 退職給与引当金	614,966	
(2) 修繕引当金	<u>365,227</u>	
固定負債合計		980,193
4 流動負債		
(1) 未払金	112,136	
(2) 預り金	<u>130,383</u>	
流動負債合計		<u>242,519</u>
負債合計		<u>1,222,712</u>

資本の部

5 資本金		
(1) 自己資本金	4,703,159	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>3,874,161</u>	
借入資本金合計	<u>3,874,161</u>	
資本金合計		8,577,320
6 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	47,568	
ロ 工事負担金	2,331,597	
ハ 分担金	1,989,810	
ニ 国庫補助金	947,404	
ホ 寄付金	<u>1,495,400</u>	
資本剰余金合計		6,811,779
(2) 利益剰余金		
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>226,419</u>	
利益剰余金合計	<u>226,419</u>	
剰余金合計		<u>7,038,198</u>
資本合計		<u>15,615,518</u>
負債資本合計		<u>16,838,230</u>

平成24年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成24年度天理市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成24年度天理市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2)年間総排水量	8,580,949m ³	△140,000m ³	8,440,949m ³
(3)主要な建設改良事業			
管渠整備事業等	115,183千円	△10,000千円	105,183千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	2,667,827千円	△35,573千円	2,632,254千円
第1項 営業収益	1,380,029千円	△37,000千円	1,343,029千円
第2項 営業外収益	1,287,797千円	1,427千円	1,289,224千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,685,447千円	△18,184千円	2,667,263千円
第1項 営業費用	2,042,781千円	△17,000千円	2,025,781千円
第2項 営業外費用	640,372千円	△1,184千円	639,188千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,048,512千円は、過年度分損益勘定留保資金525,473千円及び当年度分損益勘定留保資金523,039千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,122,263千円は、過年度分損益勘定留保資金693,125千円及び当年度分損益勘定留保資金429,138千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業資本的収入	583,265千円	△78,513千円	504,752千円
第1項 企業債	64,100千円	△64,100千円	0千円
第2項 負担金	48,117千円	△14,413千円	33,704千円
	支	出	
第1款 下水道事業資本的支出	1,631,777千円	△4,762千円	1,627,015千円
第1項 建設改良費	163,080千円	△4,762千円	158,318千円

(企業債)

第5条 予算第5条企業債を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「1,697,526千円」を「1,698,953千円」に改め、同条を第8条とする。

平成24年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備考(千円)
1 下水道事業 収 益			△ 35,573	既決予定額 2,667,827 計 2,632,254
	1 営業収益		△ 37,000	既決予定額 1,380,029 計 1,343,029
		1 下水道使用料	△ 37,000	既決予定額 1,322,641 1 下水道使用料 △ 37,000 計 1,285,641
	2 営業外収益		1,427	既決予定額 1,287,797 計 1,289,224
		2 他会計補助金	1,427	既決予定額 1,254,531 1 他会計補助金 1,427 計 1,255,958

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備考(千円)
1 下水道事業 費 用			△ 18,184	既決予定額 2,685,447 計 2,667,263
	1 営業費用		△ 17,000	既決予定額 2,042,781 計 2,025,781
		4 流域下水道 維持管理負担金	△ 17,000	既決予定額 602,497 1 負担金 △ 17,000 計 585,497
	2 営業外費用		△ 1,184	既決予定額 640,372 計 639,188
		3 消費税及び 地方消費税	△ 1,184	既決予定額 46,573 1 消費税及び 地方消費税 △ 1,184 計 45,389

資本的收入及び支出

収 入				
款	項	目	予定額(千円)	備考(千円)
1 下水道事業 資本的收入			△ 78,513	既決予定額 583,265 計 504,752
	1 企業債		△ 64,100	既決予定額 64,100 計 0
		1 企業債	△ 64,100	既決予定額 64,100 1 特定環境保全公共下水道事業債 △ 29,700 2 農業集落排水施設事業債 △ 15,000 3 流域下水道事業債 △ 19,400 計 0
	2 負担金		△ 14,413	既決予定額 48,117 計 33,704
		1 他会計負担金	△ 14,413	既決予定額 46,113 1 他会計負担金 △ 14,413 計 31,700

支 出				
款	項	目	予定額(千円)	備考(千円)
1 下水道事業 資本の支出			△ 4,762	既決予定額 1,631,777 計 1,627,015
	1 建設改良費		△ 4,762	既決予定額 163,080 計 158,318
		4 農業集落排水施設整備費	△ 10,000	既決予定額 15,500 1 管渠整備費 △ 10,000 計 5,500
		5 流域下水道建設負担金	5,238	既決予定額 20,319 1 流域下水道建設負担金 5,238 計 25,557

平成24年度天理市下水道事業会計資金計画

(単位:千円)

区 分	前年度決算額	当年度予定額	増 減
受 入 資 金	3,977,125	3,826,505	△ 150,620
1 下水道事業収益	2,279,087	2,503,690	224,603
2 企 業 債	189,100	0	△ 189,100
3 負 担 金	38,718	33,504	△ 5,214
4 補 助 金	750,857	455,995	△ 294,862
5 長期貸付金回収金	5,132	5,053	△ 79
6 前年度未収金	253,135	255,046	1,911
7 そ の 他	150,404	10,000	△ 140,404
8 前年度繰越金	310,692	563,217	252,525
支 払 資 金	3,413,908	3,122,106	△ 291,802
1 下水道事業費用	1,316,672	1,386,557	69,885
2 建設改良費	285,934	142,486	△ 143,448
3 長期貸付金	4,072	10,000	5,928
4 企業債償還金	1,438,875	1,453,599	14,724
5 前年度未払金	181,160	83,493	△ 97,667
6 そ の 他	187,195	45,971	△ 141,224
差 引	563,217	704,399	141,182

平成24年度天理市下水道事業予定貸借対照表

(平成25年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		137,329	
ロ 建 物	190,958		
減価償却累計額	<u>13,647</u>	177,311	
ハ 構 築 物	42,566,609		
減価償却累計額	<u>3,151,213</u>	39,415,396	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,277,300		
減価償却累計額	<u>194,607</u>	1,082,693	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	213		
減価償却累計額	<u>202</u>	11	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	2,633		
減価償却累計額	<u>220</u>	2,413	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>0</u>	
有形固定資産合計			40,815,153

(2) 無形固定資産

イ 地 上 権		176	
ロ 電 話 加 入 権		260	
ハ 施 設 利 用 権		<u>1,999,133</u>	
無形固定資産合計			1,999,569

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金		13,543	
ロ 基 金		<u>36,457</u>	
投資合計			<u>50,000</u>

固定資産合計

42,864,722

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

704,399

(2) 未 収 金

142,194

(3) その他流動資産

0

流動資産合計

846,593

資 産 合 計

43,711,315

負債の部

3 固定負債		
(1) 退職給与引当金	<u>27,830</u>	
(2) 修繕引当金	0	
固定負債合計		27,830
4 流動負債		
(1) 未払金	32,448	
(2) 預り金	<u>33,084</u>	
流動負債合計		<u>65,532</u>
負債合計		<u>93,362</u>

資本の部

5 資本金		
(1) 自己資本金	3,113,682	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>24,108,667</u>	
借入資本金合計	<u>24,108,667</u>	
資本金合計		27,222,349
6 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	1,937,528	
ロ 受益者負担金	363,927	
ハ 国庫補助金	11,338,493	
ニ 県補助金	1,336,898	
ホ 他会計補助金	1,665,403	
ヘ 他会計負担金	<u>97,668</u>	
資本剰余金合計		16,739,917
(2) 欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>344,313</u>	
欠損金合計	<u>344,313</u>	
剰余金合計		<u>16,395,604</u>
資本合計		<u>43,617,953</u>
負債資本合計		<u>43,711,315</u>

平成23年度天理市下水道事業損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	1,261,522		
(2) 他会計負担金	48,879		
(3) その他営業収益	<u>224</u>	1,310,625	
2 営業費用			
(1) 管渠費	54,113		
(2) 農業集落排水施設維持費	17,116		
(3) 雨水ポンプ場費	12,443		
(4) 流域下水道維持管理負担金	550,611		
(5) 業務費	28,718		
(6) 総係費	82,678		
(7) 減価償却費	1,198,018		
(8) 資産減耗費	<u>6,430</u>	<u>1,950,127</u>	
営業損失			639,502
3 営業外収益			
(1) 受取利息	469		
(2) 他会計補助金	1,132,572		
(3) 雑収益	<u>99</u>	1,133,140	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	622,139		
(2) 雑支出	<u>502</u>	<u>622,641</u>	<u>510,499</u>
経常損失			129,003
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>4,309</u>	<u>4,309</u>	<u>△4,309</u>
当年度純損失			133,312
前年度繰越欠損金			<u>193,153</u>
当年度未処理欠損金			<u>326,465</u>

平成23年度天理市下水道事業貸借対照表

(平成24年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
	(1) 有形固定資産			
	イ 土 地		137,329	
	ロ 建 物	190,958		
	減価償却累計額	<u>8,315</u>		182,643
	ハ 構 築 物	42,428,308		
	減価償却累計額	<u>2,088,838</u>		40,339,470
	ニ 機 械 及 び 装 置	1,277,299		
	減価償却累計額	<u>122,861</u>		1,154,438
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	213		
	減価償却累計額	<u>202</u>		11
	ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	232		
	減価償却累計額	<u>216</u>		16
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>12,883</u>	
	有形固定資産合計			41,826,790
	(2) 無形固定資産			
	イ 地 上 権		176	
	ロ 電 話 加 入 権		260	
	ハ 施 設 利 用 権		<u>2,052,714</u>	
	無形固定資産合計			2,053,150
	(3) 投 資			
	イ 長 期 貸 付 金		8,596	
	ロ 基 金		<u>41,404</u>	
	投資合計			<u>50,000</u>
	固定資産合計			43,929,940
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金		563,217	
	(2) 未 収 金		<u>269,815</u>	
	流動資産合計			<u>833,032</u>
	資 産 合 計			<u><u>44,762,972</u></u>

負債の部

3 固定負債		
(1) 退職給与引当金	<u>23,330</u>	
固定負債合計		23,330
4 流動負債		
(1) 未払金	83,493	
(2) 預り金	<u>33,084</u>	
流動負債合計		<u>116,577</u>
負債合計		<u>139,907</u>

資本の部

5 資本金		
(1) 自己資本金	3,113,682	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>25,562,266</u>	
借入資本金合計	<u>25,562,266</u>	
資本金合計		28,675,948
6 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	1,937,528	
ロ 受益者負担金	362,063	
ハ 国庫補助金	11,326,112	
ニ 県補助金	1,336,898	
ホ 他会計補助金	1,243,503	
ヘ 他会計負担金	<u>67,478</u>	
資本剰余金合計		16,273,582
(2) 欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>326,465</u>	
欠損金合計	<u>326,465</u>	
剰余金合計		<u>15,947,117</u>
資本合計		<u>44,623,065</u>
負債資本合計		<u>44,762,972</u>

(平成25年 3月22日 揭示済)

天理市告示第90号

平成25年 3月22日付で議決のあった平成25年度天理市一般会計予算、平成25年度天理市国民健康保険特別会計予算、平成25年度天理市介護保険特別会計予算、平成25年度天理市後期高齢者医療特別会計予算、平成25年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算、平成25年度天理市土地区画整理事業特別会計予算、平成25年度天理市立病院事業会計予算、平成25年度天理市水道事業会計予算及び平成25年度天理市下水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

平成25年 3月22日

平成25年度天理市一般会計予算

平成25年度天理市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,580,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における
同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市税		7,406,675 千円
	1 市民税	3,016,816
	2 固定資産税	3,300,527
	3 軽自動車税	124,691
	4 市たばこ税	456,570
	5 都市計画税	508,071
2 地方譲与税		162,000
	1 地方揮発油譲与税	49,000
	2 自動車重量譲与税	113,000

款	項	金額
3 利子割交付金		26,000 千円
	1 利子割交付金	26,000
4 配当割交付金		31,000
	1 配当割交付金	31,000
5 株式等譲渡所得割交付金		6,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,000
6 地方消費税交付金		630,000
	1 地方消費税交付金	630,000
7 ゴルフ場利用税交付金		55,641
	1 ゴルフ場利用税交付金	55,641
8 自動車取得税交付金		45,000

	1 自動車取得税交付金	45,000
9 地方特例交付金		36,000
	1 地方特例交付金	36,000
10 地方交付税		5,490,194
	1 地方交付税	5,490,194
11 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
12 分担金及び負担金		361,674
	1 分担金	4,539
	2 負担金	357,135
13 使用料及び手数料		384,788
	1 使用料	216,640

款	項	金額
	2 手数料	168,148 千円
14 国庫支出金		2,955,641
	1 国庫負担金	2,629,394
	2 国庫補助金	308,621
	3 委託金	17,626
15 県支出金		1,514,015
	1 県負担金	951,316
	2 県補助金	427,576
	3 委託金	135,123
16 財産収入		56,321
	1 財産運用収入	52,972

	2 財産売却収入	3,349
17 寄附金		1,020,003
	1 寄附金	1,020,003
18 繰入金		878,295
	1 基金繰入金	878,295
19 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
20 諸収入		345,453
	1 延滞金加算金及び過料	6,000
	2 市預金利子	559
	3 貸付金元利収入	10,064
	4 受託事業収入	144,677

款	項	金額
	5 繰入	184,153 千円
21 市債		1,963,300
	1 市債	1,963,300
歳 入 合 計		23,580,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		290,002 千円
	1 議会費	290,002
2 総務費		2,428,370
	1 総務管理費	1,831,291
	2 徴税費	323,985
	3 戸籍住民基本台帳費	141,660
	4 選挙費	86,539
	5 統計調査費	12,433
	6 監査委員費	32,462
3 民生費		9,178,032

款	項	金額
	1 社会福祉費	4,115,204 千円
	2 児童福祉費	3,927,273
	3 生活保護費	1,135,004
	4 災害救助費	551
4 衛生費		1,500,107
	1 保健衛生費	521,130
	2 清掃費	978,977
5 労働費		14,550
	1 労働諸費	14,550
6 農林費		272,170
	1 農業費	249,650

	2 林業費	22,520
7 商工費		193,879
	1 商工費	193,879
8 土木費		3,410,068
	1 土木管理費	165,797
	2 道路橋りょう費	311,462
	3 河川費	289,626
	4 都市計画費	2,541,785
	5 住宅費	101,398
9 消防費		830,791
	1 消防費	830,791
10 教育費		2,782,204

款	項	金額
	1 教育総務費	463,504 千円
	2 小学校費	616,506
	3 中学校費	237,136
	4 幼稚園費	591,559
	5 社会教育費	712,328
	6 保健体育費	161,171
11 災害復旧費		20,509
	1 公共土木施設災害復旧費	11,096
	2 農林業施設災害復旧費	9,413
12 公債費		2,632,638
	1 公債費	2,632,638

13 諸支出金		16,680
	1 公営企業費	16,680
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		23,580,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
天理市学童保育所管理運営事業	平成25年度から平成30年度まで	千円 365,400
高度地区指定事業	平成25年度から平成26年度まで	6,584
都市計画道路変更資料作成事業	平成25年度から平成26年度まで	1,480
山の辺小学校屋内運動場等耐震改築事業	平成25年度から平成26年度まで	28,197

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
道路整備事業	14,500	証書借入れ又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
河川整備事業	175,300			
都市計画街路事業	181,100			
消防防災設備整備事業	14,900			
小学校整備事業	52,500			
退職手当債	247,900			
臨時財政対策債	1,277,100			
計	1,963,300			

平成25年度天理市国民健康保険特別会計予算

平成25年度天理市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,747,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		1,477,725 千円
	1 国民健康保険料	1,477,725
2 使用料及び手数料		130
	1 手数料	130
3 国庫支出金		2,291,880
	1 国庫負担金	1,756,362
	2 国庫補助金	535,518
4 療養給付費交付金		298,511
	1 療養給付費交付金	298,511

款	項	金額
5 前期高齢者交付金		1,140,155 千円
	1 前期高齢者交付金	1,140,155
6 県支出金		356,351
	1 県負担金	46,770
	2 県補助金	309,581
7 共同事業交付金		727,251
	1 共同事業交付金	727,251
8 財産収入		100
	1 財産運用収入	100
9 繰入金		416,169
	1 他会計繰入金	416,169

10 繰越金		29,964
	1 繰越金	29,964
11 諸収入		8,764
	1 延滞金及び過料	2
	2 市預金利子	100
	3 雑入	8,662
歳 入 合 計		6,747,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		140,367 千円
	1 総務管理費	116,559
	2 徴収費	23,208
	3 運営協議会費	600
2 保険給付費		4,346,150
	1 療養諸費	3,804,964
	2 高額療養費	487,010
	3 移送費	150
	4 出産育児諸費	50,426
	5 葬祭諸費	3,600

3 後期高齢者支援金等		976,246
	1 後期高齢者支援金等	976,246
4 前期高齢者納付金等		750
	1 前期高齢者納付金等	750
5 老人保健拠出金		42
	1 老人保健拠出金	42
6 介護納付金		405,379
	1 介護納付金	405,379
7 共同事業拠出金		812,546
	1 共同事業拠出金	812,546
8 保健事業費		56,509
	1 特定健康診査等事業費	43,234

款	項	金額
	2 保健事業費	13,275 千円
9 基金積立金		100
	1 基金積立金	100
10 公債費		1,000
	1 一般公債費	1,000
11 諸支出金		6,911
	1 償還金及び還付加算金	6,551
	2 特例措置対象被保険者療養費	360
12 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		6,747,000

平成25年度天理市介護保険特別会計予算

平成25年度天理市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,276,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 介護保険料		821,384 千円
	1 介護保険料	821,384
2 分担金及び負担金		1,582
	1 負担金	1,582
3 使用料及び手数料		49
	1 手数料	49
4 国庫支出金		1,006,283
	1 国庫負担金	748,738
	2 国庫補助金	257,545

款	項	金額
5 支払基金交付金		1,206,833 千円
	1 支払基金交付金	1,206,833
6 県支出金		613,103
	1 県負担金	599,670
	2 県補助金	13,433
7 財産収入		170
	1 財産運用収入	170
8 繰入金		626,589
	1 他会計繰入金	583,933
	2 基金繰入金	42,656
9 繰越金		1

	1 繰越金	1
10 雑収入		6
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	3
歳 入 合 計		4, 276, 000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		53,522 千円
	1 総務管理費	5,286
	2 徴収費	7,830
	3 介護認定審査会費	40,040
	4 介護保険事業推進費	366
2 保険給付費		4,148,944
	1 介護サービス等諸費	3,604,920
	2 介護予防サービス等諸費	314,040
	3 その他諸費	6,324
	4 高額介護サービス等費	66,000

	5 高額医療合算介護サービス等費	10,000
	6 特定入所者介護サービス等費	147,660
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		72,609
	1 介護予防事業費	12,546
	2 包括的支援事業・任意事業費	60,063
5 基金積立金		170
	1 基金積立金	170
6 諸支出金		754
	1 償還金及び還付加算金	754
歳 出 合 計		4,276,000

平成25年度天理市後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度天理市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ633,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		451,900 千円
	1 後期高齢者医療保険料	451,900
2 使用料及び手数料		13
	1 手数料	13
3 繰入金		168,517
	1 他会計繰入金	168,517
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		12,569

款	項	金額
	1 延滞金、加算金及び過料	2 千円
	2 償還金及び還付加算金	1,005
	3 市預金利子	1
	4 雑入	11,561
繰 入	合 計	633,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		14,240 千円
	1 総務管理費	12,111
	2 徴収費	2,129
2 後期高齢者医療広域連合納付金		605,883
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	605,883
3 保健事業費		11,872
	1 健康保持増進事業費	11,872
4 諸支出金		1,005
	1 償還金及び運付加算金	1,005
歳 出 合 計		633,000

平成25年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成25年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰入金		2,916 千円
	1 他会計繰入金	2,916
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
3 諸収入		17,984
	1 雑入	17,984
歳入合計		21,900

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		2,046 千円
	1 秘書管理費	2,046
2 公債費		19,854
	1 公債費	19,854
歳 出 合 計		21,900

平成25年度天理市土地区画整理事業特別会計予算

平成25年度天理市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ662,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

款	項	金額
5 繰越金		100 千円
	1 繰越金	100
6 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
7 市債		154,800
	1 市債	154,800
歳 入 合 計		662,900

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		651,502 千円
	1 土地区画整理事業費	651,502
2 公債費		11,198
	1 公債費	11,198
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		662,900

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
区画整理事業	千円 154,800	証書借入れ又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により償還期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	154,800			

平成25年度 天理市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度天理市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病床数	129床
(2)	年間患者数	
	入院延	28,343人
	外来延	73,156人
(3)	一日平均患者数	
	入院	78人
	外来	293人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	病院事業収益		1,767,294千円
第1項	医業収益		1,722,423千円
第2項	医業外収益		44,870千円
第3項	特別利益		1千円
	支	出	
第1款	病院事業費用		1,798,928千円
第1項	医業費用		1,745,818千円
第2項	医業外費用		51,989千円
第3項	特別損失		821千円
第4項	予備費		300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額28,555千円は当年度分損益勘定留保資金28,555千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	資本的収入		41,295千円
第1項	補助金		41,294千円
第2項	固定資産売却代金		1千円
	支	出	
第1款	資本的支出		69,850千円
第1項	企業債償還金		69,850千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,175,016千円

(他会計からの補助金)

第8条 国、県及び一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

国 庫 1,575千円、 県 費 1千円、 一般会計 210,206千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、207,868千円と定める。

平成25年度天理市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度天理市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	23,300 戸
(2) 年 間 総 有 収 水 量	8,517,125 ㎡
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	23,335 ㎡
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	配水管整備事業等 781,237 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,279,778 千円
第1項 営業収益	2,269,498 千円
第2項 営業外収益	10,278 千円
第3項 特別利益	2 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,245,908 千円
第1項 営業費用	2,094,525 千円
第2項 営業外費用	146,899 千円
第3項 特別損失	3,484 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,046,727千円は、過年度分損益勘定留保資金787,099千円、当年度分損益勘定留保資金225,851千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,777千円で補填するものとする。)

収		入
第1款	水道事業資本的収入	484,917 千円
第1項	負担金	39,162 千円
第2項	分担金	38,088 千円
第3項	固定資産売却代金	10 千円
第4項	補助金	11,069 千円
第5項	投資償還金	396,588 千円
支		出
第1款	水道事業資本的支出	1,531,644 千円
第1項	建設改良費	828,969 千円
第2項	企業債償還金	302,675 千円
第3項	投資	400,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 314,233 千円
- (2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第8条 統合水道等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,679千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、30,379千円と定める。

平成25年度天理市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度天理市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 排 水 戸 数 | 19,600 戸 |
| (2) 年 間 総 排 水 量 | 8,271,616 m ³ |
| (3) 主要な建設改良事業 | 管渠整備事業等 197,114 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2,694,023 千円
第1項 営業収益	1,340,039 千円
第2項 営業外収益	1,353,983 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出	
第1款 下水道事業費用	2,704,861 千円
第1項 営業費用	2,110,780 千円
第2項 営業外費用	591,560 千円
第3項 特別損失	1,521 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,280,910千円は、過年度分損益勘定留保資金753,231千円及び当年度分損益勘定留保資金527,679千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 下水道事業資本的収入	457,208 千円
第1項 負 担 金	51,484 千円
第2項 補 助 金	392,162 千円
第3項 長期貸付金回収金	3,562 千円
第4項 その他資本的収入	10,000 千円
支 出	
第1款 下水道事業資本的支出	1,738,118 千円
第1項 建設改良費	241,849 千円
第2項 長期貸付金	10,000 千円
第3項 企業債償還金	1,482,663 千円
第4項 その他資本的支出	3,606 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 133,567 千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業運営を助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,695,873千円である。

(平成25年 3月22日 掲示済)

天理市告示第91号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 3月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 3月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 3月22日から平成25年 5月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 3月22日 掲示済)

天理市告示第92号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 3月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 3月22日
 - 3 移動対象区域
天理市田町34番地先2 放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 3月22日から平成25年 5月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 3月22日 掲示済)

天理市告示第93号

天理市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を認定する。
その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月22日

天理市長 南 佳 策

記

路線番号	路線名	起終点	主なる経過地	摘要
746号	乙木南線	起点 乙木町市道197号線分岐 終点 乙木町県道天理環状線合接		
747号	杉本桂田線	起点 杉本町市道32号線分岐 終点 杉本町市道11号線合接		

(平成25年 3 月22日 掲示済)

天理市告示第94号

市道の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項により、道路の区域決定及び供用開始を下記のとおり行う。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月22日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 道路の種類
- 2 区域決定の区間

路線番号	路線名	区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	摘要
746号	乙木南線	乙木町17番1先 (市道197号線分岐) から 乙木町86番1先 (県道天理環状線合接) まで	5.1~6.3	352.0	
747号	杉本桂田線	杉本町179番8先 (市道32号線分岐) から 杉本町179番17先 (市道11号線合接) まで	6.4~7.0	108.0	

- 3 供用開始の理由
道路の区域決定に伴い、新たに道路となったため
- 4 供用開始年月日
平成25年 3 月25日

(平成25年 3 月25日 掲示済)

天理市告示第95号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、檜町自治会地縁団体から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成25年 3 月25日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市檜町359番地 奥田 昌宏
 変更後 代表者 天理市檜町395番地 西田 嗣夫
 変更年月日 平成25年 2 月10日

(平成25年 3 月25日 掲示済)

天理市告示第96号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。
平成25年 3月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 3月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 3月25日から平成25年 5月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 3月26日 掲示済)

天理市告示第97号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成25年 3月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 3月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 3月26日から平成25年 5月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 3月27日 掲示済)

天理市告示第98号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成25年 3月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 3月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成25年3月27日から平成25年5月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年3月27日揭示済)

天理市告示第99号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年3月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月28日から平成25年5月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年3月29日揭示済)

天理市告示第100号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年3月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月29日から平成25年5月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年3月29日揭示済)

天理市告示第101号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年3月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年3月29日
 - 3 移動対象区域
天理市檜垣町473番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年3月29日から平成25年5月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年3月29日揭示済)

天理市告示第102号

平成25年3月29日付けで専決を行った、平成24年度天理市一般会計補正予算（第8号）の要領は、次のとおりである。

平成25年3月29日

天理市長 南 佳 策

平成24年度天理市一般会計補正予算（第8号）

平成24年度天理市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,499千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,971,342千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		5,566,429	12,109	5,578,538
	1 地方交付税	5,566,429	12,109	5,578,538
15 県支出金		1,479,834	2,390	1,482,224
	2 県補助金	441,810	2,390	444,200
歳入合計		25,956,843	14,499	25,971,342

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		千円 1,562,687	千円 14,499	千円 1,577,186
	1 保健衛生費	541,475	14,499	555,974
歳 出 合 計		25,956,843	14,499	25,971,342

(平成25年 4 月 1 日 掲示済)

天理市告示第103号

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項の規定により準用する同法第252条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年 4 月 1 日

天理市長 南 佳策

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更する規約

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約（昭和47年10月天理市告示第21号）の一部を次のように変更する。

第2条第1項第1号中「収集、運搬及び」を削り、同項第3号中「粗大ごみ」を「焼却灰」に改める。

第3条中「天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年3月天理市条例第3号）」を「天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成25年3月天理市条例第9号）及び天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成25年3月天理市規則第15号）」に改める。

附 則

この規約は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(平成25年 4 月 1 日 掲示済)

天理市告示第104号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、平成25年度一般廃棄物処理実施計画を下記のとおり告示する。

平成25年 4 月 1 日

天理市長 南 佳策

記

平成25年度 天理市一般廃棄物処理実施計画

第1編 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、天理市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、併せて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定める。

2 計画区域

天理市環境クリーンセンターでは、山添村、川西町及び三宅町のごみ処理と川西町及び三宅町のし尿処理も受託しているため、処理については、これらの町村全域を含めるものとする。

3 計画期間

平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31 日まで



4 用語

本計画において使用する用語は、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）と天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の例による。

第2編 ごみ処理計画

1 ごみ排出の見込み

(1) 一般廃棄物

区分		主なもの	発生量 (t)	
行政 処理	燃やせるごみ	調理くず、紙くず、プラスチック商品、おむつ など	20,850	
	燃やせないごみ	金属類、ガラス類、瀬戸物 など	1,200	
	粗大ごみ	家具、自転車、電化製品 など	180	
	資源 物	プラスチック製容器包装	弁当の容器など  マークが付いている容器包装	270
		発泡スチロール	発泡スチロール製トレイ、家電緩衝材 など	40
		新聞・雑誌・段ボール	新聞紙、広告、雑誌、カタログ、ダンボール箱 など	560
		飲料用紙パック	牛乳パックなどで500cc以上のもの	20
		古着類	ワイシャツ、スーツ、ジーンズ、セーター など	90
		飲料カン・飲食用びん	ジュースのカン、酒類のびん、常備薬のびん など	430
		ペットボトル	 マークが付いている飲料用のもの	130
有害ごみ	蛍光灯、水銀式体温計、電池 など	5		
行政処理分 計			23,775	
集団資源回収			720	
民間契約により天理市内で資源化されるもの(剪定枝・草などを堆肥化)※1			980	
民間契約により天理市外で資源化されるもの(動物性残渣の飼料化)※2			140	
民間契約により天理市外で資源化されるもの(魚あらの飼料・堆肥化)※2			70	

- ※1：市が許可した一般廃棄物処分業者が関与し、市内において再資源化されるもの
- ※2：市が許可した一般廃棄物収集運搬業が関与し、市外において再資源化されるもの

(2) 小動物の死体

- ・業者委託分 80体
- ・職員回収分 250体
- ・一般持込分 30体

(3) 排出の状況(平成24年度) 別紙1-1及び1-2

2 処理主体

(1) 収集運搬

- ① 家庭廃棄物については、委託業者による収集と運搬又は自ら環境クリーンセンターに直接持込。
- ② 事業系廃棄物については、環境クリーンセンターに直接持込又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託。ただし、市が認める少規模事業所については、集積場所に排出し、委託業者が収集と運搬。市が許可した一般廃棄物処分業者に処分を委託する場合は、事業者自ら委託先まで運搬。

(2) 中間処理

	処理施設	処理方法	処理主体
燃やせるごみ	クリーンセンター	焼却処理	市 (運転管理は業者委託)
燃やせないごみ	クリーンセンター	破碎処理 鉄・アルミの回収 残渣は焼却	市 (運転管理は業者委託)
粗大ごみ	クリーンセンター	破碎処理 鉄・アルミの回収 残渣は焼却	市 (運転管理は業者委託)
資源物	プラスチック製容器包装	選別・圧縮処理 指定法人ルートで 資源化	市(処理委託)
	発泡スチロール	選別・インゴット 独自ルートで資源 化	市(処理委託)
	新聞・雑誌・段ボール	一時保管	市(売却)
	飲料用紙パック	選別後一時保管	市(売却)

資源物	古着類	クリーンセンター	一時保管	市(売却又は引取り)
	飲料カン	クリーンセンター	鉄・アルミ別に選別圧縮	市(売却)
	飲食用びん	クリーンセンター	3色に選別 独自ルートで資源化	市(透明・茶色は売却、その他色は処理委託)
	ペットボトル	民間処理施設(市外)	フレーク処理 独自ルートで資源化	市(売却)
有害ごみ		クリーンセンター	一時保管後 専門業者で処理	市(処理委託)
剪定枝・草 (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設(市内)	処分業許可業者 で堆肥化	処分業の許可業者
動物性残渣 (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設(市外)	市外業者で飼料化	市外民間業者 (収集運搬は許可業者)
魚あら (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設(市外)	市外業者で飼料化・堆肥化	市外民間業者 (収集運搬は許可業者)

(3) 最終処理については、山辺広域第2最終処分地(直営)及び大阪湾広域臨海環境整備センターに処理委託

3 処理計画

(1) 収集・運搬計画

① 収集・運搬する廃棄物の量

・燃やせるごみ	12,240 t
・燃やせないごみ	860 t
・粗大ごみ	180 t
・プラスチック製容器包装	270 t
・ペットボトル	130 t
・飲料カン・飲食用びん	430 t
・新聞・雑誌類	370 t
・段ボール	190 t
・発泡スチロール	40 t
・古着類	90 t
・飲料用紙パック	20 t
・有害ごみ	5 t

14,825 t

② 収集区域の範囲 天理市全域

③ 収集回数

・燃やせるごみ	週2回
・燃やせないごみ	月2回
・資源ごみ	月2回
・粗大ごみ及び蛍光灯	電話申込みによる戸別収集
・有害ごみ(蛍光灯除く)	月2回

④ 収集方法 分別収集でステーション方式
(粗大ごみ及び蛍光灯は戸別収集)

- ⑤ 収集・運搬する搬入先 天理市環境クリーンセンター
- (2) 中間処理計画
- ① 処理施設の概要 別紙2のとおり
- ② 処理方法 2 処理主体(2) 中間処理表の処理方法による
 条例第30条及び第36条に規定する事業系ごみについては、以下に定める排出基準による。

廃棄物	中間処理方法	持込量の制限
剪定枝・草	長さ1m以内、直径10cm以内に切断	1日2トン車2台まで
スプリングマット	布とスプリングを分ける	1回につき5枚まで
スプリング入りのソファ等	布と木の部分とスプリングを分ける	1回につき5セットまで
畳(新築、改築を除く)	半分に切る	1回につき6畳分(180kg)まで
木くず	長さ1m以内、直径10cm以内に切断	1回につき100kgまで
カセットコンロのカートリッジ	穴をあけ、中のガスを抜くこと	1回につき20本まで
飲料カン		1回につき5袋か10kgまで
飲食用びん		1回につき5袋か20kgまで
廃プラスチック類	袋に入れて可燃ごみの扱い	1回につき2袋又は10kgまで
蛍光灯		1回につき10本まで
その他の産業廃棄物	家庭ごみ分別の手引きによる	家庭ごみと同程度

※上記の持込量の制限内でも連続して搬入する場合は、合算するものとする。

- ③ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳書
- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・委託収集(家庭系) | 14,825 t |
| ・一般持込(家庭系) | 980 t |
| ・一般持込(天理教) | 1,010 t |
| ・一般持込(事業所・許可業者) | 6,620 t |
| ・減免ごみ | 340 t |
| 天理市 計 | 23,775 t |
| ・山添村 持込分 | 710 t |
| ・川西町 持込分 | 2,370 t |
| ・三宅町 持込分 | 1,870 t |
| 2町1村持込み | 4,950 t |
| 合計 | 28,725 t |
- ④ 残渣の量及び処分方式
- | | |
|------|---------|
| 残渣量 | 4,143 t |
| 処分方式 | 埋立て処分 |
- ⑤ 処分業者による資源化量
- | | |
|------------------|-------|
| ・剪定枝及び草(市内で堆肥化分) | 980 t |
| ・食品残渣(他市で飼料化分) | 140 t |
| ・魚あら(他市で飼料・堆肥化分) | 70 t |

- (3) 最終処分計画
- ① 最終処分場の概要 別紙2のとおり

- ② 山辺広域第2最終処分場に搬入される焼却灰の量及び年間埋立容量
- | | |
|-----------|---------------------|
| 搬入量 (天理市) | 1,133 t |
| 〃 (田原本町) | 1,250 t |
| 年間埋立量 | 1,778m ³ |
- (搬入量÷1.34で算出)

- ③ 大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入される焼却灰の量
- 3,010 t / 年
- ・搬入場所 堺基地 大阪府堺市西区築港新町4丁4番
 - ・処分場
 - 神戸沖処分場 兵庫県神戸市東灘区向洋町地先
埋立地面積 88ha 埋立容量 15,000,000m³
 - 大阪沖処分場 大阪府大阪市此花区北港緑地地先
埋立地面積 95ha 埋立容量 14,000,000m³

- ④ 山辺広域第2最終処分場埋立計画
- 第1処分地
- | | |
|----------------|------------|
| 埋立方法 | サンドイッチ方式 |
| 埋立期間 | 昭和54年～平成7年 |
| 平成7年度で最終覆土工事完了 | |
- 第2処分地
- | | |
|-------|----------------------|
| 埋立方法 | サンドイッチ方式 |
| 埋立期間 | 平成7年～平成40年 |
| 埋立残容量 | 23,504m ³ |

(4) 集団資源回収量

- | | |
|---------|-------|
| ① 新聞 | 400 t |
| ② 雑誌類 | 150 t |
| ③ ダンボール | 130 t |
| ④ 古着 | 40 t |
| 計 | 720 t |

第3編 生活排水処理計画

1 し尿・汚泥排出の見込み

一般し尿	1,320kℓ
浄化槽汚泥	2,110kℓ
計	3,430kℓ

排出の状況 (平成24年度) 別紙3

2 処理主体

- ① 一般し尿については、委託業者による収集運搬
- ② 浄化槽汚泥については、浄化槽収集運搬許可業者による収集運搬
一般し尿、浄化槽汚泥ともに、処理については環境クリーンセンターし尿処理場

3 処理計画

(1) 収集・運搬計画

- ① 収集・運搬するし尿・汚泥の量

一般し尿	1,320kℓ
浄化槽汚泥	2,110kℓ
計	3,430kℓ
- ② 区域の範囲 天理市全域
- ③ 収集回数

- ・一般し尿のくみ取り 通常月1回（仮設トイレは随時）
- ・浄化槽汚泥の清掃 許可業者へ直接申込み

④ 収集の方法 くみ取り方式

⑤ 収集・運搬するし尿・汚泥の搬入先

天理市環境クリーンセンター し尿処理場

(2) 中間処理計画

① 処理施設の概要

- ・施設名 天理市環境クリーンセンター し尿処理場
- ・所在地 天理市嘉幡町180番地
- ・処理方法 高負荷脱窒素処理方式
- ・処理能力 57 kℓ/日

②搬入されるし尿・汚泥の搬入別の内訳量

天理市一般し尿	1,320kℓ
天理市浄化槽汚泥	2,110kℓ
川西町持込み	180kℓ
<u>三宅町持込み</u>	<u>250kℓ</u>
計	3,860kℓ

③処理後の量及び処分方法

し渣・汚泥	160 t
処分方法	焼却

第4編 ごみ減量等の具体策

- (1) 家庭ごみ有料化等の制度案の住民説明会を実施する。
- (2) 小規模事業所が市による収集を受ける場合は、事前に登録して、収集を依頼する。また、実施に当たっては商工会等との協議を得ながら説明会を実施し、周知を図る。
- (3) 小型家電リサイクル法の施行により小型家電の分別収集を検討する。
- (4) 家庭ごみ有料化時に資源ごみの分別拡大を検討する。

(5) 古紙、古布類回収の促進

子ども会や自治会等団体にて回収

団体への助成金の交付（1kgあたり4円）

団体数：104団体 / 登録業者数：7業者

回収予定量：720 t

(6) 生ごみ処理器の普及促進

購入者に対して補助金交付（購入金額の2分の1の額ただし上限3万円）

補助対象予定世帯数 15世帯

(7) ぬくもり収集の実施

日常のごみの排出が困難で親族や近隣住民の協力が得られない高齢者・障害者等の世帯に対して、市が戸別に玄関先等でごみの収集を行う。

対象世帯数 50世帯

第5編 その他廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 市民の協力義務等

- ① 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。また、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
- ② 廃棄物を排出する際には、適正に分別し、廃棄物が飛散、流出及び悪臭を発生させないようにするとともに、集積場所を清潔にし、排出禁止物を排出してはならない。また、決められた日時及び場所に排出しなければならない。
- ③ 集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の

減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(2) 事業者の協力義務等

- ① 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。また、製造、販売する製品や容器が廃棄物となった場合にその処理が困難にならないようにしなければならない。
- ② 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。
- ③ 事業者は、市の施設へ搬入する際は、市の指示に従い、処分しやすいように分別するとともに、中間処理等の命令がある場合は、選別、圧縮及び破碎等の前処理を行わなければならない。また、排出禁止物や処理施設に支障を来たすものは搬入してはならない。

(3) 家庭ごみの有料化等を実施するため、条例の一部改正に着手。

(4) 独自ルートで処理を行っている資源物等の処理状況の検査を強化する。

(5) 資源物等の持ち去りについては、条例の罰則規定が適用されるため、関係者等に周知する。また、持ち去り防止のパトロール及び廃家電等の不適正排出のパトロールを強化する。

(6) 生活排水処理基本計画を策定する。

(7) 焼却施設について長寿命化計画を策定する。

(平成25年4月1日掲示済)

天理市告示第105号

平成25年度の天理市国民健康保険料率を下記のとおり決定したので、天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）第15条第3項、第15条の6の5第3項及び第15条の11第3項の規定により告示する。

平成25年4月1日

天理市長 南 佳 策

記

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割額 基礎控除後の総所得金額等の100分の8.5
- (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について、24,000円
- (3) 世帯別平等割額 1世帯について、23,500円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- (1) 所得割額 基礎控除後の総所得金額等の100分の2
- (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について、7,500円
- (3) 世帯別平等割額 1世帯について、6,000円

3 介護納付金賦課額の保険料率

- (1) 所得割額 基礎控除後の総所得金額等の100分の2
- (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について、8,000円
- (3) 世帯別平等割額 1世帯について、7,000円

(平成25年4月1日掲示済)

天理市告示第106号

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）第19条の規定による平成25年度天理市国民健康保険料の減額について、次のとおり告示する。

平成25年4月1日

天理市長 南 佳 策

記

1 基礎賦課額の減額の額

- (1) 国民健康保険条例（以下「条例」という。）第19条第1項第1号アに規定する額 16,800円
- (2) 条例第19条第1項第1号イに規定する額 16,450円
- (3) 条例第19条第1項第2号アに規定する額 12,000円
- (4) 条例第19条第1項第2号イに規定する額 11,750円
- (5) 条例第19条第1項第3号アに規定する額 4,800円
- (6) 条例第19条第1項第3号イに規定する額 4,700円

2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額

- (1) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,250円
 - (2) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,200円
 - (3) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,750円
 - (4) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,000円
 - (5) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,500円
 - (6) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,200円
- 3 介護納付金賦課額の減額の額
- (1) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,600円
 - (2) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,900円
 - (3) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 4,000円
 - (4) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,500円
 - (5) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,600円
 - (6) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,400円

(平成25年 4月 1日 揭示済)

天理市告示第107号

風致地区の種別の区域決定

天理市風致地区条例（平成24年12月天理市条例第29号）第4条第1項の規定に基づき、山の辺風致地区の種別を次のとおり定めたので告示する。

平成25年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

種 別	区 域	面積 (ha)
第1種風致地区	山の辺風致地区のうち内馬場町、布留町、田町、 杣之内町、中山町、柳本町及び渋谷町の各1部	約151.9
第2種風致地区	山の辺風致地区のうち石上町、豊田町、豊井町、 滝本町、内馬場町、布留町、田町、杣之内町、園 原町、佐保庄町、中山町、萱生町、竹之内町、乙 木町、柳本町及び渋谷町の各1部	約1,066.9
第3種風致地区	山の辺風致地区のうち櫟本町、石上町、豊田町及 び別所町の各1部	約118.6
第5種風致地区	山の辺風致地区のうち石上町の1部	約0.6

(平成25年 4月 1日 揭示済)

天理市告示第108号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 4月 1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 4月 1日から平成25年 5月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年4月1日揭示済)

天理市告示第109号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年4月1日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年4月1日

3 移動対象区域

天理市田井庄町241番地6先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年4月1日から平成25年5月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年4月1日揭示済)

天理市告示第110号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月1日

天理市長 南 佳 策

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 移動日

平成25年3月31日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年4月1日から平成25年9月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

自転車等駐車場の営業時間

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

7 連絡先

ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成25年4月1日揭示済)

天理市告示第111号

地方税法第411条第2項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを平成25年3月31日付けで登録した旨、公示する。

平成25年4月1日

天理市長 南 佳 策

(平成25年4月1日揭示済)

天理市告示第112号

天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱（平成7年9月天理市告示第56号）の一部を次のように改正

する。

平成25年4月1日

天理市長 南 佳 策

第2条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日揭示済)

天理市告示第113号

天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱（平成24年4月天理市告示第138号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

天理市長 南 佳 策

第4条中「介護保険居宅介護（支援）住宅改修費事前協議申請書【償還払い・受領委任払い】」を「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前協議申請書【償還払い・受領委任払い】」に改める。

第7条中「介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書」を「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書【受領委任払い】」に改め、同条第1号中「申請書自己負担分」を「申請者自己負担分」に改め、同条第2号中「又は請求内訳書」を削る。

第8条第2項中「天理市介護保険住宅改修費支給（不支給）決定通知書（受領委任払い）（様式第6号）及び天理市介護保険住宅改修費受領委任払い通知書（様式第7号）」を「介護保険償還払支給（不支給）決定通知書（受領委任）（様式第6号）及び介護保険償還払支給（不支給）のお知らせ（受領委任）（様式第7号）」に改める。

様式第1号（表）中「介護保険居宅介護（支援）住宅改修費事前協議申請書【償還払い・受領委任払い】」を「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前協議申請書【償還払い・受領委任払い】」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「なお、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の申請が重複した場合は、本申請を優先してください。」を削り、「天理市記入欄」を「市記入欄」に改め、同様式（裏）中「介護保険居宅介護（支援）住宅改修費領収書」を「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費領収書」に改める。

様式第4号、様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

様式第4号（第7条関係）
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書【受領委任払い】

支給申請受付

フリガナ		保険者番号		2	9	2	0	4	5
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女			
住所	〒 電話番号（ ） —								
住宅の所有者	被保険者との関係（ ）								
要介護状態区分	要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5								
有効期間	年 月 日 から 年 月 日								
改修の内容 箇所及び規模				業者名					
				着工日					
改修費用	円			完成日					
介護支援事業所	事業所連絡先（ ） —			介護支援 専門員氏名		印			
天理市長 様 上記のとおり関係書類を添えて介護保険居宅介護（支援）住宅改修費の支給を申請します。 なお、申請に係る介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領の権限を下記の者に委任します。 支給申請日 年 月 日 申請者（委任者） 住所 氏名 印 （被保険者） 事業者（受任者） 住所 事業者名 印 代表者名									

注意 この申請書に自己負担分の領収書、事業所の請求書及び完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店 出張所	種 目
			1 普通預金 2 当座預金 3 その他
	金融機関コード	店舗コード	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

[市 記入欄]

前回までの費用額	円
前回までの支給額	円
今回改修費用	円
支給対象額	円

平成25年 4月10日 水曜日

天理市公報

様式第6号（第8条関係）

天 第 号
年 月 日

所在地
事業者名
代表者名 様

天理市長 印

介護保険償還払支給(不支給)決定通知書（受領委任）

先に申請がありました給付費の支給について、下記のとおり支給（不支給）決定しましたので、通知します。

決定件数	件	決定額	円
------	---	-----	---

事業所番号			
事業所名称			
支払方法			
金融機関名		本支店名	
預金種目		口座番号	
口座名義人			

問い合わせ先
天理市役所 課
電話 63-1001
内線

様式第7号（第8条関係）

天 第 号
年 月 日

住所

氏名

様

天理市長

印

介護保険償還払支給（不支給）のお知らせ（受領委任）

先に申請がありました給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

事業者番号	
事業者名称	

被保険者氏名		被保険者番号	
受付年月日		決定年月日	
サービス提供年月			
給付の種類			
支給			
不支給の理由			

※受領委任払い金額については、受領委任払いのため事業者を支払われます。

問い合わせ先 天理市役所 電話 63-1001 内線	課
-------------------------------------	---

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日揭示済)

天理市告示第114号

天理市介護保険福祉用具購入費の支給に係る受領委任払いに関する要綱を次のように定める。

平成25年4月1日

天理市長 南 佳 策

天理市介護保険福祉用具購入費の支給に係る受領委任払いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の支給について、利用者の一時的な経済的負担を軽減するために実施する福祉用具購入費の受領委任払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被保険者 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。

(2) 事業者 法第8条第13項に規定する特定福祉用具及び第8条の2第13項に規定する特定介護予防福祉用具（以下「福祉用具」という。）の販売を行う事業者をいう。

(3) 受領委任払い 福祉用具購入費の支給を受ける被保険者が、当該福祉用具購入費の受領を事業者に委任した場合、市が当該事業者に対して福祉用具購入費を支払うことをいう。

(受領委任払いの対象者)

第3条 受領委任払いの取扱いを受けることができる被保険者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市の被保険者で要介護又は要支援の認定を受けている者

(2) 介護保険料を滞納していない者

(3) 法第66条から第69条までの規定により介護保険給付の制限を受けていない者

2 受領委任払いによって被保険者に代わって福祉用具購入費の支給を受けることができる事業者は、受領委任払いの取扱いを受ける被保険者から福祉用具購入費の請求及び受領の権限を委任され、当該権限の委任について同意して福祉用具を販売した事業者とする。

(受領委任払いによる福祉用具の購入)

第4条 受領委任払いによる福祉用具購入費の支給を受けようとする被保険者（以下「申請者」という。）は、福祉用具を購入する前に、自らの居宅サービス計画又は居宅介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員（居宅サービス計画又は居宅介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員の届出を行っていない場合にあつては、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書【受領委任払い】（様式第1号。以下「福祉用具購入費支給申請書」という。）の「福祉用具が必要な理由」欄への記載を依頼する介護支援専門員）に申し出るとともに、事業者に対し、介護保険被保険者証を提示し、及び支給の申請に必要な書類を提出することにより受領委任払いに係る申込みを行うものとする。

2 前項の申込みを受けた事業者は、介護保険被保険者証及び必要書類の記載内容等を確認し、当該福祉用具の納品及び受領委任払いの手続を行うものとする。

(自己負担)

第5条 受領委任払いにより福祉用具購入費を受給する被保険者は、当該福祉用具購入に要する費用の100分の10を自己負担しなければならない。この場合において、自己負担額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

2 福祉用具購入費の支給限度額を超えて福祉用具購入に要した費用及び保険給付の対象とならない費用については、被保険者が全額自己負担しなければならない。

(受領委任払いの支給申請)

第6条 申請者は、福祉用具を購入したときは、速やかに福祉用具購入費支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 福祉用具が必要な理由を記載した書類

(2) 福祉用具のパフレット

(3) 天理市介護保険福祉用具購入費の支給に係る受領委任払い取扱確約書（様式第2号）

(4) 福祉用具購入費に要した費用（介護保険適用額）の100分の10の額が含まれた領収書（申請者自己負担分）

(5) 福祉用具購入費に係る介護保険適用額の100分の90の額を記載した事業者の請求書（様式第3

号)

(受領委任払いの支給決定等)

第7条 市長は、前条の申請書等を受領したときは、その内容を審査し、福祉用具購入費の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、福祉用具購入費の支給の決定について、事業者及び申請者に介護保険償還払支給（不支給）決定通知書（受領委任）（様式第4号）及び介護保険償還払支給（不支給）のお知らせ（受領委任）（様式第5号）により、それぞれ通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により福祉用具購入費の支給を決定したときは、遅延なく事業者に当該福祉用具購入費を支払うものとする。
(指導、調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、申請者又は事業者に対し、指導若しくは調査を行い、帳簿及び書類を検査し、又は説明を求めることができる。
(返還)

第10条 市長は、申請者又は事業者が偽りその他不正の手段により福祉用具購入費の支給を受けたとき、又は関連法令、通達、条例、規則若しくはこの要綱に違反したときは、当該福祉用具購入費の支給決定の取消しを行い、当該支給額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(秘密保持)

第11条 事業者は、職務上知り得た被保険者及びその家族その他の者（次項において「被保険者等」という。）の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者その他この事業に携わる者は、被保険者等の身上に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日揭示済)

天理市告示第115号

天理市火葬場における使用料の徴収事務委託契約について（昭和62年8月1日天理市告示第37号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

天理市長 南 佳 策

本文中「財団法人天理市開発公社理事長福井常夫」を「一般財団法人天理市開発公社理事長藤田俊史」に改める。

(平成25年4月1日揭示済)

天理市告示第116号

天理市章の使用に関する規程（平成24年10月天理市告示第369号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

天理市長 南 佳 策

第7条中「市長公室企画課」を「市長公室企画政策課」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日揭示済)

天理市告示第117号

地価公示台帳閲覧規程（昭和56年5月天理市告示第15号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

天理市長 南 佳 策

第2条中「市長公室企画課」を「市長公室企画政策課」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月2日揭示済)

天理市告示第118号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年4月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年4月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年4月2日から平成25年5月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年4月2日揭示済)

天理市告示第119号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年4月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年4月2日
 - 3 移動対象区域
天理市丹波市町271番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年4月2日から平成25年5月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年4月2日揭示済)

天理市告示第120号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができな
いので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出
があればいつでも交付する。

平成25年4月2日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の
送達があったものとみなす。

(平成25年4月3日揭示済)

天理市告示第121号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年4月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年4月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年4月3日から平成25年6月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年4月3日揭示済)

天理市告示第122号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、和爾町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成25年4月3日

天理市長 南 佳 策

変更前	主たる事務所	天理市和爾町1150番地	
	代表者	天理市和爾町1150番地	石野 久雄
変更後	主たる事務所	天理市檜町526番地2	
	代表者	天理市檜町526番地2	植田 和敏

変更年月日 平成25年4月1日

(平成25年4月3日揭示済)

天理市告示第123号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、庵治町青垣自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成25年4月3日

天理市長 南 佳 策

変更前	代表者	天理市庵治町449番地52	高畑 哲造
変更後	代表者	天理市庵治町470番地11	中西 俊隆

変更年月日 平成25年4月1日

(平成25年4月4日揭示済)

天理市告示第124号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年4月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年4月4日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年4月4日から平成25年6月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年4月4日揭示済)

天理市告示第125号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年4月4日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年4月4日

3 移動対象区域

天理市柳本町1306番地3先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年4月4日から平成25年6月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年4月5日揭示済)

天理市告示第126号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年4月5日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年4月5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年4月5日から平成25年6月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

公 告

(平成25年3月27日掲示済)

天理市公告第5号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年3月27日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工 事 名 | 勾田団地改修工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 天理市勾田町 |
| (3) 工 事 概 要 | 建物概要
鉄筋コンクリート造 3階建
延べ床面積=725.76㎡
1. 火災住戸（303号）の内部改修工事
床面積=74.925㎡
[躯体以外の内装等復旧（床、壁、天井の仕上及び下地共）及び燃え残り部材等の撤去]
2. 火災住戸（303号）の設備改修
電気設備（電灯、コンセント、電話、テレビ、火災報知設備）
機械設備（給排水、給湯、ガス、換気）
3. 火災による建物外部（3階及び屋根）損傷部改修工事 [外壁、屋根、樋、バルコニー、共同廊下の損傷・煤による汚損の復旧及び改修部分の燃え残り部材等の撤去] |
| (4) 工 期 | 平成25年8月30日まで |
| (5) 予 定 価 格 | 13,444,200円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。） |
| (6) 最低制限価格 | 12,088,650円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。） |

第2 競争参加資格

- 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- 次の条件をすべて満たしていること。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 建設業法の規定による建設業の許可を、建築一式工事業について受けている者であること。
 - 経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - 本市が平成24年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成24年度）において建築一式工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
 - 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 - 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること。
 - 入札説明書 別表2の資格を有する者
 - 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者
- 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 (有)森馬建築都市創造設計
住 所 天理市田井庄町523番地

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便 (株)天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

勾田団地改修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成25年3月27日（水）から 平成25年4月4日（木）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成25年3月27日（水）から 平成25年4月4日（木）まで
質問書の提出期限	平成25年4月9日（火） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成25年4月15日（月）
質問書への回答日	平成25年4月15日（月）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成25年4月18日（木）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成25年4月22日（月）
入札書到着期限日	平成25年4月24日（水） 書留郵便にて 日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成25年4月25日（木） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成25年4月25日（木） 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(別表2)

配置技術者の資格 (いずれかに該当すること)

- ① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
- ② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- ③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者
- ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
- ⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

(平成25年 3 月27日 掲示済)

天理市公告第 6 号

天理市学童保育条例（平成15年 3 月天理市条例第 9 号）第 7 条の規定により指定した指定管理者から、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年 6 月天理市条例第27号）第18条の規定に基づく代表者の変更届が提出されたので、同条例第10条の規定により、公告する。

平成25年 3 月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 変更後の代表者の住所・氏名
名称 一般社団法人天理市学童保育連絡協議会
氏名 代表理事 桑山 はつえ
- 2 変更年月日
平成25年 3 月 8 日

(平成25年 3 月27日 掲示済)

天理市公告第 7 号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項の規定により準用する同法第11条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成25年 4 月26日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成25年 4 月26日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成25年 3 月27日

天理市長 南 佳 策

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 平成25年 3 月27日（公告年月日）
至 平成25年 4 月26日（公告年月日の翌日から起算して30日目）
2. 農用地利用計画の案の縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町6 0 5番地

(平成25年 3 月27日 掲示済)

天理市公告第 8 号

森林法（昭和26年法律第2 4 9号）第10条の 5 第 1 項の規定により天理市森林整備計画をたてたので、当該森林整備計画を閲覧に供します。

平成25年 3 月27日

天理市長 南 佳 策

1. 閲覧場所
天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町6 0 5番地

(平成25年 3 月28日 掲示済)

天理市公告第 9 号

都市計画法（昭和43年法律第1 0 0号）第63条第 2 項の規定において準用される同法第62条第 1 項の規定に基づき、大和都市計画道路事業（3・4・4 0 4号別所丹波市線）事業計画の変更に係る図書の写しの変更を受けた。

その図書の写しは、天理市建設部まちづくり事業課において公告の日から一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月28日

天理市長 南 佳 策

(平成25年 3 月28日 掲示済)

天理市公告第10号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成25年 3 月28日

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市公告第11号

天理市福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年 6 月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成25年 3 月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
 名 称 天理市福祉センター
 位 置 天理市福住町4890番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
 名 称 社会福祉法人 天理市社会福祉協議会
 代表者 会 長 南 佳 策
 主たる事務所の所在地 天理市田井庄町7 2 3番地
- 3 指定期間 平成25年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日

(平成25年 4 月 1 日 掲示済)

天理市公告第12号

平成25年度天理市定期予防接種の実施について

定期予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令第 4 条及び第 5 条の規定により公告します。

平成25年 4 月 1 日

天理市長 南 佳 策

- 1 予防接種実施場所 天理市が認めた医療機関
- 2 予防接種期日 実施医療機関の定めた日
- 3 定期予防接種と実施方法 (A類)

予防接種名	対象者
不活化ポリオ	生後 3 ヶ月から90 ヶ月未満
B C G	生後 5 ヶ月から生後 1 歳未満
四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)	生後 3 ヶ月から90 ヶ月未満
三種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風)	生後 3 ヶ月から90 ヶ月未満
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	満11歳から13歳未満
二種混合 (麻疹・風疹)	1 期：生後12ヶ月から24ヶ月未満 2 期：5 歳以上 7 歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前から当該始期に達する前日まで
日本脳炎第 1 期	生後36ヶ月から90ヶ月未満
第 2 期	満 9 歳から13歳未満
予防接種実施規則（昭和33年厚生労働省令第27号）附則第 5 条第 1 項に規定する特例対象者。ただし、特例対象者であっても、第 4 回目（2 期接種相当）の者については、引き続き 9 歳以上の者とする。	
ヒブワクチン	生後 2 ヶ月から60ヶ月未満
小児用肺炎球菌ワクチン	生後 2 ヶ月から60ヶ月未満
子宮頸がん予防ワクチン	小学 6 年生～高校 1 年生相当の女子

尚、特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、当

該事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間で、次の各号に掲げるものをのぞき予防接種を受けることができます。

- (1) 4種混合については、15歳に達するまでの者
 - (2) BCGについては、4歳に達するまでの者
 - (3) ヒブ感染者及び小児の肺炎球菌感染症については、10歳に達するまでの間の者
- (B類)

予防接種名	対象者
季節性インフルエンザ	① 65歳以上の者 ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

4 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）

予防接種実施規則第6条に規定する接種不適当は、以下のとおり。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることがあきらかな者
- (3) 当該疾病に係わる予防接種の成分によってアナフィラキシーを呈していたことが明らかな者
- (4) その他医師が不適当と認められる者

5 接種費用（自己負担金）

A類

- (1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合は無料とする。
- (2) 県外医療機関等委託契約をしていない医療機関では全額自己負担とし、天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。

B類

- (1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種一部自己負担金を徴収する。尚、生活保護受給者のみ無料とする。
- (2) 県外医療機関等委託契約をしていない医療機関では全額自己負担とし、天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。

(平成25年4月1日掲示済)

天理市公告第13号

指定特定相談支援事業所の指定について

平成25年4月1日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所として指定するので公告する。

平成25年4月1日

天理市長 南 佳 策

- (1) 主たる事業者の名称・所在地
社会福祉法人だるま会 理事長 中井 さつき
天理市柳本町1384-1
- (2) 指定に係る事業所名称・所在地
指定特定相談支援事業所 ちゃお
天理市柳本町1384-1
- (3) 指定等の年月日
平成25年4月1日
- (4) 種別
指定計画相談支援
- (5) 事業の主たる対象者
知的障害者・身体障害者
- (6) 事業所番号 2930900051

教育委員会

(平成25年 3 月18日 掲示済)

天教告示第 4 号

平成25年 3 月25日 午前 9 時30分から 3 月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。
平成25年 3 月18日

天理市教育委員会
委員長 藤 田 多 枝

(平成25年 3 月26日 掲示済)

天教告示第 5 号

平成25年 4 月 1 日 午前 9 時30分から 3 月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。
平成25年 3 月26日

天理市教育委員会
委員長 藤 田 多 枝

(平成25年 3 月26日 掲示済)

天教告示第 6 号

平成25年 4 月 5 日 午前 9 時30分から 4 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。
平成25年 3 月26日

天理市教育委員会
委員長 藤 田 多 枝

(平成25年 4 月 1 日 掲示済)

天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年 4 月 1 日

天理市教育委員会
委員長 藤 田 多 枝

天理市教育委員会規則第 3 号

天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立図書館条例施行規則（昭和54年 7 月天理市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。
（学校評価）

第 3 条 図書館に館長、次長及びその他の職員を置き、必要があるときは、館長補佐及び主任を置くことができる。

第 3 条第 3 項中「次長」を「館長補佐」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 次長は、上司の命令を受けて図書館の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

農業委員会

(平成25年 3 月28日 掲示済)

天農委告示第 4 号

平成25年 4 月 8 日 午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成25年 3 月28日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

議案第 1 号 農地法第 3 条に関する許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条に関する許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第4号 下限面積（別段面積）の検討について

議案第5号 その他

- ① 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- ② 市街化区域の専決処分について（報告）
- ③ 農業者年金の加入推進について

選挙管理委員会

（平成25年 3月31日 掲示済）

天選告示第4号

平成25年 3月31日現在における農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による農業委員会委員の委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成25年 3月31日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

2,597人

公平委員会規則

（平成25年 3月29日 掲示済）

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

天理市公平委員会
委員長 梶村 善正

天理市公平委員会規則第1号

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

天理市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年 8月天理市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の5第3項」を削る。

別表第1 市長部局の項中「企画課企画係長、企画課行政改革推進係長」を

「企画政策課企画係長、企画政策課行政経営係長
行政改革推進課行政改革推進係長」に改める。

別表第2 図書館の項中「館長」を「館長、館長補佐」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4月1日から施行する。

監査委員

（平成25年 3月26日 掲示済）

天監告示第5号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定により、平成24年度第3回定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成25年 3月26日

天理市監査委員 梅崎 浩充
天理市監査委員 別所 矩佳
天理市監査委員 岡部 哲雄

1 監査の種別 定期監査

2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	予算執行状況調査日
平成24年12月4日～12月5日	環境経済部 商工課	平成24年10月31日
" 12月7日～12月10日	" 観光課	"
" 12月12日～12月14日	" 業務課	"
平成25年1月7日～1月8日	市民部 人権センター	平成24年11月30日
" 1月10日～1月11日	" 嘉幡コミュニティセンター	"
" 1月16日～1月17日	" 御経野コミュニティセンター	"
" 1月29日～1月30日	市長公室 企画課	平成24年12月31日
" 2月1日	" 市民会館	"
" 2月5日～2月6日	" 自治振興課	"
" 2月8日～2月12日	健康福祉部 児童福祉課	"
" 2月14日～2月15日	" 健康推進課	"
" 3月4日～3月5日	建設部 営繕課	平成25年1月31日
" 3月7日～3月8日	" まちづくり計画課	"
" 3月12日～3月14日	" まちづくり事業課	"

3 監査の範囲

平成24年度の財務に関する事務の執行状況

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行状況
- (2) 収入及び支出の事務処理状況
- (3) 補助金関係の事務処理状況
- (4) 契約関係の事務処理状況
- (5) 財産の管理状況
- (6) 物品の出納保管状況

5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明

を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い、法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

【環境経済部】

商工課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
商工費県補助金	5,940,000	0	0	0	-
総務費委託金	4,234,000	2,915,670	2,045,120	870,550	70.1
中小企業融資損失補償預託金返還金	900,000	0	0	0	-
雑入	2,000	38,435	38,435	0	100.0
合計	11,076,000	2,954,105	2,083,555	870,550	70.5

平成24年10月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
統計調査総務費	52,000	4,740	47,260	9.1
指定統計費	4,209,000	315,999	3,893,001	7.5
高齢者等雇用安定対策費	14,552,000	14,550,000	2,000	100.0
商工総務費	129,000	59,487	69,513	46.1
商工振興費	65,495,000	41,978,602	23,516,398	64.1
合計	84,437,000	56,908,828	27,528,172	67.4

平成24年10月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、統計調査委託金である。

なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認

できた。

歳出の主なものは、高年齢者等雇用安定対策費では、シルバー人材センター補助金であり、商工振興費では、「天理な祭り」開催委託料、商工会補助金、物産・観光交流センター新設工事費である。

それぞれの支出負担行為何書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

観光課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
雑入	2,201,000	142,800	142,800	0	100.0
合計	2,201,000	142,800	142,800	0	100.0

平成24年10月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
観光費	44,173,000	25,129,958	19,043,042	56.9
合計	44,173,000	25,129,958	19,043,042	56.9

平成24年10月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、イベント参加料である。

歳出の主なものは、てくてくてんり事業実施委託料、観光協会補助金である。

それぞれの支出負担行為何書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

業務課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
衛生使用料	3,000	3,440	3,440	0	100.0
衛生手数料	167,565,000	114,714,846	107,334,806	7,380,040	93.6
広域塵芥処理受託収入	120,656,000	64,612,456	56,050,246	8,562,210	86.8
雑入	26,165,000	13,918,695	12,959,861	958,834	93.1
合計	314,389,000	193,249,437	176,348,353	16,901,084	91.3

平成24年10月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
塵芥処理費	733,627,000	257,390,066	476,236,934	35.1
し尿処理費	77,038,000	32,754,400	44,283,600	42.5
広域塵芥処理費	67,788,000	35,308,680	32,479,320	52.1
合計	878,453,000	325,453,146	552,999,854	37.0

平成24年10月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、ごみ処理手数料、し尿処理手数料、広域塵芥焼却受託収入である。

なお、広域塵芥処理受託収入及び雑入についての収入未済額は、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、塵芥処理費では、ごみ焼却処理施設運転管理業務料、ごみ収集運搬業務委託料、環境クリーンセンター周辺地元協力金であり、し尿処理費では、し尿処理施設運転管理業務委託料であり、広域塵芥処理費では、灰等搬出運搬業務委託料である。

それぞれの支出負担行為伺書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【市民部】

人権センター

○ 予算の執行状況について

(1) 一般会計

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務使用料	1,503,000	1,506,600	1,506,600	0	100.0
民生使用料	10,000	13,220	13,220	0	100.0
民生費県補助金	9,333,000	0	0	0	-
民生費委託金	644,000	0	0	0	-
不動産売払収入	2,528,000	4,569,695	1,743,903	2,825,792	38.2
生活資金貸付金元利収入	1,000	443,189	0	443,189	0.0
雑入	0	2,740	2,740	0	100.0
合計	14,019,000	6,535,444	3,266,463	3,268,981	50.0

平成24年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
交通安全対策費	1,680,000	1,680,000	0	100.0
社会福祉総務費	670,000	464,210	205,790	69.3
老人憩いの家管理費	588,000	430,288	157,712	73.2
コミュニティセンター費	2,915,000	1,533,489	1,381,511	52.6
人権啓発推進費	9,220,000	6,957,061	2,262,939	75.5
児童館費	4,081,000	1,979,601	2,101,399	48.5
環境衛生費	4,395,000	3,083,670	1,311,330	70.2
住宅管理費	279,000	135,649	143,351	48.6
住宅新築資金等貸付金特別会計繰出金	3,981,000	0	3,981,000	0.0
合計	27,809,000	16,263,968	11,545,032	58.5

平成24年11月30日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、名阪高架下駐車場使用料、土地売払収入である。

歳出の主なものは、人権啓発推進費では、人権教育推進協議会運営事業補助金であり、環境衛生費では、石上共同浴場運営費補助金である。

それぞれの支出負担行為何書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

(2) 住宅新築資金等貸付金特別会計

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
一般会計繰入金	3,981,000	0	0	0	-
繰越金	1,000,000	1,210,247	1,210,247	0	100.0
雑入	20,519,000	14,474,566	14,474,566	0	100.0
合計	25,500,000	15,684,813	15,684,813	0	100.0

平成24年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
運用管理費	2,236,000	2,223,000	13,000	99.4
元金	19,158,000	9,401,324	9,756,676	49.1
利子	4,106,000	2,101,615	2,004,385	51.2
合計	25,500,000	13,725,939	11,774,061	53.8

平成24年11月30日現在

歳入の主なものは、回収管理組合返戻金である。

歳出の主なものは、回収管理組合市町村負担金、長期債元金償還金である。

それぞれの支出負担行為伺書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

嘉幡コミュニティセンター

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
民生使用料	64,000	61,220	61,220	0	100.0
衛生使用料	1,000	1,000	1,000	0	100.0
民生費県補助金	9,813,000	0	0	0	-
合計	9,878,000	62,220	62,220	0	100.0

平成24年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
老人憩の家管理費	60,000	23,562	36,438	39.3
コミュニティセンター費	3,631,000	1,931,970	1,699,030	53.2
児童館費	2,760,000	1,364,023	1,395,977	49.4
環境衛生費	3,762,000	2,609,730	1,152,270	69.4
合計	10,213,000	5,929,285	4,283,715	58.1

平成24年11月30日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、コミュニティセンター使用料である。

歳出の主なものは、嘉幡共同浴場管理運営補助金である。

それぞれの支出負担行為伺書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

御経野コミュニティセンター

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
民生使用料	30,000	146,200	146,200	0	100.0
民生費県補助金	9,333,000	0	0	0	-
合計	9,363,000	146,200	146,200	0	100.0

平成24年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
老人憩の家管理費	761,000	499,387	261,613	65.6
コミュニティセンター費	3,242,000	1,526,829	1,715,171	47.1
児童館費	3,290,000	1,168,865	2,121,135	35.5
環境衛生費	3,980,000	2,847,975	1,132,025	71.6
合計	11,273,000	6,043,056	5,229,944	53.6

平成24年11月30日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、コミュニティセンター使用料である。

歳出の主なものは、共同浴場管理運営補助金である。

それぞれの支出負担行為伺書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【市長公室】

企画課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務手数料	0	300	300	0	100.0
総務費県補助金	27,000	0	0	0	-
雑入	100,000	134,000	134,000	0	100.0
合計	127,000	134,300	134,300	0	100.0

平成24年12月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
企画費	18,668,000	17,537,571	1,130,429	93.9
広域消防費	812,116,000	649,693,000	162,423,000	80.0
合計	830,784,000	667,230,571	163,553,429	80.3

平成24年12月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、百歳天理・市民大学受講料である。

歳出の主なものは、企画費では、山辺広域行政事務組合総務費分担金であり、広域消防費では、山辺広域行政事務組合消防費分担金である。

それぞれの支出負担行為伺書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

自治振興課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務費委託金	3,521,000	0	0	0	-
雑入	564,000	308,450	281,070	27,380	91.1
合計	4,085,000	308,450	281,070	27,380	91.1

平成24年12月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
自治振興費	57,313,000	44,860,651	12,452,349	78.3
合計	57,313,000	44,860,651	12,452,349	78.3

平成24年12月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、広報紙・ホームページ広告掲載料である。

なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、校区区長会運営交付金である。

それぞれの支出負担行為伺書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

市民会館

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務使用料	8,130,000	9,480,675	9,480,675	0	100.0
雑入	84,000	60,006	60,006	0	100.0
合計	8,214,000	9,540,681	9,540,681	0	100.0

平成24年12月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
市民会館費	28,170,000	19,630,158	8,539,842	69.7
合計	28,170,000	19,630,158	8,539,842	69.7

平成24年12月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、市民会館使用料である。

歳出の主なものは、舞台吊物設備昇降装置交換修繕料である。

それぞれの支出負担行為何書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【健康福祉部】

児童福祉課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
民生費負担金	353,050,000	278,455,955	207,018,552	71,437,403	74.4
民生使用料	8,000	4,830	4,830	0	100.0
民生費国庫負担金	1,227,870,000	655,942,939	655,942,939	0	100.0
民生費国庫補助金	24,184,000	0	0	0	-
民生費県負担金	273,524,000	145,200,711	145,200,711	0	100.0
民生費県補助金	85,367,000	0	0	0	-
雑入	11,393,000	6,608,778	6,607,698	1,080	100.0
過年度収入	1,000	1,708,896	1,187,708	521,188	69.5
合計	1,975,397,000	1,087,922,109	1,015,962,438	71,959,671	93.4

平成24年12月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
諸費	279,000	4,000	275,000	1.4
障害者福祉費	13,408,000	10,030,271	3,377,729	74.8
児童福祉総務費	210,594,000	165,668,243	44,925,757	78.7
児童措置費	1,933,929,000	1,228,188,280	705,740,720	63.5
保育所費	132,563,000	83,321,022	49,241,978	62.9
母子福祉費	310,166,000	301,145,015	9,020,985	97.1
合計	2,600,939,000	1,788,356,831	812,582,169	68.8

平成24年12月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、保育所入所負担金、民生費国庫負担金の児童手当負担金及び子ども手当特別措置法負担金である。

なお、雑入及び過年度収入についての収入未済額は、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、児童福祉総務費では、民間保育所運営費補助金、学童保育所指定管理料であり、児童措置費では、扶助費（子ども手当・児童手当）である。

それぞれの支出負担行為何書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

健康推進課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
衛生使用料	8,550,000	4,159,872	4,159,872	0	100.0
衛生手数料	10,000	3,000	3,000	0	100.0
衛生費国庫補助金	7,460,000	0	0	0	-
民生費県補助金	17,035,000	0	0	0	-
衛生費県補助金	23,658,000	0	0	0	-
雑入	2,499,000	2,241,299	2,234,819	6,480	99.7
合計	59,212,000	6,404,171	6,397,691	6,480	99.9

平成24年12月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
諸費	313,000	0	313,000	0.0
母子保健費	61,530,000	35,241,471	26,288,529	57.3
保健衛生総務費	7,276,000	3,859,918	3,416,082	53.1
予防費	177,804,000	121,319,712	56,484,288	68.2
健康増進対策費	39,918,000	22,874,231	17,043,769	57.3
合計	286,841,000	183,295,332	103,545,668	63.9

平成24年12月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、休日応急診療所使用料である。

なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、母子保健費では、妊婦健康診査委託料であり、予防費では、各種予防接種委託料、休日応急診療所医師会委託料であり、健康増進対策費では、各がん検診委託料である。

それぞれの支出負担行為伺書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【建設部】

営繕課

○ 予算の執行状況について

① 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
土木総務費	2,794,000	1,633,920	1,160,080	58.5
合計	2,794,000	1,633,920	1,160,080	58.5

平成25年1月31日現在

注:職員給与費除く。

歳出の主なものは、電算機器リース料である。

それぞれの支出負担行為伺書等の関係書類を監査した結果、適正に処理

されていた。

まちづくり計画課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
土木手数料	545,000	727,000	640,000	87,000	88.0
雑入	310,000	249,195	243,050	6,145	97.5
合計	855,000	976,195	883,050	93,145	90.5

平成25年1月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
土地開発公社費	200,244,000	200,207,977	36,023	100.0
都市計画総務費	8,927,000	1,238,372	7,688,628	13.9
合計	209,171,000	201,446,349	7,724,651	96.3

平成25年1月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、屋外広告物許可申請手数料である。

なお、雑入の収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、土地開発公社用地購入費である。

それぞれの支出負担行為何書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

まちづくり事業課

○ 予算の執行状況について

(1) 一般会計

① 歳入

区分	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
土木使用料	103,000	127,880	127,880	0	100.0
土木費国庫補助金	49,943,000	0	0	0	-
現年	30,900,000	0	0	0	-
繰越明許	19,043,000	0	0	0	-
土木費県負担金	1,536,000	0	0	0	-
不動産売払収入	0	224,324	224,324	0	100.0
合計	51,582,000	352,204	352,204	0	100.0

平成25年1月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
道路新設改良費	64,041,000	40,727,145	23,313,855	63.6
現年	48,023,000	25,742,595	22,280,405	53.6
繰越明許	16,018,000	14,984,550	1,033,450	93.5
都市計画総務費	114,000	59,980	54,020	52.6
区画整理総務費	114,727,000	114,616,502	110,498	99.9
街路事業費	213,949,000	75,153,058	138,795,942	35.1
現年	115,299,000	12,782,658	102,516,342	11.1
繰越明許	98,650,000	62,370,400	36,279,600	63.2
公園管理費	39,516,000	16,101,762	23,414,238	40.7
公園事業費	2,300,000	161,413	2,138,587	7.0
現年	1,000,000	161,413	838,587	16.1
繰越明許	1,300,000	0	1,300,000	0.0
合計	434,647,000	246,819,860	187,827,140	56.8

平成25年1月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、土地売払収入である。

歳出の主なものは、道路新設改良費では、北大路線迂回道路に伴う用地購入費であり、区画整理総務費では、土地区画整理事業特別会計への繰出金であり、街路事業費では、勾田樺本線道路改良工事費、別所丹波市線改良工事事業用地購入費である。

それぞれの支出負担行為伺書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

(2) 土地区画整理事業特別会計

① 歳入

区分	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
土地区画整理事業費国庫補助金	165,579,000	0	0	0	-
現年	78,500,000	0	0	0	-
繰越明許	87,079,000	0	0	0	-
一般会計繰入金	114,251,000	114,251,000	114,251,000	0	100.0
基金繰入金	72,464,000	72,464,000	72,464,000	0	100.0
繰越金	104,726,000	104,726,342	104,726,342	0	100.0
現年	3,461,000	3,461,342	3,461,342	0	100.0
繰越明許	101,265,000	101,265,000	101,265,000	0	100.0
市預金利子	1,000	0	0	0	-
雑入	1,000	300	300	0	100.0
土地区画整理事業債	196,800,000	0	0	0	-
現年	82,300,000	0	0	0	-
繰越明許	114,500,000	0	0	0	-
保留地処分金	200,000,000	48,734,100	48,734,100	0	100.0
利子及び配当金	100,000	64,820	64,820	0	100.0
合計	853,922,342	340,240,562	340,240,562	0	100.0

平成25年1月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
山の辺第一工区土地区画整理事業費	772,859,000	205,004,548	567,854,452	26.5
現年	470,015,000	95,832,798	374,182,202	20.4
繰越明許	302,844,000	109,171,750	193,672,250	36.0
元金	3,753,000	2,812,637	940,363	74.9
利子	1,813,000	995,756	817,244	54.9
予備費	200,000	0	200,000	0.0
合計	778,625,000	208,812,941	569,812,059	26.8

平成25年1月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、一般会計繰入金、保留地処分金である。

歳出の主なものは、山の辺第一工区天理停車場線及び街区整備工事費、街区整備工事に伴う配水管布設工事負担金である。

それぞれの支出負担行為何書等の関係書類を監査した結果、適正に処理

されていた。

むすび

以上が平成24年度第3回、環境経済部(商工課・観光課・業務課)、市民部(人権センター、嘉幡コミュニティセンター、御経野コミュニティセンター)、市長公室(企画課、自治振興課、市民会館)、健康福祉部(児童福祉課、健康推進課)、建設部(営繕課、まちづくり計画課、まちづくり事業課)の定期監査を行った結果である。

予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理状況等について監査を実施した結果、各予算は目的に従い法令に準拠し適正に処理されていた。今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な対処をされるよう要望する。

災害対策本部

(平成25年 3 月29日 掲示済)

天理市災害対策本部告示第 1 号

天理市災害対策本部規程（平成 8 年 3 月天理市災害対策本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

天理市災害対策本部長
天理市長 南 佳 策

第 9 条第 2 項中「天理消防団長」を「市の消防団長」に改める。
別表市長公室部の項中

協力班 (企画課長)	企画課職員	1 部内各班への協力に関する事 2 その他部長の命ずる指示事項に関する事。	を
---------------	-------	--	---

協力第 1 班 (企画政策課長)	企画政策課 職員	1 部内各班への協力に関する事 2 その他部長の命ずる指示事項に関する事。	に、
協力第 2 班 (行政改革推進課 長)	行政改革推 進課職員		

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

公営企業

(平成25年 3 月11日 掲示済)

天理市上下水道局告示第 3 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成25年 3 月11日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。
平成25年 3 月11日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 ロイヤルホームセンター(株)

代表者 中山 正明

住 所 大阪府大阪市西区阿波座 1 丁目 5 番16号

(平成25年 3 月15日 掲示済)

天理市上下水道局公告第 4 号

平成24年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年 3 月15日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第 5 処理分区	櫛本町の一部

(平成25年 3月27日 掲示済)

天理市上下水道局公告第5号

平成24年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年 3月21日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第10-2 処理分区	中町の一部

(平成25年 3月27日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第1号

天理市下水道条例施行規程（平成22年 4月天理市上下水道局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3月27日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第3条の次に次の3条を加える。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設）

第3条の2 条例第7条の2第3号に規定する管理規程で定める排水施設は、次のいずれかに該当する排水施設（これらを補完する施設を含む。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が、次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 下水道法施行令（昭和34年政令147号）第6条に規定する基準
 - イ 大腸菌が検出されないこと。
 - ウ 濁度が2度以下であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（地震によって下水の排除に支障が生じないよう講ずる措置）

第3条の3 条例第7条の2第5号に規定する管理規程で定める措置は、排水施設（これらを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）について次項に規定する耐震性能を確保するために講ずるべき措置として次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生じるおそれがある場合においては、地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは採石による埋戻し、杭基礎の強化その他の有効な液状化の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生じるおそれがある場合においては、護岸の強化、地下連続壁の設置その他の有効な側方流動の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生じるおそれがある場合においては、可撓継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、排水施設に用いられる材料、排水施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 耐震性能は、重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設（これらを補完する施設を含む。）をいう。以下この項において同じ。）については次に掲げるとおりとし、重要な排水施設以外の排水施設については第1号のとおりとする。

- (1) レベル1地震動（排水施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、排水施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
- (2) レベル2地震動（排水施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動を

いう。)に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力の回復が可能なものとし、重要な排水施設の所期の流下能力を保持すること。

(排水管内径及び排水渠の断面積の数値)

第3条の4 条例第7条の2第6号に規定する管理規程で定める数値は、排水管内径については100ミリメートル（自然流下によらない排水管については30ミリメートル）とし、排水渠の断面積については5,000平方ミリメートルとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月27日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第2号

天理市企業職員管理職手当支給規程（昭和44年4月天理市水道ガス部管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月27日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月27日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第3号

天理市上下水道局事務分掌規程（平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月27日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第6条中第19号を削る。

第6条の2施設系の項中第3号を削り、第4号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条事業系の項中第2号の次に次の1号を加える。

(3) 汚水柵の設置申請に伴う工事の設計及び監督に関すること。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。